

第2回幕別町議会定例会

議事日程

令和3年第2回幕別町議会定例会
(令和3年6月22日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
13 芳滝仁 14 千葉幹雄 15 小川純文
（諸般の報告）
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告第2号 令和2年度幕別町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第4 報告第3号 令和2年度幕別町公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第5 報告第4号 債権の放棄について
- 日程第6 議案第49号 押印を求める手続きの見直しに伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第7 議案第50号 札内東町民プールの廃止に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第8 議案第51号 幕別町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第52号 幕別町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第53号 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための幕別町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第54号 幕別町公営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第55号 幕別町公共下水道設置条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第57号 令和3年度幕別町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第58号 令和3年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第59号 令和3年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第60号 令和3年度幕別町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第17 陳情第1号 「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第18 陳情第2号 「地方財政の充実・強化に関する意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第19 陳情第3号 「2021年度北海道最低賃金改正等に関する意見書」の提出を求める陳情書

会議録

令和3年第2回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 令和3年6月22日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 6月22日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (18名)

議長 寺林俊幸
副議長 中橋友子

- | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 1 石川康弘 | 2 小田新紀 | 3 内山美穂子 | 4 藤谷謹至 | 5 小島智恵 |
| 6 若山和幸 | 7 岡本眞利子 | 8 荒 貴賀 | 9 酒井はやみ | 10 野原恵子 |
| 11 田口廣之 | 12 谷口和弥 | 13 芳滝 仁 | 14 千葉幹雄 | 15 小川純文 |
| 16 藤原 孟 | | | | |

- 6 地方自治法第121条の規定による説明員

町 長 飯田晴義	副 町 長 伊藤博明
教 育 長 菅野勇次	企 画 総 務 部 長 山岸伸雄
住 民 福 祉 部 長 細澤正典	経 済 部 長 岡田直之
建 設 部 長 笹原敏文	会 計 管 理 者 合田利信
忠類総合支所長 川瀬吉治	札 内 支 所 長 新居友敬
教 育 部 長 山端広和	政 策 推 進 課 長 白坂博司
総 務 課 長 佐藤勝博	地 域 振 興 課 長 亀田貴仁
糠内出張所長 宮田 哲	税 務 課 長 高橋修二
住 民 生 活 課 長 谷口英将	こ ど も 課 長 平井幸彦
保 健 課 長 金田一宏美	農 林 課 長 香田裕一
農 林 課 参 事 渡部賢一	商 工 観 光 課 長 西嶋 慎
土 木 課 長 小野晴正	都 市 計 画 課 長 河村伸二
水 道 課 長 松井公博	保 健 福 祉 課 林 隆則
生涯学習課長 石田晋一	給食センター所長 鯨岡 健

- 7 職務のため出席した議会事務局職員

局長 萬谷 司 課長 半田 健 係長 北原正喜

- 8 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

- 9 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

- 13 芳滝仁 14 千葉幹雄 15 小川純文

議事の経過

(令和3年6月22日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（寺林俊幸） おはようございます。

本町議会では、6月から9月までの間、幕別町環境宣言に基づきクールビズに取り組むこととしております。各議員におかれましては、実施期間中、適宜対応されますようお願いいたします。

それでは、ただいまから令和3年第2回幕別町議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（寺林俊幸） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（寺林俊幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、13番芳滝議員、14番千葉議員、15番小川議員を指名いたします。

[会期の決定]

○議長（寺林俊幸） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から7月5日までの14日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から7月5日までの14日間と決定いたしました。

[諸般の報告]

○議長（寺林俊幸） ここで、諸般の報告をいたします。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査結果報告書が議長宛てに提出されていますので、お手元に配布してあります。

後ほどご覧いただきたいと思います。

これで、諸般の報告を終わります。

[行政報告]

○議長（寺林俊幸） ここで、町長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

飯田町長。

○町長（飯田晴義） 令和3年第2回町議会定例会が開催されるに当たり、当面する町政の執行につきましてご報告をさせていただきます。

はじめに、高速情報通信網、いわゆる光回線網整備の進捗状況について申し上げます。

昨年の第3回定例会で予算議決を頂きました高度無線環境整備推進事業については、光回線の未整備地域にお住まいの住民や法人等を対象に、昨年11月以降、光回線の仮加入申込みの受付を行い、本年5月末までに、490件、596回線の申込書を受け付け、光回線の整備事業者である東日本電信電話株式会社へ提出しております。

その後、これまでに、東日本電信電話株式会社において、本町における光回線の整備エリアの確定

と具体的な工事日程を決定し、現在、電柱の新設や工事の支障となる樹木の伐採等に関し、地権者との折衝を行っているところであります。

今後は、来月から順次、電柱や光ケーブルの敷設及び接続工事を行い、令和4年4月から供用開始の運びとなる予定であります。

次に、農作物の作況について申し上げます。

本年は、4月に降水量や日照時間が平年より多く推移したため、融雪が早く、春作業も順調に進み、5月下旬に降雨の影響で豆類などの播種がやや遅れたものの、全体では、おおむね平年並みに作業を終えたところであります。

6月15日現在の農作物の生育状況は、秋まき小麦が、平年より茎数が多く草丈も高い傾向で平年並みに生育しており、馬鈴薯は植付けを平年より2日早く終え、生育も2日早く、てん菜は移植が平年より1日早く、直播は5月下旬の降雨の影響から2日遅れとなっております。

このほか、牧草やサイレージ用トウモロコシなどの飼料用作物が平年並みの草丈になるなど、農作物全般でおおむね平年並みに生育しておりますことから、この先も天候に恵まれ、実り豊かな秋を迎えられますよう、心から願っているところであります。

次に、町営牧場の入牧状況について申し上げます。

忠類地区の晩成牧場及び共栄牧場については、5月24日から31日までの間において、乳牛352頭と肉用牛45頭を、南勢牧場については、24日に乳牛270頭、6月15日に乳牛27頭を受け入れ、町営牧場全体では、694頭の入牧を終えたところであります。

今後、さらに、乳牛123頭の入牧を予定しておりますが、事故などが起きないように飼育管理に万全を期してまいります。

次に、ナウマン象の子象模型の寄贈について申し上げます。

現在、町内では、忠類ナウマン公園に親子のナウマン象の復元模型が2体と札内のスマイルパークフラワーガーデンの南側に成体のナウマン象の復元模型が1体設置されております。

スマイルパークに設置されているナウマン象の復元模型は、昨年、幕別ライオンズクラブから創立50周年記念事業の一環として町に寄贈されたものであり、写真撮影をする方やナウマン象の傍らにシートを広げてピクニックを楽しむ親子連れを見かけるなど、公園を訪れる多くの方々から好評を頂いているところであります。

また一方では、「1体ではかわいそう」あるいは「子どもの象はいないの」といった声も多く聞くところであり、こうした中、このたび、匿名希望の町民有志の方から、子象模型の寄贈の申出を頂き、昨年設置されたナウマン象の子どもとして、7月には設置できることとなりました。

忠類村で発見されたナウマン象の化石骨は、極めて高い学術的価値を持つ財産であり、合併から15年が経過した今では、幕別町の貴重な宝として町民の皆さんの認識も深まりつつあるところであり、このたびの子象模型の寄贈により、さらなる浸透が図られるものと期待するところであります。

次に、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置に伴う対応について申し上げます。

北海道では、3月に初めて感染性が高い変異株の感染例が確認されて以降、札幌市を中心に変異株への置き換わりが進むなど新規感染者数の増加が続く中、特にゴールデンウィーク以降、全道的な感染拡大の傾向が強まり、5月14日に、16日から5月31日までを期間として、昨年の4月以来2度目の緊急事態宣言が発令されたところであります。

さらに、5月28日には、医療の提供体制や変異株の拡大等の状況を踏まえ、期間が6月20日まで延長されたところであり、北海道では、これ以上の感染拡大抑止に向け、宣言期間中、道内全域を対象に、緊急事態措置として、道民等に対する不要不急の外出自粛や飲食店等に対する休業、営業時間短縮などの要請、協力依頼を行ったところであります。

これを受け、町では、町民の皆さんに対して、緊急事態措置に伴う北海道からの要請等の内容について周知を図るとともに、保育所等を除き、町の公共施設を原則閉館・閉所することといたしました。

常設、へき地及び学童保育所並びに幼稚園につきましては、家庭内で保育することが困難な場合の

利用に限定して開所したほか、子育て支援センターにつきましては、措置延長前は相談業務のみとし、延長期間中は一時保育も併せて実施、発達支援センターにつきましては、延長期間中に個別療育に限り実施したところであります。

また、公園施設は、変異株が従来株に比べてはるかに感染性が高いことを踏まえ、遊具及び親水施設を使用中止としたほか、各種イベント行事等については、密が避けられないものについて、中止または延期としました。

このほか、小中学校については、登下校や授業等における感染症対策を一層徹底した上で、教育活動を実施してまいりましたが、5月と6月に予定していた修学旅行、宿泊学習や運動会、体育祭など感染のリスクが高い行事については、7月以降に延期したところであります。

また、中学校の部活動は原則休止としましたが、中体連等全国大会につながる大会に参加するための部活動で、徹底した感染症対策を講じて行うものについては、6月12日以降十勝管内統一して活動を認めるとしたところであります。

さらに、町職員の感染防止対策については、改めて「3密の回避」「手洗いの徹底」及び「マスクの励行」など北海道スタイルの徹底を図るとともに、勤務に当たり、出勤者数の抑制や執務室内の密を避けるため、「在宅勤務」「分散勤務」「定時退庁」及び「時間外勤務の抑制」などの感染拡大の抑止に向けた取組を進めてまいりました。

なお、緊急事態措置に伴い閉館・閉所しておりました公共施設につきましては、6月20日に緊急事態宣言が解除され、まん延防止等重点措置に移行したことを受け、全ての公共施設において利用を再開したところでありますが、今後におきましても、国や北海道など関係機関と連携を図り、状況に応じて感染予防、感染拡大抑止の徹底に向け、必要な対策を迅速に講じてまいります。

次に、町の公共施設における新型コロナウイルス感染症の感染状況について申し上げます。

ゴールデンウィーク以降、全道的に感染が拡大する中、本町におきましても、5月11日に札内さかえ保育所に勤務する職員2名が発熱の症状があることから医療機関を受診し、PCR検査を行ったところ、翌12日に陽性が確認されたところであります。

このほかにも発熱等の症状を有する職員や園児が複数いたことや、園児の行動の特性上、他者との接触の状況を特定することが難しいことから、保健所では保育所園児と併設する子育て支援センターの利用者とこれら施設の職員のPCR検査を行うこととし、5月13日に園児122名、翌14日に園児1名と子育て支援センターの利用者26名、保育所の職員35名と子育て支援センターの職員2名、併せて186名の一斉検査を実施したところであります。

また、14日には、一斉検査以前に個別にPCR検査を行っていた職員3名及び園児1名の陽性が確認されたことから、同日、北海道において札内さかえ保育所がクラスター（感染者集団）と認定されたところであります。

その後、日を追うごとに感染者が増加し、最終的な感染者数は、園児20名、職員15名の合計35名となりました。

こうした状況を踏まえ、町では、5月12日から札内さかえ保育所を臨時休所しておりましたが、5月25日に健康観察期間を終えたことから、保健所と協議の上、5月31日から家庭内で保育することが困難な場合の利用に限定し、保育所を再開したところであります。

また、札内さかえ保育所に関連して、5月18日に役場庁舎に勤務する職員1名の陽性が確認されましたが、濃厚接触者がいなかったため、通常どおり業務を継続しております。

このほか、札内南小学校では、5月13日と15日にそれぞれ児童1名の感染が確認されたため、5月14日から17日まで学校閉鎖いたしました。濃厚接触者に特定された対象者全員の陰性が判明しましたことから、一部の学級を除き18日から学校を再開し、26日からは全ての学級で通常どおりとしたところであります。

また、糠内小学校では、5月24日に教職員1名の感染が確認され、濃厚接触者の特定と校内全体の消毒作業を行うため、5月25日と26日を学校閉鎖いたしました。濃厚接触者に特定された対象者

の陰性が判明したことから、27日から学校を再開したほか、白人小学校では、5月25日に児童1名の感染が確認されましたが、学校内に濃厚接触者がいなかったことから、通常どおりとしたところでもあります。

このたびの保育所及び小学校の園児、児童に感染が確認されたことを受け、町では保護者に対して、電話、メール等により、逐一情報提供を図るなどきめ細やかな対応を行うとともに、町民の皆さんに対しても、ホームページやマスコミ等を通じて感染状況等について随時情報発信を行ってきたところでもあります。

私といたしましては、今回、保育所及び複数の小学校において休業を余儀なくされたこと、とりわけ札内さかえ保育所においては、休業が長期に及んだことにつきましては、とても心苦しく思っております。

今回の札内さかえ保育所におけるクラスターの発生により、身をもって変異株の感染力の強さを実感したところであり、改めてエアロゾル感染を念頭に置いた感染防止対策の徹底と、できる限り早期のワクチン接種に努めてまいります。

次に、新型コロナワクチン接種の実施状況について申し上げます。

本町における65歳以上の高齢者に対するワクチン接種は、施設入所者については5月6日から、一般の高齢者については、集団接種が5月15日から町内6会場で、個別接種が5月17日から町内3医療機関で、さらには6月1日からは1医療機関を加えた4医療機関で実施しております。

6月21日現在の予約率は87.6%で、接種者数につきましては、1回目の接種を終えた方は、高齢者施設で521人、集団接種で1,720人、個別接種で2,304人の合計4,545人、接種率は50.0%となっており、2回目の接種を終えた方は、高齢者施設で249人、集団接種で1,396人、個別接種で1,439人の合計3,084人、接種率は33.9%となっております。

なお、接種後の副反応については、接種部位の痛みや腫れ、軽度の発熱等を発症された方が数名おりましたが、重篤な副反応の事例は現在のところ発生しておりません。

また、予約された方が体調不良等で当日接種をキャンセルされたこと等により、余剰となったワクチンについては、廃棄することなく、接種を終えていない歯科医院や調剤薬局の職員、消防職員などの医療従事者等のほか、ワクチン接種会場の従事者等に対して接種を行っております。

65歳以上の高齢者のワクチン接種の完了見込みについては、3月に「幕別町新型コロナワクチン接種実施計画書」を策定した段階においては、接種対象者の7割が接種すると推定し、7月末までに2回目の接種が完了できる見込みとしておりましたが、第1次の予約受付期間中の5月7日時点で、既に推定の7割を超える方からの予約がありましたことから、2回目の接種が8月となる方が生じたところでもあります。

国では、2回の接種を7月末までに終えるよう接種の加速化を全国の自治体に要請しているところであり、町としましては、一日も早く完了すべく、医療機関の協力を得て、集団接種及び個別接種において枠の拡大を図り、接種の前倒しを行うことで、接種を希望する方については、7月末までに2回目の接種を終えることができることとなりました。

しかしながら、現在も接種を希望する方からの問合せを受けておりますことから、これらの方でもできる限り7月末までに接種を終えることができるよう調整を行っているところでもあります。

また、今後の65歳未満の方に対する接種については、16歳から64歳までの方に対し、6月30日にクーポン券等を発送し、7月5日以降、順次予約の受付を開始する予定としておりますが、受付時の混雑を緩和するため、基礎疾患のある方及び高齢者施設等の従事者を優先しつつ、年齢区分を設け段階的に年齢を引き下げるなど、スムーズに受付業務が進められるよう工夫してまいりたいと考えております。

なお、6月1日から新たに接種対象となりました12歳から15歳までの方に対しましては、接種時期や場所など検討の後、7月中旬にクーポン券等を発送する予定であります。

また、国では、65歳以上の高齢者への接種が7月末までに完了することを条件に、ワクチンの供給

量や地域の実情等を踏まえ、自治体の裁量により独自の優先順位を設けることを容認する考えを示していることから、本町においても、クラスター発生のリスクを抑えるため、保育士や教職員、居宅サービス事業所や訪問系サービス事業所等の従事者への接種を優先的に行うべく、準備を進めているところがあります。

なお、障がいを抱えていることなどにより、自分で予約することが困難な方につきましては、公区长や民生委員、隣近所にお住まいの方等の協力を得るなどにより、漏れなく接種できるよう努めてまいります。

先に申しあげましたように、町では、希望される全ての方が一日でも早くワクチン接種ができるよう、今後とも効率的な接種を進めてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症に対する経済対策等の取組について申し上げます。

町では昨年5月以降、事業者の実態をじかに把握しながら、一件の事業者も潰さないとの思いで様々な経済対策等に取り組んでまいりましたが、このうち主な事業につきましてご報告をさせていただきます。

はじめに、「飲食店・ホテル等緊急支援事業」については、本年3月31日で申請の受付を終了したところであり、最終の支給実績は75件、750万円となっております。

次に、「頑張る事業者応援事業」及び「頑張る事業者応援強化事業」については、両事業ともに本年3月31日で申請の受付を終了したところであり、最終の支給実績は、「頑張る事業者応援事業」が157件、4,710万円、「頑張る事業者応援強化事業」が19件、920万円となっております。

次に、「頑張る事業者事業継続支援事業」については、本年2月17日から受付を開始し、5月31日までの申請期限としておりましたが、令和2年度予算分として67件、2,660万円、令和3年度予算分として39件、1,660万円、合計で106件、4,320万円となりました。

次に、「町内宿泊施設宿泊費助成事業」については、5月31日現在、予定宿泊数1万3,000泊に対し、宿泊実績及び予約受付分を合わせまして1万1,628人、1万2,008泊、助成額は4,629万800円となっております。

なお、本事業は、緊急事態宣言下の5月16日から6月20日まで執行を一時停止したところありますが、翌21日、昨日でありますけれども、事業を再開しております。

次に、「新型コロナウイルス感染症関連無利子融資円滑化基金造成事業」については、融資件数244件、融資総額4億4,892万円に対して、利子補給額は、基金廃止後の令和8年度以降の利子補給額を含めて1億5,985万8,375円となっております。

このほか、「スーパープレミアム商品券発行事業」については、昨年7月1日から9月30日までの間、プレミアム率50%、うち30%分を飲食店及び宿泊業に限定するとして実施したところありますが、最終販売実績は、購入者は3,211人で、22万5,000枚、金額にして1億1,250万円となりました。

なお、令和3年度実施分につきましては、現在、新型コロナウイルス感染症の収束が見込めず、事業の実施を見合わせておりますが、引き続き、感染状況を注視しながら、本事業の実施時期を判断してまいります。

以上、当面する諸課題等につきましてご報告をさせていただきましたが、議員の皆さんには、引き続き町政の執行に対しまして、一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） これで、行政報告は終わりました。

[報告]

○議長（寺林俊幸） 日程第3、報告第2号、令和2年度幕別町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

報告を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 報告第2号、令和2年度幕別町一般会計繰越明許費繰越計算書について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

地方自治法第213条の規定により、歳出予算の経費のうち、年度内にその支出が終わらない見込みのものについては、繰越明許費として、翌年度に繰り越して使用できるとされております。

翌年度に繰り越した当該経費については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越限度額と翌年度繰越額、財源内訳を示した繰越計算書を翌年度の5月31日までに調製し、次の議会において報告しなければならないとされております。

今回、ご報告いたしますのは、本年2月の第2回臨時会と3月の第1回定例会において、繰越明許費に設定いたしました2款総務費の「防災行政無線システム整備事業」以下、16事業であります。

令和2年度予算から事業別予算を導入しておりますことから、本計算書においても事業ごとに総額を、括弧書きで節ごとの、あるいは細節ごとの繰越額を記載しております。

このうち、表の左から4列目の「繰越限度額」、これは、先に設定いたしました限度額であります。この限度額と実際に繰り越した額、この列の右側の「翌年度繰越額」ですが、この2つの額が異なっておりますのは、表の上から3段目の2款総務費、1項総務管理費、頑張る事業者事業継続支援事業と、その下の段の町内宿泊施設宿泊費助成事業、2ページになりますが、上から2段目の4款衛生費、1項保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種事業の3事業であります。

令和2年度中の支出額が確定したことに伴い、翌年度繰越額が繰越限度額を下回ったものであります。

その他の13事業につきましては、繰越限度額と同額を令和3年度に繰り越したものであります。

3ページをご覧ください。

表の最終行になりますが、16事業の合計は、繰越限度額が17億5,752万6,000円に対し、実際に繰り越した翌年度繰越額は17億1,877万8,000円であります。

右端になりますが、そのうち一般財源所要額は7,676万円で、令和2年度決算の歳入歳出差引き額の一部を充当するものであります。

以上で、報告第2号の説明を終わらせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第2号を終わります。

日程第4、報告第3号、令和2年度幕別町公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

報告を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 報告第3号、令和2年度幕別町公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の4ページをお開きください。

報告第2号と同様に、翌年度に繰越しをしました当該経費について、繰越計算書をもって報告するものであります。

今回、報告いたしますのは、本年第1回定例会において繰越明許費に設定いたしました2款事業費、1項下水道施設費、下水道施設建設事業で、翌年度繰越額は793万6,000円であります。

そのうち、一般財源所要額は3万6,000円で、令和2年度決算の歳入歳出差引き額の一部を充当するものであります。

以上で、報告第3号の説明を終わらせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第3号を終わります。

日程第5、報告第4号、債権の放棄についてを議題といたします。

報告を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 報告第4号、債権の放棄についてご報告申し上げます。

議案書の5ページをお開きください。

令和元年第4回幕別町議会定例会において、町の債権管理事務の適正化と効率化を図り、もって公正かつ円滑な行財政運営に資することを目的に制定されました幕別町債権管理条例に基づき、町税、介護保険料などと同様の滞納処分を行うことのできない学童保育所保育料などの私債権について、同条例第16条第1項の規定に基づき、令和3年3月31日付で次のとおり債権を放棄しましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

いずれの債権も適正な債権管理に努めてまいりましたが、あらゆる手段を尽くしても徴収が不可能な債権について、条例の放棄事由を満たすものと判断し、当該債権を放棄したものであります。

表は、左から右に、債権の名称、発生年度、放棄事由ごとに件数と金額、そして右端には債権の種類ごとの合計を記載し、上段の学童保育所保育料から下段の上水道使用料まで5種類の私債権の放棄の内容を記載しております。

表の中ほどに、今回の放棄事由を記載しております。

条例第16条第1項第2号の「破産免責等」は、債務者の自己破産により債務者としての責任を免れたもの、同項第6号の「失踪、所在不明等」は、失踪、所在不明その他これに準ずる事情に該当する場合であります。今回の全件は、債務者の死亡により徴収の見込みがないものであります。

はじめに、学童保育所保育料であります。

第2号「破産免責等」の事由によるものが、平成30年度と令和元年度で13件、3万1,500円であります。

次に、公営住宅使用料であります。

第2号「破産免責等」が平成11年度から15年度までと19年度、20年度で34件、76万7,000円、第6号「失踪、所在不明等」が平成24年度で5件、5万5,600円、合計で39件、82万2,600円であります。

次に、学校給食費であります。

第2号「破産免責等」が平成26年度、27年度、令和元年度で27件、11万8,322円であります。

次に、簡易水道使用料であります。

第6号「失踪、所在不明等」が平成25年度3件、1,401円であります。

最後に、上水道使用料であります。

第2号「破産免責等」が平成23年度から25年度までと28年度で26件、7万3,930円、第6号「失踪、所在不明等」が平成15年度、16年度、23年度、24年度、27年度で40件、11万3,507円、合計で66件、18万7,437円であります。

放棄いたしました5種類の債権の総合計は、第2号「破産免責等」が100件で99万752円、第6号「失踪、所在不明等」が48件で17万508円、合計で148件、116万1,260円であります。

行政サービスを受けるに当たっての受益と負担の公平性の確保は、住民の皆さまからの行政への信頼には欠くことのできない、そして強く求められる原則であると考え、これまでも公平、公正かつ適正な債権管理に取り組んでまいりました。

今回、債権管理条例の定めに基づき債権の放棄を行いましたが、誠実に納付されている方々との間で不公平感を生じさせてしまわないよう、今後とも、私たち職員一人ひとりが公平、公正な債権管理事務に取り組んでいかなければならないと考えております。

以上で、説明を終らせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第4号を終わります。

[付託省略]

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

日程第6、議案第49号から日程第16、議案第60号までの11議件については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、日程第6、議案第49号から日程第16、議案第60号までの11議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（寺林俊幸） 日程第6、議案第49号、押印を求める手続きの見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第49号、押印を求める手続きの見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の6ページ、議案説明資料の1ページをお開きください。

国は、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、また、デジタル技術を活用した行政サービスの提供を可能とする電子政府、いわゆるデジタルガバメントの実現のため、その障壁となっている書面主義、押印原則、対面主義の見直しに取り組んでおります。

昨年来、国においては、この方針の下、押印の見直しを強力に推進した結果、民間から行政への手続の99.4%において廃止または廃止の方向とし、特に認め印については全てを廃止する見込みが示されたところであります。

押印の見直しは、行政手続における国民の負担を軽減し、利便性を図ることが目的で、これによって申請手続のオンライン化を促進し、行政サービスの向上へとつなげる取組でありますことから、本町におきましても、関係法令の改正や国が示したマニュアルに基づき、同様の見直しを進めてまいりたいと考えております。

今回、申請書等への押印を義務付けている2つの幕別町の条例について、押印の廃止を行うべく、本整備条例において所要の改正を行おうとするものであります。

議案説明資料の1ページをご覧ください。

整備条例第1条は、幕別町固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてであります。

本条例は、地方税法の規定に基づき固定資産の評価に関し、納税者等が課税台帳に登録された価格について不服がある場合の審査手続等を定めております。

第4条第4項は、評価審査委員会への審査申出書に審査申出人の押印を求めています。この項を削り、押印不要とするものであります。

第8条は、評価審査委員会における口頭審理について定めております。

2ページになります。

第5項の「口述書への署名捺印」を不要と改めるものであります。

3 ページをご覧ください。

整備条例第2条は、幕別町火入れに関する条例の一部改正についてであります。

本条例は、幕別町の森林または森林の周囲1キロメートルの範囲内にある土地における火入れに係る基準や手続等を規定しております。

第2条は、火入れの許可申請について定めております。

第1項は、申請書の様式を別記様式第1号とし、添付書類として、第1号、見取図から第3号の請負契約書の写しまでを定めております。

このたびの押印不要の見直しに併せて、手続規定であります申請に係る当該申請書様式と添付書類とを条例の規定事項から規則に移行させ、第2条第1項は、下線で示しているように「別に定める申請書に必要書類を添付して町長に提出しなければならない」と改めるものであります。

第4条は、許可証の交付等について定めております。

第1項で規定している許可証の別記様式第2号についても規則に移行させるため、削るものであります。

4 ページをご覧ください。

第17条として、手続規定を別に定めることができるよう、委任規定を追加するものであります。4 ページから5 ページ中段にかけての様式第1号、火入許可申請書、5 ページ下段から6 ページにかけての様式第2号、火入許可証の様式を削るものであります。

この2つの様式は、委任規定に基づき制定いたします規則において定めることとしております。

議案書にお戻りいただき、6 ページをご覧ください。

附則についてであります。

この条例は、公布の日から施行するとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第50号、札内東町民プールの廃止に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第50号、札内東町民プールの廃止に伴う関係条例の整備に関する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の7ページ、議案説明資料の7ページをお開きください。

昭和42年に建設いたしました札内東町民プールは、建設後半世紀が経過し、施設・設備の老朽化に伴い、利用者の安全面での確保が難しくなりましたことから、昨年3月来、白人小学校をはじめ、同校PTA役員や保護者の方々と今後の在り方について、協議・検討を行ってまいりました。

少子化を背景とした将来的な利用者の減少は避けがたいことから、白人小学校の体育授業における移送支援などの代替策を講じた上で、札内東町民プールの廃止を決定しましたことから、関係する2つの条例について、本整備条例において所要の改正を行おうとするものであります。

議案説明資料の7ページをご覧ください。

整備条例第1条は、幕別町体育施設条例の一部改正についてであります。

本条例は、第 1 条において、「住民の保健及び体位の向上並びにレクリエーション普及のため体育施設を設置する」と定めております。

第 2 条は、体育施設の名称及び位置を定めております。

表中、プールの区分の 2 行目「札内東町民プール」の廃止に伴い、名称及び位置を削るものであります。

8 ページをご覧ください。

整備条例第 2 条は、幕別町都市公園等条例の一部改正についてであります。

札内東町民プールは、都市公園法第 2 条に規定する都市公園の効用を全うするために設けられる公園施設として、本条例において規定しております。

同プールの廃止に伴い、同条例第 2 条第 2 項の該当箇所を削る改正を行うものであります。

議案書にお戻りいただき、7 ページをご覧ください。

附則についてであります。

この条例は、公布の日から施行すると定めるものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 51 号、幕別町個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第 51 号、幕別町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の 8 ページ、議案説明資料の 9 ページをお開きください。

デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するため、デジタル庁設置法とデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、本年 9 月 1 日に施行されます。

デジタル庁設置法の施行に伴い、個人番号と関連づけられた個人情報を関係機関の間でやり取りするためのコンピューターネットワークによる情報システムであります、情報提供ネットワークシステムを所管するデジタル庁の長が、内閣総理大臣と定められたことから、本条例の関連規定を改めるものであります。

また、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、個人番号を活用した情報連携・特定個人情報の提供範囲の拡大等に関する規定が改正されたため、特定個人情報の提供に係る本条例の引用規定の改正を併せて行うものであります。

議案説明資料の 9 ページをご覧ください。

第 18 条は、請求に対する決定について定めております。

新旧対照表では記載を省略しておりますが、前条、第 17 条は、「開示請求又は訂正請求等」を規定しており、これを受けて第 18 条は、町長などの実施機関の決定について定めております。

第 5 項は、実施機関が保有する個人情報に関する当該個人からの訂正請求と利用停止等請求について、全部または一部について応じる旨の決定をした場合において、当該実施機関以外のものに提供しているときは、そのものに通知し、必要な措置を講じさせなければならないと定めております。

第5項の4行目以降の括弧書きの中になりますが、情報提供等記録、これはいわゆるマイナンバーに関する情報であります、この情報に関する訂正をした場合には、現行、総務大臣に通知すると定めておりますが、法律の施行に伴い、内閣総理大臣に改めるものであります。

あわせて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、本条例におきましては「番号法」と省略定義をしておりますが、この番号法の改正に伴い、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改めるものであります。

議案書の8ページをご覧ください。

附則についてであります。

この条例は、令和3年9月1日から施行するとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第52号、幕別町手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第52号、幕別町手数料条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の9ページ、議案説明資料の10ページをお開きください。

本年5月に公布されましたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が、来る9月1日に施行されます。

同法において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、個人番号カードの発行運営体制の強化などを目的として、発行運営主体が市町村から地方公共団体情報システム機構に、同機構は平成26年に地方公共団体情報システム機構法に基づき設立された地方共同法人であります、この同機構に移行となりますことから、本条例について所要の改正を行おうとするものであります。

議案説明資料の10ページをご覧ください。

別表は、手数料を徴収する事務と、それに係る手数料を定めております。

左側の「現行条例」をご覧ください。

番号30の4であります。

番号30の4は、平成27年10月から申請が可能となった紛失等の理由による「個人番号カードの再交付手数料」を規定しております。

個人番号カードの発行運営主体が地方公共団体情報システム機構に移行され、本条例に規定している個人番号カードの再発行手数料が当該機構の収入に位置付けられますことから、当該規定を削るものであります。

なお、住民の方々には、これまでどおり本庁及び支所の窓口で個人番号カードの交付と再交付をお受けになり、再交付に伴う発行手数料を町の窓口でお支払いただくことに変更はございません。

議案にお戻りいただき、9ページをご覧ください。

附則についてであります。

この条例は、令和3年9月1日から施行するとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○18 番（中橋友子） 幕別町手数料条例の改正に伴うことでありますが、これまでの幕別町が直接発行していたものが、地方公共団体情報機構に変わるということでありました。機構に変わるこの目的というのは一体どういうことなのでしょう。

それと、従来どおり住民は、本町で発行あるいは支所でも発行し、再交付の手数料はそこで支払うということですが、これは幕別町の収入になっていくのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 住民生活課長。

○住民生活課長（谷口英将） まず、1 点目ですけれども、提案の説明にもありましたように、抜本的な運営体制の強化ということで、今回、発行主体が機構のほうに移行されることになりました。発行自体の事務というのは従来どおり変わらないのですけれども、主務大臣が総務大臣なのですが、今後、機構が毎年発行に関する年次計画、それからマイナンバーカードの発行に対する評価、そういったものを毎年、国の主務大臣に報告するという意味で、運営が強化されたという形になっております。

もう一つ、最後の発行手数料の再発行の収入なのですけれども、今までは町の収入として、この条例に基づいて、再発行の分については町の歳入に収入していました。今後も、再発行する場合は 800 円かかるのですけれども、それは町の収入でなくて、お客さんからお預かりしたお金を直接機構のほうに町がお渡しするという流れに変更になります。

以上であります。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18 番（中橋友子） 運営の強化ということですが。このマイナンバーカードにつきましては、利便性が強調される一方で、個人情報保護の観点から非常に危険性が高く、問題があるということについては、これまでも何度も指摘をさせていただいてきたところであります。

その発行について強化される、つまり毎年、発行主体が変わることによって、年次計画もつくられて、点検もされ、どれだけ普及しているのかというようなことがやられていくのだろうというふうに思うのですけれども、これはあくまでも住民が、カードを必要とする人が自主的に行うことであって、決して強制されるものではないと思うのです。機構に発行が委ねられることによって、その点での住民の権利の保障というのは保たれるのでしょうか。

歳入については、分かりました。こういった場合には、うちの町の収入にならないということありますから、委託事務なのかなというふうに思うのですけれども、仕事はするけれどもお金は入らないということに対する何か補償というようなものはあるのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 住民生活課長。

○住民生活課長（谷口英将） 1 点目であります。こちらにつきましては、やはりカードの発行は、あくまでも御本人様の意思でもって申請していただくものでありますので、その辺の考え方については変わらないとは思いますが、今後どういった計画を機構が国のほうに報告するかというのは、ちょっと中身はまだこちらにも分かっていないものですので、どういうふうな大きな変更があるかというのは町としてお答えすることはできないのかなというふうに考えています。ただ、冒頭申し上げました考え方というのは、今までどおり変わらないというものであります。

もう一つ、委託料ですね。今年度であれば 950 万円ほど町の歳出予算を持っているのですが、これは国の予算が令和 2 年度から令和 3 年度に繰り越された内容でもって、10 分の 10、後日国から入ってくる形になるのですけれども、来年度につきましては、町が発行主体ではなくなるものですから、町が歳出予算を持つ必要性はなくなります。それは先日ちょっと確認をさせていただいているのですけれども、そのほか町が行う事務手数料、こちらについては令和 4 年度からどのようになるかというのは、今現在協議中ということで確認を得ております。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18 番（中橋友子） 協議中ということでもありますから、事務費が補償されるか補償されないかというのは、これからなのだと思うのですが、多大な時間を要する業務とは思えませんが、しかし町から機構に移行するわけでもありますから、当然町の姿勢としては、その事務費についてもしっかりと補償してもらう姿勢を持つことが大事だというふうに申し上げて終わります。

○議長（寺林俊幸） ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 53 号、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための幕別町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第 53 号、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための幕別町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の 10 ページ、議案説明資料の 12 ページをお開きください。

昨年 5 月 15 日に開催されました令和 2 年第 1 回町議会臨時会において、国の財政支援措置に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、感染症に感染した被保険者が休業しやすい環境を整えることを目的に、保険給付として傷病手当金の支給を特例的に行う「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための幕別町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例」を制定したところであります。

議案説明資料の 12 ページをご覧ください。

国の財政支援の適用期間の延長に合わせて、これまで 3 度にわたり改正を行い、現行の附則第 2 項は、「この条例は、令和 3 年 6 月 30 日限り、その効力を失う」と規定しております。

本年 5 月 18 日付で、厚生労働省から「令和 3 年 7 月 1 日から同年 9 月 30 日の間に感染した新型コロナウイルス感染症の療養のために労務に服することができない期間についても財政支援の対象とする」と通知が出されたことから、本町においても失効日を「令和 3 年 9 月 30 日」に改めようとするものであります。

議案書の 10 ページをご覧ください。

附則についてであります。

この条例は、公布の日から施行すると定めるものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○18 番（中橋友子） この条例改正に関わりまして、ご説明いただきましたように、これまで 3 度改正されて、4 度目ということでもあります。1 度の改正に 3 か月ずつ延びている、国の予算措置の関係ということではありますが、当然コロナ感染症が収まりを見せない状況の中で、実態に合わせて延長されていくということは当然のことと思います。

しかし、感染の今の状況から見ると、そもそも 3 か月の制定というのが短過ぎるというふうに思うのです。今、変異株などの出現もあって、かなり拡大が広がっているということもありまして、これ

は国の指導であるから致し方ないという面を持ちながらも、率直に短過ぎるというふうに感じております。

その上で、これまで実施される中で、この制度の対象とされた、つまり活用された実績をお示しただけですか。

○議長（寺林俊幸） 住民生活課長。

○住民生活課長（谷口英将） 窓口では何度か相談に対応させていただいたことがありますけれども、幕別町での実績はございません。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18 番（中橋友子） 相談の中身がどうであったのか知りたいところではありますが、最初からこの制度ができましたときに、対象とされるのは国保加入者全員ではなくて、給与の支払いを受けている被保険者に限るというふうになっている制度なわけですね。同じ国保に加入しながら個人事業者については対象外ということは、矛盾があるのではないかという指摘もさせていただいてきたところですが、相談の中にはそういったことは含まれていなかったのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 住民生活課長。

○住民生活課長（谷口英将） 今、照会していただいたような事例はございませんでした。いずれにいたしましても、仕事でお休みになったときに、会社から補填をされているので、ではそちらのほうで対象になりますねということで、こちらのほうの対象にはならないということでご相談申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18 番（中橋友子） それは、あくまでも給与を受け取っている人、つまり国保に加入していながら、労働者であるという方なのだと思うのです。そこを保障されているということについては、入院に関わって補填されてきたということでもありますから安堵するところではありますが、後段申し上げました個人事業者についての、国が認めないというか、初めからそういう制定をしていなかったものですから、給与所得者のみというふうになっていたのですけれども、この制度を制定するときに、同一保険であって保障が違うというのは整合性がないということで、初めから個人事業者も対象とした自治体もあったわけですね、数は少ないのですけれども。そういった考え方を持って、保険の適用が平等、均衡に行われるような仕組みを町としては持つべきだと思うのですが、いかがですか。

○議長（寺林俊幸） 住民生活課長。

○住民生活課長（谷口英将） こちらの条例提案を説明させていただいたときにも同様の質問を頂いたかと思うのですけれども、あくまでも事業主さんの方については他の経済対策で、これは国と同じような考え方なのですから、経済対策をさせていただくというところで、あくまでも町といたしましては、国の財源の対象になる対象者として条例を制定させていただいているというものであります。

○議長（寺林俊幸） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

会議の途中でありますので、この際、11 時 20 分まで休憩いたします。

11 : 10 休憩

11 : 20 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 11、議案第 54 号、幕別町公営住宅管理条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第 54 号、幕別町公営住宅管理条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の 11 ページ、議案説明資料の 13 ページをお開きください。

幕別町では、平成 18 年 2 月の忠類村との合併以来、過疎地域に指定されている忠類地域において、人口定住を促し、地域の活性化を図ることを目的に、公営住宅の入居資格に同居親族要件を適用せずに、単身での入居を認めてまいりました。

この入居者資格の地域特例を定めている本条例の規定において「過疎地域」を定義する根拠となる法律が改められましたことから、所要の改正を行うものであります。

議案説明資料の 13 ページをご覧ください。

附則第 7 項は、忠類地域の入居者資格の特例を定めております。

地域を定義している規定の根拠法であります過疎地域自立促進特別措置法が令和 3 年 3 月 31 日に失効し、令和 3 年 4 月 1 日に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたことから、引用法律及び条項を改めるものであります。

議案書の 11 ページをご覧ください。

附則についてであります。

この条例は、公布の日から施行すると定めるものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 12、議案第 55 号、幕別町公共下水道設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第 55 号、幕別町公共下水道設置条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の 12 ページ、議案説明資料の 15 ページをご覧ください。

合併前の幕別町の市街地においては、昭和 59 年 5 月に幕別地区が単独で、平成元年 9 月に札内地区が、帯広市、音更町、芽室町の 1 市 3 町から成る十勝川流域下水道で、それぞれ下水道事業の供用が開始され、今日に至っております。

幕別地区におきましては、幕別町浄化センターの老朽化を背景に、将来を見据え、効率的な污水处理を図るため、今年度から幕別・札内両地区の下水道を十勝川流域下水道で一括して処理を行う「処理区統合事業」に着手することといたしました。

この処理区統合事業に伴いまして、事業計画を見直す必要が生じたことから、本条例について所要の改正を行おうとするものであります。

議案説明資料の 16 ページをご覧ください。

統合事業の概要について申し上げます。

幕別地区の位置図であります。

右下の凡例に記載のとおり、太い実線で下水道区域を表示し、そのうち網かけ部分が変更箇所であります。

幕別地区は、現在、市街地北側、位置図の上部に位置する、〔浄〕と表示しております幕別町浄化センターにおいて汚水処理を行っております。

この浄化センターを札内方面へ圧送するためのポンプ場へと改修するとともに、破線を表示しておりますが、札内地区までの連絡管を新設いたします。

17 ページをご覧ください。

札内地区の位置図であります。

札内地区の市街地東側に位置する、〔P〕と表示しております札内中継ポンプ場まで、この連絡管で圧送して、その後、既設の圧送管で十勝川流域下水道へ再度圧送し、汚水処理を行おうとするものであります。

改正の概要について申し上げます。

15 ページにお戻りください。

第3条第1号、下水道区域の面積を716.30ヘクタールから719.60ヘクタールと3.30ヘクタール増加いたしますが、この内訳は、16ページの真ん中の「①旭町0.5ヘクタール減」、17ページの上段の「②桜町0.3ヘクタール減」、同じく17ページの左側の「③桂町4.1ヘクタール増」の積み上げであります。

①の旭町と②の桜町の減は、隣接する農地と一体的な土地利用を図る目的により市街化調整区域に変更しましたことから、下水道区域から除外するものであります。

③の桂町の増は、市街化区域に編入し宅地化されましたことから、下水道区域に編入するものであります。

15 ページにお戻りください。

第3条第2号、計画人口の変更は、都市計画の見直しにより想定される市街化区域内人口が見直されましたことから、下水道区域内の計画人口を2万4,535人から2万1,900人に改めるものであります。

議案書の12ページにお戻りください。

附則についてであります。

この条例は、公布の日から施行するとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第57号、令和3年度幕別町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第57号、令和3年度幕別町一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の1ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,531万4,000円を追加し、予算の総額を

それぞれ 168 億 5,351 万 8,000 円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、2 ページから 4 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

5 ページをご覧ください。

「第 2 表 債務負担行為補正」「1 追加」であります。

「国営新川二期土地改良事業（農業用排水）負担金」の追加であります。

農地の湛水被害解消と排水施設の維持管理の軽減を図り、もって農業生産性の向上と農業経営の安定に資するため、今年度から令和 9 年度までを事業期間として、豊頃町と幕別町にわたる 1,625 ヘクタールを受益面積として、排水機場と 3 条の排水路、2.7 キロメートルの整備が国営事業として計画されているところであります。

事業完了後の翌年度から豊頃町と幕別町において、負担金が生じますことから、債務負担行為として設定しようとするものであります。

期間は、事業完了の翌年度から 17 年間、限度額は、負担対象事業費の 4.0% 及び利息と定めるものであります。

なお、現時点で、概算の総事業費として 65 億円が、そのうちの 2 町の負担対象事業費として 56 億円が国から示されております。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

8 ページをお開きください。

2 款総務費、1 項総務管理費、5 目一般財産管理費 63 万円の追加であります。

平成 28 年度に策定した公共施設等総合管理計画の全体見直しに要する経費で、公共施設・インフラの基礎情報の整理や長期的な更新費用の推計などを行うものであります。

17 目諸費 9 万 9,000 円の追加であります。

アルコ 236 及び道の駅・忠類に係る指定管理者選定委員会の 3 回の開催に係る委員報酬と費用弁償であります。

22 目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費 645 万円の追加であります。

本年 2 月の令和 2 年度補正予算（第 10 号）と 3 月の令和 3 年度補正予算（第 1 号）で計上いたしました「頑張る事業者事業継続支援事業」について、給付金を追加するものであります。

本事業は 5 月 31 日に申請期限を迎えておりますが、合計で 106 の事業者に対し、4,320 万円を給付するものであります。

3 款民生費、1 項社会福祉費、5 目福祉医療費 46 万 7,000 円の追加であります。

地方税法の改正に伴い、給与所得控除及び公的年金等控除並びに基礎控除の控除額が改められたことから、重度心身障害者医療費等の福祉医療費助成に係る受給者証の更新に合わせ、福祉医療システムの改修費用を追加するものであります。

9 ページをご覧ください。

6 目老人福祉費 988 万 4,000 円の追加であります。

介護保険特別会計繰り出しは、特別会計繰出金、介護サービス提供基盤等整備事業は、札内地区に開設される認知症対応型のデイサービスセンターの運営事業者に対する北海道からの間接補助金であります。

12 目ふれあいセンター福寿管理費 96 万 2,000 円の追加であります。

デイサービスセンターの循環ろ過器用ポンプ 2 台と排水用ポンプ 1 台の取替えに要する費用を追加するものであります。

2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費 2,327 万 4,000 円の追加であります。

子育て世帯生活支援特別給付金給付事業は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、住民税非課税の子育て世帯に対し、子育て世帯生活支援特別給付金を給付するもので、全額国庫補助金が充当されるものであります。

令和3年度分の住民税非課税世帯と令和3年1月1日以降、収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった世帯に属する18歳未満の児童などに対して、1人当たり5万円を支給するものであります。

10ページになります。

18節の子育て世帯生活支援特別給付金394人分のほか、事務費として会計年度任用職員1人分の報酬、住基システム改修委託料などを見込むものであります。

4款衛生費、1項保健衛生費、6目環境衛生費11万4,000円の追加であります。

幕別墓地のトイレの手洗い器、不凍栓の修繕に要する経費であります。

11ページになります。

6款農林業費、1項農業費、2目農業振興費1億5,115万6,000円の追加であります。

環境保全型農業直接支援対策事業は、事務費の追加交付に伴うもの、畑作構造転換事業は、持続可能な産地形成に向けた生産技術・作付体系の導入を図るため、新技術等の導入や作付体系の改善、生産力向上の取組等に対して支援するものであり、幕別町農業協同組合をはじめ、札内農業協同組合、JA忠類畑作協議会、十勝特産種苗センターに対する国からの間接補助金であります。

強い農業・担い手づくり総合支援事業は、産地の収益力強化と担い手の経営発展を推進するために必要な農業用機械・施設の導入に対して支援するものであり、6経営体に対する国からの間接補助金であります。

7目農地費131万5,000円の追加であります。

土地改良施設等維持管理事業は、千住地区畑地かんがい用水路の修繕工事費の追加、多面的機能支払交付金事業は、令和元年度分の北海道への精算還付金であります。

12ページになります。

2項林業費、1目林業総務費46万3,000円の追加であります。

幕別町森林組合の出資に伴う令和2年度分配当金相当額を同組合に出資するものであります。

7款1項商工費、3目観光費455万円の追加であります。

アルコ236及び道の駅・忠類の指定管理業務の施設、設備等の修繕費に係るリスク分担分の精算金であります。

4目スキー場管理費5万3,000円の追加であります。

13ページになります。

白銀台スキー場のレストラン運営事業者の選定に係る3回分の委員報酬及び費用弁償であります。

8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路新設改良費9万3,000円の追加であります。

公用車の修繕料の追加であります。

2目道路維持補修費2,269万3,000円の追加であります。

道路施設維持事業は、除雪専用車1台と除雪ドーザー2台分の修繕料と4月30日の大雨により、道路側溝に堆積した土砂の撤去に要する機械借上料を追加するものであります。

道路施設補修事業は、冬期間の凍上に伴う歩道の補修工事費を追加するものであります。

14ページになります。

3項都市計画費、1目都市計画総務費187万円の追加であります。

下水道特別会計繰出金であります。

2目都市環境管理費29万9,000円の追加であります。

昨年、幕別ライオンズクラブから寄贈され、スマイルパーク内に設置いたしましたナウマン象復元模型の隣に、町内の匿名の方から小象の復元模型が寄贈されることとなりましたことから、その設置に係る基礎工事の費用を追加するものであります。

10款教育費、5項社会教育費、5目ナウマン象記念館管理費9万2,000円の追加であります。

本年4月に採用しました学芸員がフィールドワーク等に使用するスマートフォンの電話料の追加であります。

6 項保健体育費、2 目体育施設費 52 万 4,000 円の追加であります。

灯油単価の上昇に伴い、町民プールの燃料費を追加するものであります。

15 ページになります。

12 款職員費、1 項 1 目職員給与費 32 万 6,000 円の追加であります。

子育て世帯生活支援特別給付金の事務に要する正職員の時間外勤務手当を追加するものであります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

6 ページまでお戻りください。

1 款町税、2 項 1 目固定資産税 3,604 万 2,000 円の追加であります。

現年課税分であります。

16 款国庫支出金、2 項国庫補助金、2 目民生費補助金 2,360 万円の追加であります。

子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に係る国庫補助金であります。

17 款道支出金、2 項道補助金、2 目民生費補助金 891 万円の追加であります。

介護サービス提供基盤等整備事業費交付金であります。

4 目農林業費補助金 1 億 5,115 万 6,000 円の追加であります。

環境保全型農業直接支援対策推進事業道補助金、畑作構造転換事業道補助金、強い農業・担い手づくり総合支援事業道補助金であります。

7 ページになります。

22 款諸収入、5 項 4 目雑入 560 万 6,000 円の追加であります。

細節 61 は、令和元年度分の精算還付金に係る事業者からの返還金、細節 62 と細節 63 は、百年記念ホールと、札内スポセン及び農業者トレセンの指定管理業務に係るリスク分担分の精算金であります。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、予定していました生涯学習講座や公演事業が実施できなかったことなどによる戻入れであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

小川議員。

○15 番（小川純文） 8 ページ、2 款総務費の 17 目諸費のところの指定管理者選定事務事業でございます。

アルコの指定管理についての選定委員の報酬ということでございますけれども、アルコ 236 は、来年で、年が明けて指定管理の 5 年間で終了するということでございますけれども、今定例会でも最終日のほうに全員協議会で一応アルコの業績のほうの報告があるということでございますけれども、この指定管理の 5 年間で終わって、今後に向けてのスケジュール、また、この 5 年間の町側の運営に対する、アルコの指定管理に対するいろんな結果報告、総括というものが一切まだ議会に報告されていない今現状にある中で、この指定管理者選定事務事業というものを進めていくというのは、あまりにも拙速ではないかなと。この背景には、今後アルコの関係についての日程、スケジュール等もまだ一切示されていない中で、この予算だけが上がってきたという状況であると、私は現状認識しております。

それで、まずは今後のアルコに対する指定管理等々を含めた、現段階で執行側が考えているスケジュール等をまずは明確にさせていただいて、だからここで補正予算が必要なのだというものを教えていただかないと、この先が見えてこないと。暗中で予算に賛成するというわけにもいきませんので、そこら辺の内容をまずはお伝えいただきたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 地域振興課長。

○地域振興課長（亀田貴仁） アルコ、あと道の駅の指定管理の考え方でございます。

今回ご提案させていただきましたのは、指定管理者を選定するに当たっての選定委員の報酬等でご

ざいます。

今後の選定に向かつての考え方なのですが、29年度から忠類振興公社、民間企業との連携による運営となったところでありまして、ホテル、道の駅の施設ともに好評を得られているというふうに考えておりまして、これらは民間活力の導入により現れた成果だというふうに考えております。こうしたことから、今年度の選定に当たりましては、忠類振興公社の現在の運営体制を含めまして、広く民間活力を生かしていくための手法としまして、公募をするということで進めたいと考えております。そのため、公募に当たりまして、選定委員を委嘱しなければならないことから、この報酬等の予算を計上させていただいたところでありまして。

そして、スケジュール感につきましては、まず、来月、7月の下旬頃に選定委員会を開催いたしまして、公募要領と内容を固めまして、その後に公募を開始したいと考えております。公募の期間は、おおむね1か月程度を予定しております。そして、公募が終了いたしましたら、その後すぐに書類審査、資格審査の後、プレゼンテーションを行いまして、評価審査をして、業者の候補者を選定するという考えであります。その後、町のほうに報告をして、選定結果がそこで固まりますことから、その後、町議会のほうに、9月定例会の中で、指定管理者の指定などの議案を提案させていただきたいというふうな流れで考えております。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 小川議員。

○15番（小川純文） 7月下旬から始まるということでございますけれども、この5年間でスタートするときにも、議会のほうも3委員会の合同検討委員会も開催しましたし、その後に指定管理の特別委員会も設置した経過にあると思います。

4月から指定管理がスタートするわけでありまして、前回は3月ぎりぎりまでかかって、やっと指定管理の体制、それもなかなか忠類振興公社に指定管理をしてから業務委託があるという、ちょっと指定管理としては、いずい形の中でもあったわけでありまして、飯田町長の何とか5年間まずはやらせてくれという強い思いを頂きまして、議会もそれをのんだという経過もございますけれども、それから見ると、一応、一般公募で民間企業等の活力も入れた中でということで、非常に今回は早く取り組んで、9月議会には指定管理を議案として上げたいという、今の日程の説明があったわけではございますけれども、前回のときにも、指定管理を決定するときには執行側のほうから、この5年間でいろいろ見据えて、いろいろ提案をし合って、中身を詰めて、次に向かっていきたいという中で、今回こうやって進んでいくのは、今までも議会でもいろいろ経過を求めたこともあろうと思いますし、なぜこのように急に拙速に走ってしまって、議会の検討時間並びに議会と協議する時間というものを今回は見ていないのか、そこら辺の点についてのお考えをお示してください。

○議長（寺林俊幸） 忠類総合支所長。

○忠類総合支所長（川瀬吉治） 一般公募となりますと、選定された業者について準備が必要な期間がありますので、半年程度準備期間を要するというので、日程的に9月議会で提案したいという考え方で動いております。

○議長（寺林俊幸） 忠類総合支所長。

○忠類総合支所長（川瀬吉治） 決算については、今月、業務報告等をいたします。そのほか、建設常任委員会ですとか特別委員会等にも、アルコの経営状況については説明をしながら運営してきたところであります。

○議長（寺林俊幸） 小川議員。

○15番（小川純文） 内容説明につきましては、今後、全員協議会もありますので、そこできっちり詳しくお伝えいただければ、そこに期待するしかないわけでございますけれども、今の支所長の発言内容でいきますと、ある程度期待感も、内定をされているのかの雰囲気まではいっておりませんが、民間企業というものが非常に、ある種、活力ということではございますけれども、前回もそういう話が多々あった中で、やっぱり忠類地域振興公社を残さなければならなかったという経過も、非常

にここは重かった要因だというふうに私は思っています。

それが、なぜ今回、民間活力、そっちのほうに急にシフトを変えていったのかなと、そこに意図があるのかどうかは分かりませんが、何せかにせここで指定管理者の選定事務事業が成立してしまうと、指定管理しかもうないよと、いろんな選択肢が狭まる形になっていくことも1つあるのではないかなと。だから、そこに至るまでの説明責任が今回非常にない中で、指定管理の次期更新が、方策がどうなのかは分かりませんが、来たということに対して、やはり今回これはちょっと議会の置き去りに、町だけで行っているのではないかなという気もするのですけれども、その点を強く、その点についてのやはり町側の考えというものをお示しいただきたいなと思います。

○議長（寺林俊幸） 忠類総合支所長。

○忠類総合支所長（川瀬吉治） 町では公の施設の管理については実施方針というのを示しておりまして、その中で公の施設については指定管理の方法によって管理するというような方針も打ち出しておりますので、指定管理というところからスタートしたものです。

民間企業ありきというお話がありましたけれども、忠類振興公社も含めた中で、民間企業、同じにスタートするという考え方でございますので、別なところをお願いをしているとか、そういうことではございません。

○議長（寺林俊幸） ほかにありませんか。

芳滝議員。

○13番（芳滝 仁） この予算につきましては、小川議員の発言に同感でありまして、前回5年間を決めるときに、議員全体が汗を流して、そして3委員会で調査をしながら、それこそ何とか忠類の振興のためにということで、ゴーということで決めていった経過があらうかと思います。そのときに、次の5年間を決めるときは、この5年間の業績、そして将来展望だとか、そしていわゆる事業者の中身等についても議論をしながら、そして議会の了解の上で次に進んでいくということについては、約束をしていただいていたと思います。

今の予算の出し方については、もう指定管理ありきという形で今回の予算が出てきていることでありまして、これをここで通せば、議会の中での十分な議論もなく、それを議会のほうで認めたというふうな話になろうかと思うことでありまして、出された議案でありますから、これは可否をここで決めないとならないことは、それは承知の上でありますけれども、予算の執行につきまして、議会のある程度の方向性が出されるというふうな上で、そのところで選定委員会についてよかろうというふうな形になったときに、それは執行されるのが、私は議会との約束の形ではないのかと思うことであります。そうでないと、この議会といたしましても、私たち一人ひとり議員といたしましても、このことに関して責任を持ってやっぱり5年間見てきたし、そして支援もしてきたし、調査もしてきた。やっぱり議論の上で、私たち一人ひとりも腹を据えて今後の5年について当たっていかないとならないということは、それは町民に対する責任であり、町民に対する約束であります。そういう意味で、今の形でこういう予算を出してこられたことについては、非常に執行者に対して疑念を抱くところであります。その辺の、そのことについてのお考えについて述べていただきたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは4年前になりますね。4年前に議会の皆さん全員に協議に関わっていただいて、アルコ、道の駅をどうあるべきかということ、本当に我々と一緒になって知恵を絞りながら、あるべき姿について、方向性を出してきた経過があります。そのことは十分私も認識しておりますし、それに基づいて、4年前には、まずは指定管理ありきというふうには思っていませんでした。このこともご説明させていただいたと思いますけれども、選択肢としては、売買という、譲渡というものもありますし、それが多分、後々町との関わり合いで、ある程度の、事業が継続的にしっかりやっていたらというのであれば、最上の選択肢であらうということは、多分私も皆さん方も思っていたかと思います。そのことが今回の発言にもなっているのかなというふうに思っています。

ただ、これは4年前にも検討いたしました、どこも言ってみれば買手が見つからない中で、では

次の手段として、どうしたらいいのかということになりましたら、これは忠類振興公社を含めて、ほかの民間業者の中でやっていただけたところがあれば、それはそれにこしたことはないというのが次の選択肢でありました。

ただ、そこで一番問題になったのは、これをやってしまうと忠類振興公社の解散ということに直結するわけであります。しかも、累積赤字を抱えておりましたので、それをどうするのか。もともとは、忠類振興公社というのは、十勝海洋博覧会があったときに、地域住民の方がその来客を忠類村に誘致しようということで、民間単独で会社を立ち上げた。それが平成6年にアルコ236の建設をした、温泉が出たので建設をしたという際に、アルコ236も含めて、道の駅、物産センターですね。これと両方指定管理、当時は指定管理と言いません、公の施設の民間委託という制度でありましたので、これができないかということで会社側と協議が調って、公の施設の民間委託になった。それが平成15年に地方自治法の改正がありまして指定管理制度に移行したということで、合併直後に1年間限りの指定管理の議決を頂いたということも、皆さんご承知のことというふうに思います。その後、2回ほど議決を頂いて今日に至っているというのが、この流れであります。

現在も、2番目の選択であります忠類振興公社をなしにして売れるか、あるいは忠類振興公社以外のところに指定管理ができるかということについては、私はちょっとこれは大変忍びないところがあります。やはり皆さん出資していただいた1,950万円というお金が全部なしというか、ゼロになってしまうということがありますので、これは、まだ私はもう少し頑張りようがあるであろうということがありまして、あと5年間、これは4年前にも申し上げました、長期的な10年間を見た中で、まずは5年間、そしてそこで状況が好転してくるのであれば、さらに5年間も含めて指定管理をやっていきたいということを申し上げたわけでありまして、今言ったような状況から判断すると、まず1番目の譲渡というのは、現実的な選択ではないというか、できないだろうと。忠類振興公社を解散して全く、今のアンビックスも含めて指定管理していくということも、これは地域住民に対する、一つの裏切りとまでは言いませんけれども、非常に申し訳ない気持ちがありますので、私は、為政者としては、それは選択肢としてはできないなという思いでありますので、今は最終的な選択肢としては指定管理をしていくしかないだろうということで今回提案をさせていただきました。忠類振興公社の決算状況については、特に議会の皆さん方からの要望もありましたし、私たち、年に一度でありますけれども報告をさせていただいて、さらには皆さん方が利用していく中で、非常にサービスが向上しているということの評価も頂いておりますことから、今回、言ってみれば継続ということになりますけれども、指定管理をしていきたい。

ただ、さらにいいサービスをしてくれるところが、ひょっとしたらあるかもしれない。今の形以外に、いい形があるかもしれないということで、透明性を高めるために公募することの選択をしたということが、今現在の判断をしたところの理由であります。

○議長（寺林俊幸） 芳滝議員。

○13番（芳滝 仁） 町長のおっしゃられることは、そのとおりだと思いますし、理解をするところでもありますけれども、こういう予算を出す前に、今おっしゃられたようなお話等々が、説明があつて、そして議会との議論があつて、その上で私は出されるべきでないのかなと。そういう議論もされないで、執行側の考えで進められることは、それは考え方でありまして、前回の指定管理を決めるときの経緯を含めて、やはりきちっとした手順を踏んでいただかないと、なかなかこれは、3月の予算ですから。だから、なかなか難しいやっぱ議論になるのではないのかなと。それは、やっぱ今までもこのアルコにつきましては、執行者、また、議会も共に協力をしながら、様々な形で委員会で調査もしながら、あと議会としても、アルコを利用するような形で行動し、町民にお話ししながらやってきた経緯があるわけでありまして。

だから、このことに関しては、やはりきちっと意思の疎通を図りながら進めていただく。これを決めた後で、全員協議会で説明されたところでどうなのかと。先に説明があつて、議論があつて、その上でこの予算を出してくるのが筋ではないですか。そのところをどのようにお考えでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 前回の指定管理の議決を頂いた以降、非常に議会の皆さんにも、忠類振興公社あるいはアルコ 236、道の駅に関して、非常に注意力を持って、関心を持って、経営について、あるいはサービスの状況について見ていただいていたというふうに思いますし、私どもも、折に触れとか、どれだけ尽くしたかということになると異論はあるかというふうに思いますけれども、少なくとも決算報告で報告書を出していただけたものを、説明も加えて、なるべく共通理解に立とう、共通認識に立とうというふうな努力もしてきたつもりであります。そのことが言ってみれば勘違いかもしれませんが、私は、ある程度理解と共通認識に立った上で次に進んでいるのかなというような、そんな思いもしておりましたので、あらかじめのご相談もなく、今回の提案に至ったわけであります。

ただ、いずれにしても議会を無視してやることは当然できることでもありませんし、提案したものを決めていただくのは議会でありますので、しっかりとやはり共通認識に立って、忌憚のない意見を言い合った中で、これは決められればというふうに思っておりますので、予算は通ったとしても、執行時期はいろいろありましようから、これは私は、議会との議論を、あるいは情報共通の作業を全くやらないというふうに思っておりませんので、むしろやっていただいた上で次の5年間を見据えていくべきだというふうに思っておりますので、ちょっと私の認識不足もあって今回の提案になったのかなというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 芳滝議員。

○13 番（芳滝 仁） ぜひ、私たちも、それは両輪でありますから、重たい責任もありますので、やはりそういうふうな形で進めていただききたいと。先ほど少し中身について町長がお話をなさったことですから、そういうこともやはり議論をしていくところで話をさせていただき、そしてやはり様々な形で町民からも要望書が上がったり、その意見を聞かせていただいております。中身の体制につきましても、様々な意見もあることであります。だから、そういう上で、今、町長がおっしゃられたように、予算ですから、その執行につきまして役員と調整をしていただきながら、それはもう期限がありますから、いつまでもいつまでもということにはならないのしょうけれども、その期限の中で、きちっとした議論を通して、その上で指定管理というふうなことであるならば、その時点で選定委員会について予算を執行していただくというふうなことが、それは要望として申し上げて終わりたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 千葉議員。

○14 番（千葉幹雄） ただいま、同僚議員2人からのこれに関する質問、ご意見ありました。そのとおりだろうというふうに思っております。

ただ、聞いていてちょっと気になったのですけれども、町長の忠類振興公社に対する思いも、これは理解できますし、そして、その中で、今、振興公社を潰すわけにはいかないと。ですから、5年掛ける2回ということで、10年スパンで考えていきたいということで、我々もそれは聞いていました。

その中で、今、議会との関係の中で、議会のほうがそれほどアルコの指定管理について議論が深まっていないということもありますし、この予算については、しかるべき、機が熟すまで執行はしないということ、そういうふうには私は受け止めたのですけれども、ただ、総合支所長の話によりますと、公募をしたいということですよね。町長が前段言ったように、今、振興公社を解散させるわけにはいかない。そして、10年間ということを考えているという、強いそういう思い。そして、僕は、アンビックスは非常に貢献していると思うのです。そういう意味では、僕は高く評価をしているのですけれども、ただ、私の思いですけれども、今の形、小川議員からもお話ありましたように、非常に歪な形ですよね。これを10年間続けるのですかと、もう5年間続けるのですかということなのですね。

先般、新聞にも出ていましたけれども、忠類振興公社が三百数十万円の利益が出たということですけれども、これは裏を返せば、三百数十万円安く指定管理に出せるのですよね、直接出せば。そういうことですよね。これ、町民の血税をそこに、要するに中間、中間というのはちょっと言葉が適当ではありませんけれども、忠類振興公社を挟むことによって高くとか、直接指定管理に出せばもっ

と安くなるということです。これを5年間さらに続けるのですかという、私はそういう疑問を持っているのですね。

それで、そこはまた後にしますけれども、先ほど言ったように、町長の思いだとか、アンビックスを評価していきながら、公募をするということになると、あらかじめ、さっきの話を聞いていると、今の形で限りなくいくのだろうと思うのです。そうすると、公募に応募してくれた業者に失礼ではないかと私は思うのですけれども、その辺はどう思いますか。これだけの強い思いがあって、実績があって、あれするのであれば、当初10年間という暗黙のあれがあったわけですから、そこはそのまま評価をして、これからですけれども評価をして、一定線以上行けば継続するというほうが、私はいろんな意味で、無駄なことをする必要ありませんし、公募してくる業者にも失礼ではないと。そのほうが私はあるべき姿だと思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） アンビックスに対する感謝の気持ちであったり、信頼感、これは今、千葉議員がおっしゃられたように、私もそれ以上と言ったら怒られますでしょうか、本当に一生懸命やってくれているなというふうに思っています。もうこのコロナ禍においても黒字を出してくれるということは、本当に素晴らしいなと思っております、これ以上の事業者が現れるかどうかは分かりませんが、やはり透明性ということ考えた場合は選択肢というものはあってもいいのかなというふうに思いますし、そういう中で公平に評価ができたところに決まる。それはアンビックスかもしれませんが、他の業者が全く手を挙げてこないことも考えられるかもしれません。ただ、やはり税金をなるべく安くということ考えたときには、私は公募というのは、一つを選択肢、安くということと、もう一つ透明性を高めるということからすると、公募という形というのはあり得る話だなというふうに認識して、今回の予算を提案させていただいたということであります。

○議長（寺林俊幸） 千葉議員。

○14番（千葉幹雄） そう言わざるを得ないのだろうというふうには思いますけれども、ただ、先ほどからのやり取りを聞いていると、やはり忠類振興公社を潰したくない、そしてアンビックスは非常に頑張ってくれている。そうすると、こういう流れというのは今、突然湧いてきたのではなくて、5年前に、5年掛ける2回で、10年ぐらいをワンスパンとしたいというような、そういう話もあったと思うのです。そうした中で、やる必要があるのかなと、私は単純にそう思うものですから、やっぱりそういうことを、これからの話ですけれども、今の評価を、どの程度までの評価が出てきて、そしてその評価がすばらしく出たときには、これは継続、このままの継続もあり得るというふうなほうが、私はそういった意味では、今のやり方が透明性がないなんて思っていないけれども、今までの経過、これ大事なところもありますから、そうした中で今日あるわけですから、そこはそれでいいのだろうと思うのです。そして、それが実際その業者もすばらしくて、町に対してもいろんな、地域に対してもあるということであれば、それはもう5年継続するということがあってもいいのではないかと。そして、そうした中で、透明性を高めるために公募をします。手を挙げてくださいと言ったって、なかなか挙がってこないですよ。実際。そう思いますけれども、どうでしょう。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 全幅の信頼を置いて、今、指定管理していることは、これは間違いないわけで、もう最高級の評価をさせてもらっているわけであります。

ではアンビックス以上のところがあるかないかという、私には分かりません。そういうことからすると、透明性もちろんそうですし、競争性ということも考え中では、公募をした上で、なくてもしょうがない、それはやるべきことをやったな、最善を尽くしたなということにはなるのかなという感じを私はしているわけでありまして、結果として千葉議員がおっしゃるように、どこも手を挙げてこなくて、もうアンビックスで決まるなんてことはあるかもしれませんが、やはりいま一度原点に立ち返って、透明性と競争性というのをより高めた中で、最終的な指定管理業者が決まることがベストであろうというふうに考えおります。

○議長（寺林俊幸） 千葉議員。

○14 番（千葉幹雄） 詳しくはまた、全員協議会があるでしょうから今日はあれですけれども、ただ、先ほど芳滝議員からもお話あったように、この予算の執行については、議会のやり取り、議会の動向だとか、手戻りにならないような形で、状況を見ながら執行していくということを確認させていただいて、終わりたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは先ほど申し上げましたけれども、やはり非常に町の、あるいは地域の振興を左右する事業というか、そういう案件でありますので、しっかりと議会の皆さま方と議論した中で進めていくべきというふうに考えておりますので、そこは今後どういうスケジュールを組めるか分かりませんが、まずは議論した中で、その先に進めていきたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 14、議案第 58 号、令和 3 年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）から日程第 16、議案第 60 号、令和 3 年度幕別町水道事業会計補正予算（第 1 号）までの 3 議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第 58 号、令和 3 年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）から議案第 60 号、令和 3 年度幕別町水道事業会計補正予算（第 1 号）までについて、一括してご説明申し上げます。

はじめに、議案第 58 号、令和 3 年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の 1 ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ 194 万 7,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 27 億 4,198 万 9,000 円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、2 ページ、3 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

はじめに、歳出からご説明申し上げます。

5 ページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 194 万 7,000 円の追加であります。

高額介護サービス費の上限額が 4 階層から 6 階層へ、補足給付される食費と居住費の負担限度額が 4 階層から 5 階層に細分化されますことから、介護報酬システムの改修費用を追加するものであります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

4 ページをご覧ください。

4 款国庫支出金、2 項国庫補助金、5 目介護保険事業費国庫補助金 97 万 3,000 円の追加であります。介護保険システムの改修に係る国からの補助金であります。

8 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 97 万 4,000 円の追加であります。

以上で、介護保険特別会計補正予算（第 1 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第 59 号、令和 3 年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

議案書の 6 ページをお開きください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ 187 万円を追加し、予算の総額をそれぞれ 10 億 118 万 7,000 円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、7 ページ、8 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

はじめに、歳出からご説明申し上げます。

10 ページをお開きください。

2 款事業費、2 項下水道管理費、3 目管渠維持管理費 187 万円の追加であります。

依田のマンホールポンプ施設のポンプ改修費用を追加するものであります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

9 ページをご覧ください。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 187 万円の追加であります。

一般会計繰入金であります。

以上で、公共下水道特別会計補正予算（第 2 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第 60 号、令和 3 年度幕別町水道事業会計補正予算（第 1 号）について、ご説明申し上げます。

議案書の 11 ページをお開きください。

第 2 条は、資本的収入及び支出の補正であります。

はじめに、収入であります。第 1 款資本的収入既決予定額 1 億 5,318 万 3,000 円に補正予定額 860 万円を追加し、1 億 6,178 万 3,000 円と定めるものであります。

次に、支出であります。第 1 款資本的支出既決予定額 3 億 9,079 万 8,000 円に補正予定額 860 万円を追加し、3 億 9,939 万 8,000 円と定めるものであります。

第 3 条は、企業債の変更であります。

配水管布設整備事業費の追加に伴い、限度額を 860 万円追加し、1 億 3,770 万円とするものであります。

起債の方法、利率、償還の方法は、変更ありません。

12 ページをお開きください。

はじめに、資本的支出からご説明申し上げます。

下段の表をご覧ください。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目配水管整備費 860 万円の追加であります。

社会福祉法人温真会が運営しております札内青葉保育園は、本年 3 月から現園舎南側の園庭部分に新たな園舎の建築工事に着手しております。

4 月 26 日に、掘削機械による基礎工事を園庭敷地内で施工中、町が管理する水道本管に接触し、破損したことによる漏水事故が発生いたしました。

通常、市街地の水道本管は、道路下部に埋設しておりますが、同箇所は、理由は定かではありませんが、昭和 54 年の布設工事の際に保育所敷地内に埋設されていたものであります。

建築工事の着手前に水道台帳上で、水道本管は町道下部に埋設されていることを確認した上で施工しておりましたが、実際には保育所敷地内に埋設されていたことから、このような事故の発生に至ったものであります。

こうした経過を踏まえ、事故発生に関わりました建設業者には責任がないものと判断し、漏水対応及び布設替え工事は、町の負担で行うものであります。

次に、資本的収入についてご説明申し上げます。

上段をご覧ください。

1 款資本的収入、1 項 1 目企業債 860 万円の追加であります。

配水管布設整備事業債の借入れを行うものであります。

以上で、3 議案の一括説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 58 号、令和 3 年度介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

議案第 59 号、令和 3 年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 60 号、令和 3 年度幕別町水道事業会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[陳情付託]

○議長（寺林俊幸） 日程第 17、陳情第 1 号、「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1/2 への復元、「30 人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書」の提出を求める陳情書から日程第 19、陳情第 3 号、「2021 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書」の提出を求める陳情書までの 3 議件を一括議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第 1 号、「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1/2 への復元、「30 人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書」の提出を求める陳情書、陳情第 2 号、「地方財政の充実・強化に関する意見書」の提出を求める陳情書の 2 議件は、総務文教常任委員会に付託いたします。

次に、陳情第 3 号、「2021 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書」の提出を求める陳情書は、産業建設常任委員会に付託いたします。

[休会]

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

議事の都合により、明 6 月 23 日から 6 月 29 日までの 7 日間は、休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、6月23日から6月29日までの7日間は、休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長（寺林俊幸） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会の再開は、6月30日午前10時からであります。

12：27 散会

第 2 回幕別町議会定例会

議事日程

令和 3 年第 2 回幕別町議会定例会
(令和 3 年 6 月 30 日 10 時 00 分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第 8 条、第 11 条）
議事日程の報告（会議規則第 21 条）
- 日程第 1 会議録署名議員の指名
16 藤原孟 18 中橋友子 1 石川康弘
（諸般の報告）
- 日程第 2 一般質問（6 人）

会議録

令和3年第2回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 令和3年6月30日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 6月30日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (18名)

議長 寺林俊幸
副議長 中橋友子

- | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 1 石川康弘 | 2 小田新紀 | 3 内山美穂子 | 4 藤谷謹至 | 5 小島智恵 |
| 6 若山和幸 | 7 岡本眞利子 | 8 荒 貴賀 | 9 酒井はやみ | 10 野原恵子 |
| 11 田口廣之 | 12 谷口和弥 | 13 芳滝 仁 | 14 千葉幹雄 | 15 小川純文 |
| 16 藤原 孟 | | | | |

- 6 地方自治法第121条の規定による説明員

町 長 飯田晴義
教 育 長 菅野勇次
住 民 福 祉 部 長 細澤正典
建 設 部 長 笹原敏文
忠類総合支所長 川瀬吉治
教 育 部 長 山端広和
総 務 課 長 佐藤勝博
糠内出張所長 宮田 哲
こ ど も 課 長 平井幸彦
商 工 観 光 課 長 西嶋 慎
住 民 生 活 課 長 谷口英将
学 校 教 育 課 長 西田建司

副 町 長 伊藤博明
企 画 総 務 部 長 山岸伸雄
経 済 部 長 岡田直之
会 計 管 理 者 合田利信
札 内 支 所 長 新居友敬
政 策 推 進 課 長 白坂博司
地 域 振 興 課 長 亀田貴仁
住 民 生 活 課 長 谷口英将
保 健 課 長 金田一宏美
保 健 福 祉 課 長 林 隆則
防 災 環 境 課 長 寺田 治
保 健 課 主 幹 宇野和哉

- 7 職務のため出席した議会事務局職員

局長 萬谷 司 課長 半田 健 係長 北原正喜

- 8 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

- 9 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

- 16 藤原孟 18 中橋友子 1 石川康弘

議事の経過

(令和3年6月30日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（寺林俊幸） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（寺林俊幸） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（寺林俊幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、16番藤原議員、18番中橋議員、1番石川議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長（寺林俊幸） ここで諸般の報告をいたします。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、報告第5号幕別町土地開発公社、報告第6号株式会社幕別町地域振興公社、報告第7号株式会社忠類振興公社、報告第8号公益財団法人幕別町農業振興公社に係る令和3年度事業計画書及び令和2年度決算に関する書類がそれぞれ提出されていますのでお手元に配布してあります。後ほどご覧いただきたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

[一般質問]

○議長（寺林俊幸） 日程第2、これより一般質問を行います。

一般質問は、通告順に行います。

質問の内容については、会議規則第61条第2項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

最初に、酒井はやみ議員の発言を許します。

酒井はやみ議員。

○9番（酒井はやみ） 通告に従いまして、質問をします。

1、子どもの人権尊重を基盤とした性教育を。

子どもたちが深刻な性犯罪、性暴力にさらされ、尊厳を激しく踏みにじられている実態があることを踏まえ、政府は、令和2年度からの3年間を「性犯罪・性暴力対策の集中強化期間」と位置付けました。文部科学省でも、学校などで相談を受ける体制の強化や、わいせつ行為をした教員等の厳正な処分、全国の学校で「生命（いのち）の安全教育」を推進することなどを決めています。

子どもたちは、社会生活における危険性と合わせて、インターネットや漫画など、メディアからのゆがんだ性情報にも日常的にさらされており、保護者の間からも、「メディアの情報をうのみにしないか心配」「相手を傷つける恋愛にならないか不安」「子どもたちに性のことをどう伝えればいいのか知りたい」などの声が聞かれます。

子どもの性被害を食い止める上で性教育が重要な役割を果たすと考えられます。世界では、ユネスコが性教育の世界水準として示している「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」を指針に、幼児期からの包括的性教育が広がっています。その内容は、「性的同意」「性被害」「ジェンダー理解」な

ど、人権教育に基づくテーマも含めて構成されています。

幕別町でも、性被害から全ての子どもたちを守るため、また、子どもたち自身が互いの尊厳を認め合い、多様性のある豊かな社会を築く主体者として成長していくために、どのような取組を強めていくのか、以下の点を伺います。

①「生命（いのち）の安全教育」の提起を受けて、学校教育で実施を検討していることは。

②子どもたちの性に関する知識について調査を実施する考えは。

③包括的性教育に取り組む考えは。

2、学校のトイレに生理用品の設置を。

「生理の貧困」がクローズアップされ、政府としても、「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2021」の原案の中で、生理用品の提供や相談体制の充実を進めるとしています。以下の点を伺います。

①小中学校、高校での生理用品の設置状況と活用実態は。

②「生理の貧困」の課題にどう取り組むのか。学校のトイレに生理用品を設置する考えは。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 酒井議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「子どもの人権尊重を基盤とした性教育を」についてであります。

小中学校における性教育につきましては、学習指導要領において、児童生徒の実態や課題に応じて、教育活動全体を通じた各教科等の中で関連付けて指導することとなっており、教育課程の中では、体育科や家庭科はもとより、道徳科、総合的な学習の時間などを活用し取り組んでおります。

また、性犯罪、性暴力の根絶を求める社会的気運が高まる中、国では令和2年6月に「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を決定し、教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防の取組の一つとして、子どもたちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないように、令和3年度から4年度にかけて、全国の学校において地域の実情に応じて段階的に「生命（いのち）の安全教育」を推進することとされたところであります。

ご質問の1点目、「「生命（いのち）の安全教育」の提起を受けて、学校教育で実施を検討していることは」についてであります。

「生命（いのち）の安全教育」については、児童生徒が生命の尊さ・すばらしさや、自分を尊重し大事にすること、相手を尊重し大事にすること、一人ひとりが大事な存在であることを、地域の人材の協力も得ながら、また、保護者の理解を得ながら推進するものであり、これまでも、発達段階に応じて身につけられるよう取り組んでまいりました。

具体的に申し上げますと、「性教育」については、小中学校におきまして、性に関する指導の全体計画・年間計画を策定し、生命誕生や心身の発育発達における男女差・個人差を正しく理解することなど、自分の心と体を守る方法を身につけることなどを目標として体育科や家庭科などで指導しております。

また、性被害など性犯罪も含めた犯罪被害の防止については、小学校の体育や中学校の保健体育、特別活動などの授業の中で触れるほか、専門的知識を有する警察官や、町の保健師、医師、助産師などを講師に招き講話を開催しているところであります。

さらに、今後におきましては、国から本年4月に示された発達段階に応じた「生命（いのち）の安全教育」の教材や啓発資料を活用するなど、学級活動や総合的な学習の時間を通して、児童生徒が性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための教育と啓発に取り組んでまいります。

ご質問の2点目、「子どもたちの性に関する知識について調査を実施する考えは」についてであります。

性に関する知識については、児童生徒の発達段階に応じて習得することが必要であり、指導に当たっては、体育科や家庭科はもとより、道徳科、総合的な学習の時間など、年間を通して指導計画を作成し、学校全体で共通理解を図り取り組んでおります。

具体的には、人間尊重、男女平等の精神に基づく豊かな男女の人間関係を築くことができるようにすること、家庭や様々な社会集団の一員として直面する性の諸問題を適切に判断し、対応する能力や資質を育てることなどを目標に掲げ、学習内容として構成し指導しておりますが、それぞれの教科等において、単元テストや感想文などにより、児童生徒の性に関する知識の評価を実施することで習熟度を把握しておりますことから、教育委員会といたしましては、現在のところ、性に関する知識について調査を実施する考えは持っておりません。

ご質問の３点目、「包括的性教育に取り組む考えは」についてであります。

包括的性教育に関しては、単に「性と健康」に関する知識やスキルのみではなく、ジェンダー平等や性の多様性を含む人権尊重を基盤とした性教育として、国際連合教育科学文化機関いわゆるユネスコが中心となって作成した「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」が公開されており、国際的な標準的指針として利用されております。

「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」における包括的性教育には、「関係性」「価値・権利・文化・セクシュアリティ」「ジェンダーの理解」「暴力と安全の保持」「健康と幸福のためのスキル」「人間のからだの発達」「セクシュアリティと性的行動」「性と生殖の健康」の８項目の主要な枠組みが示されております。

また、包括的性教育は、人権や健康的で互いに敬意を払う対人関係、価値観の尊重、暴力の回避などにも及ぶ幅広い概念で国際的に広く認知・推進されているものであると認識しておりますが、現状では、学習指導要領に明確に位置付けされていないことから、各学校においては、保健体育や総合的な学習の時間の中で性教育として取り扱っているほか、道徳で生命（いのち）の尊さや男女の相互理解、人権問題などの学習を通し、部分的に取り組んでおります。

例えば、「ジェンダーの理解」については、これまでも、町内の学校において児童生徒自身や保護者からの相談等があった場合、十分に話し合いながら、自認する性別での制服やトイレの使用等、対象となる児童生徒の学校生活への配慮と、他の児童生徒などへの配慮との均衡を図りながら個別事情に合わせた支援・指導を進めているところであります。

包括的性教育は多岐にわたるものであり、国がしっかりと方向性を示した上で進めるべきものと考えておりますが、教育委員会といたしましては、引き続き、教科横断的な視点に立った教育活動を通して、性に関する知識をはじめ、人権やジェンダー観などを指導してまいります。

次に、「学校のトイレに生理用品の設置を」についてであります。

国においては、令和２年１２月に「第５次男女共同参画基本計画」を策定しておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、その影響は特に女性に表れていることから、コロナ対策において女性に最大限配慮するとともに、構造的な問題に取り組む必要があるとして、今月１６日に決定された「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2021」に、新たにに取り組む事項の一つとして「コロナ対策の中心に女性を」が位置付けられたところであります。

重点方針では、経済的な理由で生理用品を購入できない女性がいるという「生理の貧困」問題が顕在化していることから、地方公共団体が、女性への寄り添った相談支援の一環として行う生理用品の提供を、内閣府が交付する「地域女性活躍推進交付金」により支援することが示されました。

また、学校などにおける生理用品の提供に関する積極的な協力や関係部局の連携、適切な相談支援等の周知、要請を行い、交付金の活用が進むよう努めることとされたところであります。

ご質問の１点目、「小中学校、高校での生理用品の設置状況と活用実態は」についてであります。

小中学校の生理用品の設置状況については、養護教諭が配置されていない小学校１校では、保健室のほか女子トイレにも常備しておりますが、それ以外の学校では、保健室に常備し、児童生徒からの求めに応じて保健室で養護教諭から提供しており、利用実績といたしましては、小学校で、月に１件から２件程度、中学校で、月に２件から３件程度となっております。

また、町内２校の高校につきましては、ともに小中学校と同様に、生理用品は保健室に常備し、養護教諭から提供され、月に３件から５件程度の利用と伺っております。

生理用品の利用に至った理由につきましては、小中高校を問わず緊急または忘失によるもので、経済的な理由による利用は見受けられないとお聞きしているところであります。

ご質問の２点目、「「生理の貧困」の課題への取組方法は、また、学校のトイレに生理用品を設置する考えは」についてであります。

経済的な理由が起因となって生理用品を準備できない「生理の貧困」に対応するため、児童生徒への支援として提供することは、健康を守り、教育機会を保障するためにも重要であると考えており、学校での無償提供は継続してまいります。現状では、先ほど申し上げましたとおり、経済的な理由による利用実態は見受けられなく、緊急または忘失の理由により、各学校の保健室で養護教諭から提供しているところであります。

また、養護教諭は、児童生徒のけがなどの応急処置だけではなく、心身のケアとサポートを担っていることから、児童生徒の発する様々なサインに気づくことで、健康課題の解決のほか、内在する学習面、友人関係、家庭内などの問題の発見につながるなど、保健室が児童生徒の様々な問題の「気づきの場」として機能しているところであります。

このため、トイレに常備した場合には、児童生徒の経済的問題やネグレクト等による児童虐待を含む様々なサインを見逃す可能性もあることから、今後とも保健室での常備を継続してまいりたいと考えております。

以上で、酒井議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○９番（酒井はやみ） それでは再質問させていただきます。

「生命（いのち）の安全教育」が提起されて、ようやくという印象はありますが、よかったなと率直に思いました。子ども育てる保護者としては、子どもたちが性犯罪に巻き込まれたり、加害者になるのは何としても避けたい。だからせめてということで性に関する子ども向けの本を買って自宅に置いておくということなどはしますが、自分たち自身も十分な性教育を受けてきていない中で、どう子どもたちに伝えればいいのか分からないというのが率直な思いでした。

今、性教育ブームとも言われていまして、幼児期からの性教育を家庭でどう教えていくかということテーマにした本が書店にたくさん置かれています。それはやはり同じような思いの保護者が多いからじゃないかと思います。この「生命（いのち）の安全教育」は、幼児期から大学生まで６段階、発達段階に応じて学ぶ内容が提起されて、子どもたちにどのように伝えるか、分かりやすい教材も、これは小学校高学年向けなのですけれども、こういった資料も全て提示、作成されています。例えば幼児期では、プライベート部分を教える。水着で隠れる部分は自分だけの大事な部分で、人に見せたり触らせたりしないのだよということや、他人の大事なところも見たり触ったりしないのだよという内容を教えます。小学校高学年ではSNSを通じた犯罪の危険や、中学高校ではデートDVを教材にして、親密な間柄でも嫌なことは嫌だと言うということや、相手が嫌だということはしない。性暴力に遭ったときにはこういう対応を、という対応の仕方を学ぶとしています。

「生命（いのち）の安全教育」は今年度から来年度にかけて、地域の実情に応じて、段階的に教育の現場に取り入れるとされています。先ほどの答弁がちょっと明確じゃなかったかと思うので、改めてお聞きしますが、いつ頃から実施するお考えでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） 「生命（いのち）の安全教育」についてということで、先ほど答弁の中にもありましたが、国のほうから本年４月に発達段階に応じて、教材等啓発資料を活用して今後３年４年と実施していくということでの示しがありました。

当然、４月に示されたということですので、学習指導要領に基づいたある程度の計画というものが今年度確定しているということもありますので、今後、そういった教材を活用して、どんどん性教育の中に取り入れていくように、学校のほうにはお話をしていきたいというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） そうしましたら、今年度から実施に入るということでよろしいですか。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） 具体的には、先ほど申し上げたとおり、今年度のある程度の性教育の計画というのも決まっておりますので、可能な限りその教材を今年度組み入れることができる学校においては、組み入れていただくと。本格的には令和4年、それぞれ各学校で全体的に取り入れていただけるような形で進めていきたいというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） 先ほども述べましたように、これに対する期待は保護者からも大変大きなものがありますので、早急に取り入れていただくようにご検討いただきたいなというふうに考えます。

次に子どもたちの知識について、調査する考えを尋ねましたが、それは町の子どもたちの現実、性に関する意識や知識が、子どもたちの意識がつかめてこそ、こうした教育を急ぐ必要があるのかどうかということや、どう豊かな内容にしていく必要があるのかということが見えてくるといったからです。

そもそも一人の子どもも傷つけることがないようにということでは、この教育の推進は急ぐ必要はあると思います。さらにこのコロナ禍で、十代の妊娠中絶の増加が報じられるなど、深刻さは増していると想像できます。これまで学習指導要領に沿うということで、性教育の中でも性的同意や性交、妊娠、人工中絶に関する知識は教えられない傾向にありましたが、子どもたちは今の社会の中で、知ることよりも知らないことによって重大なリスクを負わされていると認識されつつあると感じます。

子どもたちの意識や認識に関する調査を行った自治体を紹介したいのですが、東京都です。平成30年度、校長先生を対象にアンケートを行っています。「生徒は性に関する正しい知識を身につけていると思うか」という問いに、「そうは思わない」「あまりそうは思わない」と答えた校長が47%です。「学習指導要領に示されていない内容を指導することも必要だと思うか」という問いには、「とてもそう思う」というのが46%となっています。こうした結果を受けて東京都は、性教育の手引きを改定し、保護者の了解が得られれば避妊や人工中絶など、指導要領の範囲外の内容も教えることができるとしています。

また四日市市でも同じようなアンケートを昨年行い、児童生徒が性に関して、正しい知識を身につけているかという質問に、十分ではないと答えたのが小学生で6割、小学校の教員で6割、中学生で7割に上ったということを受けて、性教育の手引きを改定しています。

東京都でその手引きを作成し、その中でコンドームやピルを使用した避妊方法や、人工妊娠中絶などを含む授業内容、また授業を受けた生徒によるアンケート結果も載せています。指導要領の範囲を超える必要があるという校長先生のアンケートの結果を踏まえて、そういった内容にも踏み切っているわけですが、そもそも学習指導要領は、カリキュラムの基準や大まかな内容とされているもので、それぞれの地域で内容を加えて指導することも可能だというふうにされていると考えます。

今、性交や避妊、人工中絶について教えないことで、かえってあらゆるメディアからゆがんだ形で子どもたちの中に入ってくる。そういう状況が子どもたちにどれだけのリスクがあるかと考えると、どうそこを乗り越えるかということも、子どもたちの実態を踏まえて考えていく必要があるというふうに思い、この子どもたちの意識調査が必要じゃないかというふうに思ったのですけれども、改めてこのことに関するお考えを教えてください。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 性の知識に関する実態調査をということですが、基本的には答弁の中でも申し上げましたように、通常の性教育の指導の中で評価等を行っておりますので、ある程度はその評価の中で把握することができるのかなというふうに思っております。それと、今、例がありましたのが、校長先生ですとか先生に対するアンケートということでした。そういうことであれば、通常、ふだんから校長会とは意見交換等を行っておりますので、そういった中で状況を把握することは可能であるというふうに思っておりますし、それは努めてまいりたいというふうには思いますけれども、

子どもたちに対するアンケートということになりますと、これはまた別でありまして、保護者の理解、こういった性教育を進めるに当たっては、保護者の理解というものが重要だというふうに考えます。保護者の中では、いろいろな考えをお持ちの方がいらっしゃると思いますし、一概にこのことがそこまで進んでいいのかというような反対の意見の方もいらっしゃるというふうに思いますので、そういった意味で、そういったアンケート調査、子どもに対するアンケート調査というのは、慎重に対応しなければならないというふうに考えておりますので、難しいというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） 子どもたちの性に関する知識についての調査ですので、子どもに直接聞くということに限定して質問したわけではないですので、その点は、先ほど言われましたが、やはりやってみると東京都のように今の教育、性教育の内容で十分とは言えないという考えがたくさん出されたということもありますので、幕別町ではどうなのかということをやはり教育委員会としても手のひらに乗せていく必要があるのではないか、こういう「生命（いのち）の安全教育」が提起されたことも受けて、改めて考える必要があるのではないかと考えて質問をしました。

あとは包括的性教育の内容なのですが、その上で包括的教育に取り組む考えをお伺いしました。包括的性教育を提起したのは、「生命（いのち）の安全教育」は、リスクやそのリスクを避ける対応を教える内容が中心となっているので、子どもたちに性は禁止事項だとか、敬遠すべきネガティブなものだと捉えられかねないと感じます。性の豊かさについて教える内容ではないからです。埼玉大学の田代美江子教授は、包括的性教育は性をポジティブに捉えるもので、「生命（いのち）の安全教育」と包括的性教育とはイコールではないというふうに指摘しています。

国際セクシュアリティ教育ガイダンスについても、答弁の中で説明していただきましたが、この中では幅広い範囲が網羅されています。ジェンダー平等や人権教育なども含まれています。このセクシュアリティガイダンスの中でも、幼児期からプライベートパーツについて学び、9歳ぐらいからはフランス、フィンランド、タイ、韓国などで実際にされているのですけれども、どのように避妊するのか。意図しない妊娠を防ぐコンドームやピルの使い方や、使い忘れたときどうするか、緊急避妊ピルなどについても教えています。

どういう行動をすれば、どんな結果になるかを全て教えた上で、選ぶのは本人だというスタンスです。性行動をどう考えどう選択するかは、生き方の問題として捉えられています。自分の幸せのための選択ですと投げかけられる中身になっています。情報を得ることが権利とされ、性教育を受ける権利が重視されています。興味深いのは、性の多様性についての理解を深める内容で、性の染色体の役割についても説明され、通常女性になるXX染色体を持ちながら、性分化の過程で、非典型的なプロセスを経ることで、男性になる人がいるということも教えられます。多様な性の形態が生まれる可能性がある、誰でもそういうことが起こり得るという科学的な事実を教える。そういう流れでLGBTについても学んでいます。

こういう包括的教育プログラムによって、子どもたちの行動変容として、性交の初交年齢が遅くなるだとか、性交渉の頻度が減る、性的パートナーの数が減るという結果も出されています。「生命（いのち）安全教育」の範囲でよしとせず、多様な人間の在り方への理解や人間関係を豊かにしていく学びとして、包括的性教育に踏み出すことが必要ではないかなと考えますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 学校教育に関することですので、学校教育のベースというのは、先ほど答弁の中でも申し上げましたけれども、学習指導要領にあり、それを基本として教育課程を編成し、それを実践していくという流れが基本だというふうに思っております。

もし包括的性教育が、今おっしゃられるように幅が広くて、それぞれのためになるというか、教育であるというのは認識いたしておりますけれども、それをしっかりとやっていくということになれば、これは当然国が認知をして、学習指導要領に位置付けて対応する時間数も確保していくというような

ことが必要ではないかなというふうに考えております。

現段階ではそういうことにはなっておりませんので、大切な部分、本当に重要な部分、ポイントを押さえながら性教育に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） 国が位置付けるならばという答弁でしたが、教育委員会が責任を持つものは、町の現実にいる子どもたちでして、そこにどういった内容が必要かということ、やっぱり考えることが必要になると思ったので、子どもたちの性に関する知識についての調査などを提案したわけです。

改めて今後も検討していただきたいなというふうに思いますが、学校での性教育が、子どもたちの性と健康を守れるような充実したものになり、国際社会で生きていくこれからの子どもたちに必要な知識とスキルが身につけられるよう期待したいなというふうに思います。

次の大きな2番目の質問に移ります。

学校のトイレに生理用品の設置をですが、昨年からスコットランドで生理用品の無償化が始まったのを皮切りに、各国で無償配布が始められ、日本でも3月に5人に1人の若者が、金銭的理由で生理用品を買うのに苦労したという結果が公表され、世界に衝撃を与えました。

特にコロナの影響でアルバイトが減ったり解雇されたりと、若い世代や女性の生活が深刻な影響を受けて、食費を捻出するために生理用品を購入することができない。そのためにトイレトペーパーやキッチンペーパーで代用するだとか、生理用品がないときには、学校やアルバイトを休まざるを得ないという実態には私も改めて衝撃を受けました。また、経済的貧困ということが理由であるだけでなく、家庭環境、家族との関係が良好ではなく、入手できないという声も上がっています。

生理用品が手元にも持っていないということは、衛生上の問題だけではなく、心身の健康にも影響を与えかねない、個人の尊厳にも関わる問題だというふうに感じます。こういうきっかけに、今、全国で5月19日現在、255の自治体が生理用品の配布を始めています。口にしばらく見えづらい問題だけに、声を上げづらい女性や子どもたちに、最大限手を差し伸べる手だてを講じるが必要ではないかというふうに思います。

質問ですが、小中学校の保健室に設置されているということですが、設置されていることは、子どもたちにどのように周知されているのか、また返却が必要なのかどうか伺います。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） 保健室での常備の関係ですけれども、子どもたちにどのように周知という部分なのですけれども、ちょっと実態のほうは今現段階把握しておりませんが、ふだんの保健室の養護教諭の活動の中で、そういったことを子どもたちに伝えているのかなというところでございます。

あと返却についてということですが、特段こちらのほうは返却を求めているものではなくて、どういった理由であっても使用された場合には、返却を求めているものではありません。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） 私の家にも小学生の子どもがいますが、学校便りなどでは保健室にあるよというようなことは、掲載された記憶がないので、どういった形で子どもたちが理解しているのか、保健室がいろいろなSOSを受け取る場になるのだという答弁でもありましたので、そこは改めて確認していただけたらなというふうに思います。

それと、今、借りに来るお子さんが月に数名いるということですが、毎月借りに来るお子さんとか、返却は必要ないですからいいのですけれども、その際にSOSを実際にキャッチしているというような実態はあるのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） 活用実態と言いますか、利用実態ということで先ほどの答弁のとおりなのですけれども、毎月固定されているというような実態は、特にないのかなというふうに現場のほうからのお話は聞いております。

また、気づきの場としてということなのですけれども、様々なサインに気づくということも保健室

の機能の一つとして、養護教諭が担っているということですから、具体例で申し上げると、保健室に来た様子を見て、ちょっと様子がおかしいぞということだったり、普通の場合もそうなのですが、必ず養護教諭のほうから声かけをさせていただくということで、そういったことで例えばですけれども、友達とけんかをしただったり、親とけんかをした。どうやって謝ったいのだろう。さらには朝ご飯を食べてきていないだとか、そういった場合については、やはり食べてきていない実態が、使用頻度が高いのであれば、ご家庭のほうともお話をしながら、やはり改善されていないのであれば、要対協、要保護児童対策地域協議会のほうでも、ケース会議等で取り上げなら、虐待の実態がないかだとか、そういった支援をつなげていくというような実態で、いろいろな児童生徒の指導のチャンスの場として機能しているというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） お伺いしたのは、いろいろなSOSということではなくて、生理用品を保健室に置いていること、トイレではなくて保健室に置いていることで、保健室がサインをキャッチできるというような答弁の内容でしたので、トイレに置くとそれがキャッチできなくなるという内容でしたので、そういう生理用品を借りに来ることを通じて、そのお子さんのSOSがキャッチできているのかどうか、その実態についてお伺いしました。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） 生理用品を取りに来られる際だけのSOSのキャッチということではなくて、幅広い様々なSOSのキャッチというふうにご答弁申し上げたのかなというところですが、もちろん生理用品を借りに来る際にいろいろな相談の中では生理不順に対する相談であったりとか、そういった内容の相談があったということはお伺いしております。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） 分かりました。それでは次の質問ですが、現在の配置状況や活用状況に関して、保健室の養護教員など、教員や保護者、子どもたちからこれに関する変更や改善を望む声というのは、そちらでつかまれていますか。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） 先ほどの答弁にもございましたが、保健室の実態把握という部分の中では、そういったSOSは今のところは確認されないということで聞いております。そのほかにも違う場面での児童生徒であったり、教員からの声というのは特段こちらのほうでは確認しているところではございません。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） 保健室に置いてあって、必要なときには借りに行くというシステムに今なっていますが、それで十分なのか不十分なのか、あちこちの自治体でトイレの個室だとか洗面台に置くだとかいろいろな動きがある中で、保護者、お子さんや教員の中から、今の配置状況よりさらに踏み込んだ対応が必要じゃないかななどの要望は出されていませんか。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） 現段階においてはそのような要望は聞いておりません。ただ、現場の声の一つとしては、逆にそういった個室に置く生理用品の管理であったり、もちろん衛生的な管理も必要となるということの、また一歩進んだ手間と言いましょうか、そういった対応が必要となってくるというような声は聞いております。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） この間、新日本婦人の会幕別支部がアンケートに取り組んでいます。「みんなの生理聞かせてアンケート」という題で、子どもたちの保護者からと思われる方の声が幾つか寄せられているので紹介したいと思います。

生理になったばかりの小学生などは、生理周期も不規則だったりナプキン持参を忘れたり、いろいろと困難が考えられます。学校のトイレに生理用品があればとても助かると思います。

またある方は、思春期の女子は同性に生理用品を見られるのも恥ずかしいと思うので、各個室にナプキンがあるとうれしいと思います。生理は恥ずかしいことではないという考えが学校教育でも広がるといいと思う。

またある方は、学校にいる間に一度も取り替えないということはないので、ポシェットから取り出すにしても、年頃なら異性の目も気になりますので、ぜひ置けるようにしてほしい。

あと授業の休憩、授業と授業の間の休憩が5分しかないときに、急に生理になって保健室まで取りにいけないという声も寄せられています。

あと経済的な声では、少子化が問題になっているのに女性の生理用品に課税して販売されているのは疑問。公に配布し、小中学生のうちから男性にも深い理解を求めるべきだということや、3人の姉妹がいると、お金の面だけでも家族に女性4人となるとすごい金額になると、こうした声や、あと学童にも高学年の女子が通うようになっているので、設置してほしいと、こうした声が寄せられています。

経済的な理由だけではなくて、いろいろな意味での生理の貧困、その言葉に込められている意味はあるのかなというふうに思います。こうした声があるのですが、先日、道議会でも知事が答弁の中で生理の貧困に市町村と連携して取り組むというふうに答弁しています。積極的に子どもたちの要望、なかなか声になりづらい要望ですので、まず声をつかめと言っても難しいと思うのですけれども、やはり潜在的ニーズがあると考えて対応するべきじゃないかなというふうに、私自身も認識を新たにしているところですが、改めてお考えを伺いたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 今、アンケートの結果等も伺いましたけれども、そういう声なき声と言いましようか、というのがあるというのを受け止めはいたしました。ただ、国の女性活躍・男女共同参画の重点方針2021の中でも、地方公共団体が支援の一環として行う生理用品の提供を地域女性活躍推進交付金で支援するとしながら、その際には生理の貧困にある女性の背景や事情に向き合い、寄り添った相談支援を充実することを促すとしているところでありまして、ここの生理の貧困にある女性の背景や事情に向き合い寄り添うという部分が、トイレに置いてしまうと、先ほども答弁の中で申し上げましたように失われてしまうというか、根本の解消にならないのかなというようなことが、私はちょっと心配だなという。誰が持っていたか分からない。結局分からないで終わってしまうというようなことがあるので、現段階ではトイレに置くという考えは持ってございません。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） こうした議論が大事なかなというふうに、改めて聞いていて思いました。

先ほど引用された政府の重点方針の原案の文書は私も拝見しています。生理の貧困の背景を丁寧に見て寄り添う相談支援を拡充することが必要ということです。トイレに置くことについては、あとで時間があれば議論したいのですが、それでは町としては相談体制を拡充するという内容で、具体的にこういうことを強化していきたいとか、特に学校の子どもたちに対して考えておられることがあったら伺いたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 現在も保健室が気づきの場として機能しているというお話は、課長のほうからも差し上げましたけれども、子どもたちが抱える様々な課題をサインに気づく場として機能しているところでありまして、特別にこれから何をするというわけではないのですけれども、さらに先ほどアンケートの中にもありましたけれども、行きづらいとかそういうような話もありますので、ふだんから気軽に足を運べるような保健室づくり、また養護教諭だけではなくて、児童生徒が先生と話しやすい雰囲気、環境づくりが大切であるというふうに思っておりますので、現在でも意識しながら学校では取り組んでおりますけれども、さらに意を注いでまいりたいというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 酒井議員。

○9番（酒井はやみ） いろいろな自治体がこうした学校のトイレだけでなく公共施設に置くだと

か、相談体制の強化ということで、必要な人に配布しますよということを広報でお知らせしつつも、受け取りに来た女性が、「生理用品を受け取りに来ました」と口にしないでいいようにカードを窓口においておいて、そのカードを見せさえすれば受け取れると、そういういろいろな寄り添った支援というものが、今、工夫されてきていると思います。

そして生理用品を学校のトイレに置くという点でも、置けば保健室に来なくなってサインに気づけなくなるということは、ちょっと私もそれは理解しにくいというか。例えば神奈川県の大和市では、学校のトイレに洗面所にパックに入れた生理用品を置いているのですけれども、そのパックの表に「生徒の皆さんへ、これは生理用品が入っています。急に必要になった人は使ってください。生理のことや何か困っていることがあれば先生に相談してね。一緒に考えましょう」というメッセージと合わせてつけているのです。

やっぱりこうやって子どもたちの困り事に寄り添うことが、学校が何でも相談してもらってもいいのだよっていうメッセージを発することにもなり得るのかなということをしてこうした記事を読んで思うわけですが、実際には生理用品を借りに来た、保健室にあることを知っているのかどうかということからして、今はちょっと不安だなと感じたところですけども、借りに来たお子さんからそうしたメッセージを具体的につかむきっかけになり得ているのかということも改めて見ていく必要があるのかなというふうに思います。

やはりこの問題は、とても当事者にとっては深刻です。今回の議論をきっかけに、もう一步踏み込んでいろいろな場面で議論を進めて対応を検討していけたらいいなというふうに思います。

今回の質問でテーマにしました性被害についても、性教育についても生理の貧困についても、背景には日本のジェンダーギャップの深刻さがあるということは、政府も指摘しています。女性も含めてそれぞれが認識をアップデートすることが求められているというふうに思います。お互いを傷つけ合うのではなくて、全ての人が尊厳を大事にし合うそういう町にしていくために、引き続き力を合わせていくことを述べて質問を終わります。

○議長（寺林俊幸） 以上で、酒井はやみ議員の質問を終わります。

この際、11時5分まで休憩いたします。

10:53 休憩

11:05 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、野原恵子議員の発言を許します。

野原恵子議員。

○10番（野原恵子） 通告に従いまして、次の質問を行います。

1、新型コロナ禍による一斉休校の検証と子どもへの影響は。

新型コロナウイルスの感染症は世界各国に広がり、世界保健機関（WHO）が2020年1月30日「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」に当たると宣言してから1年4か月、今日でちょうど5か月になります。

昨年、町はコロナ感染防止対策として北海道知事の要請を受け、2020年2月27日から3月4日まで町立小中学校及び町立わかば幼稚園の一斉休校を実施しました。さらに安倍前首相が全国の自治体に町立幼稚園を除く小中学校及び高等学校に春休みまで臨時休校の要請があり、3月24日まで延長しました。

また、緊急事態宣言の延長により、5月31日まで休校の要請があり、約3か月の休校となりました。感染防止対策として長期の休校となりましたが、成長期にある子どもの心身の健康低下や学習環境による格差、不安によるストレスなど各地の調査を見ると大変深刻です。幕別町でも休校における子どもたちへの影響を把握し、子どもの権利から考えて対策を講じてきたのかが問われます。

今年5月に保育所でクラスターが発生し、小中学校でも児童・生徒が発症し、学校の臨時休校・学級閉鎖が実施されました。今後、短期間のうちに選択を迫られる機会が起こる可能性があります。学校設置者として、教育委員会がどのように議論し判断してきたのかを検証し、基準を作る必要があると考えます。

①新型コロナウイルスによる学校の一斉休校の判断は、学校保健安全法第20条により学校設置者が行うこととなっている。どのような経過で判断したのか。その検証と今後の対応として基準を設ける考えは。

②一斉休校に伴う子どもの心身のケアなど、子どもの権利保障への検証を行う必要があるが、どのように行ってきたのでしょうか。

2、全国学力・学習状況調査（一斉学力テスト）の対応について。

政府は、2007年度に始まった全国学力・学習状況調査（一斉学力テスト）を、昨年新型コロナウイルス感染症による学校への影響などを考慮するとして実施を取りやめている。結果として教師は「ゆとりを持った教育ができる」「精神的余裕ができた」などと歓迎している。全国学力・学習状況調査（一斉学力テスト）は民間業者がテスト問題を作成し採点も業者が行っている。本来、テストは教員が教えた教科の内容を子どもたちがどれだけ理解しているかを計るものであり一律のものではない。創造豊かに、柔軟に物事を考えられる子どもの成長を促すためにも、町として全国学力・学習状況調査（一斉学力テスト）を中止すべきと考える。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 野原議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「新型コロナ禍による一斉休校の検証と子どもへの影響は」についてであります。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う小中学校の臨時休業につきましては、昨年2月27日から3月24日までに加え、4月20日から5月31日までの間、長期にわたるものとなりましたが、5月25日、全国に出されていた緊急事態宣言が解除されたことから、6月に入り道内全ての公立小中学校が再開したところであります。

この間、前半の臨時休業期間中においては、健康状態の確認と学習状況の把握等を目的とした分散登校を実施いたしました。その後、4月に入り臨時休業が長期化したことから、学習に著しい遅れが生じることのないよう、家庭学習を課すなどの必要な措置を実施したほか、家庭訪問等を実施しながら子どもたちの健康観察や生活状況の把握に努めたところであります。

ご質問の1点目、「新型コロナウイルスによる学校の一斉休校はどのような経過で判断したのか、また、その検証と今後の対応として基準を設ける考えは」についてであります。

一つ目の「新型コロナウイルスによる学校の一斉休校をどのような経過で判断したのか」については、昨年2月25日、北海道知事から北海道教育委員会教育長に対し学校の休校について検討要請が入り、翌26日には、道教育委員会から市町村教育委員会に対し、27日から3月4日までの間、所管の小中学校を臨時休業とするよう要請があったところであります。

さらに、2月28日には、春休みまで臨時休業とする要請があり、これを受け、本町においても、3月24日まで臨時休業を延長した後、春休み明けの4月8日以降については、マスクの着用など感染症対策を徹底した上で再開をいたしました。

しかしながら、全国的な感染拡大により、国による緊急事態宣言が4月16日に発令されたことに伴い、再び、北海道教育委員会から町教育委員会に対し、臨時休業要請があり、これを受け、4月20日から5月6日までの間、臨時休業とし、さらには、緊急事態宣言の延長に伴い、31日までの間、町内全小中学校及び町立幼稚園を一斉の臨時休業としたところであります。

一斉の臨時休業の判断に当たりましては、道内において感染者が拡大し児童生徒や教育関係者への感染が確認されたことから、集団による感染の拡大を防止することが極めて重要であると考え、十勝管内教育委員会連絡協議会で統一して決定したところであります。

2つ目の「その検証と今後の対応として基準を設ける考えは」については、学校の臨時休業は学校保健安全法第20条の規定により、学校設置者が行うこととなりますが、昨年の一斉の臨時休業につきましては、先ほど申し上げましたとおり、集団による感染の拡大を防止することに加え、子どもたちの健康、安全を第一に考える観点から、必要な措置と判断したところであります。

こうした背景の下、文部科学省では昨年5月22日、6月からの学校再開に当たり、学校の衛生管理の観点から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」～「学校の新しい生活様式」を作成し、この中で、学校で感染者が発生した場合の臨時休業の判断についても示しており、国においては、新たな情報や知見を検証しつつ、これまで6回の見直しを行っております。

この最新版のマニュアルによると、休業の判断に当たっては、地域の感染状況を踏まえ、学習活動を工夫しながら、可能な限り学校行事や部活動等も含めた学校教育活動を継続し、子どもの健やかな学びを提供していくことが重要であるとしており、今後は、地域一斉の臨時休業については、児童生徒の学びの保障や心身への影響、学齢期の子どもがいる医療従事者等の負担等の観点を考慮し、慎重に検討する必要があると明記されたところであります。

特に小中学校については、現時点で家庭内感染が大部分であることも踏まえれば、子どもの健やかな学びの保障や心身への影響等の観点からも、地域一斉の臨時休業は避けるべきとされております。

さらには、学校で感染者が発生した場合の臨時休業については、児童生徒や教職員の感染が確認された場合、学校の設置者は、保健所の調査等を踏まえて、学校の全部または一部の臨時休業を行うか判断し、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合などには、保健所と相談の上、学級単位や学年単位など必要な範囲で臨時休業とすることが考えられるとしております。

今後におきましても、国のマニュアルに基づき、保健所と連携、協議の上、臨時休業の判断をしてまいりたいと考えておりますことから、本町独自の基準を設ける考えは持っておりません。

ご質問の2点目、「一斉休校に伴う子どもの心身のケアなど子どもの権利保障への検証を行う必要があるが、どのように行ったのか」についてであります。

国が示すマニュアルの中でも、昨年の長期にわたる臨時休業措置が取られたことで、学校が学習の機会と学力を保障する役割のみならず、全人的な発達・成長を保障する役割や居場所・セーフティネットとして身体的、精神的な健康を保障するという福祉的な役割をも担っていることが再認識されたところであります。

その中で、学習の機会と学力の保障に対するものとしては、一斉の臨時休業に伴う学習の遅れについて、国の通知に基づき、登校再開後には、学校において、しっかりと学習内容の定着を確認し、補充のための授業や補習の実施など、学習の遅れを補うため可能な限りの措置を講じることとされているところであります。

このため教育委員会といたしましては、校長会と協議を行った上で、昨年度は、1学期の終業式を7月22日から8月7日に、2学期の始業式を8月19日から8月18日に見直し、授業日数を11日間確保し授業を実施いたしました。1日当たりの授業時数を短縮するなど、子どもたちの新たな負担とならないよう配慮するよう各学校に指導し、子どもたちの学びの保障につなげてまいりました。

次に、心身の保障に対するものとしては、昨年の一斉の臨時休業の期間では、様々な子どもの心身の影響等が懸念されたことから、各学校においては、家庭訪問時に併せて子どもたちと面談をしたり、電話での連絡を通じて、心身の健康状態や生活状況等の把握に努めるとともに、分散登校時においては、多くの児童生徒の健康状態等の様子を確認したほか、虐待の疑いがあるといった事案がないことも確認しているところであります。

さらには、学校再開後においても3密の回避など、生活や行動上の制限を伴うことから、様々な不安やストレスを抱える子どもたちが少なからずいるものと考え、学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察や、必要に応じて家庭訪問や個別相談を実施したり、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど、専門スタッフの力も借りながら、子どもたちに寄り添ったケアに努めてまいりました。

また、できる限りスムーズに学習のペースを取り戻せるよう、各学校においては、復習に併せて予習用の学習プリントを配布いたしました。その際には、学級通信等を通じて、学習スケジュールや教科ごとの取組内容、進め方などを丁寧に伝えただけでなく、「分からないところは空欄とする」など、子どもたちにとって負担のかからないよう実施されたものと認識いたしております。

今なお新型コロナウイルス感染症に警戒が必要な状況下であり、こうした中でも、持続的に児童生徒の教育を受ける権利などを保障していくため、教育委員会といたしましては、今後も学校における感染及びその拡大リスクを可能な限り低減した上で、円滑な学校運営に努めてまいります。

次に、「全国学力・学習状況調査（一斉学力テスト）の対応について」であります。

全国学力・学習状況調査につきましては、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証した上で、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立て、さらに、このような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立することを目的として、平成 19 年度から実施されております。

平成 23 年度は、東日本大震災の影響から北海道による調査となり、令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により実施が見送られましたが、本年度は 5 月 27 日に実施され、本町でも小学校第 6 学年と中学校第 3 学年の全児童生徒が参加したところであります。

ご質問の、「創造豊かに、柔軟に物事を考えられる子どもの成長を促すためにも、町として全国学力・学習状況調査を中止すべき」についてであります。

小中学校で行われる義務教育は、学校教育法の下で定められる学習指導要領に基づいて実施されておりますが、学習指導要領に準拠した全国学力・学習状況調査は、全国的な視点で各学校における児童生徒の学力の定着状況等を検証することを通して、義務教育の機会均等とその水準の維持向上に資しているところであります。

これまで、各学校では児童生徒の学習状況についての資料として、自校採点を通して学習状況の点検を行い、本調査の結果を学校改善プランや学力向上に向けた取組の中に活用してきたところであり、学習指導要領に示された基礎的・基本的な内容の到達状況を把握する標準学力検査である CRT などと合わせ、授業改善やカリキュラムマネジメントの推進に努めております。

また、令和元年度から、五つの学園による小中一貫教育を本格実施しておりますが、各学園では、全国学力・学習状況調査の自校採点の結果から、小学校と中学校の担当者が協働で、国語と算数・数学について学園ごとの学力傾向を分析し、弱点の克服や優れた点の伸長に向け、9 年間を通した指導の焦点化などに取り組んでおります。

これらのことから、全国学力・学習状況調査は、小中一貫教育の推進においても必要なものであり、引き続き、効果的な活用を図ってまいりたいと考えております。

以上で、野原議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10 番（野原恵子） 休校による弊害としては、言うまでもなく学習の機会が不利益な環境の子どもたちから奪われてしまう。また、学校給食がなくなること、家庭状況によっては食生活における悪影響も懸念されます。そして、家庭の教育環境の格差によりまして、学力の差も生じてきます。そして、学校給食のことですとか、それから学習の内容の援助ですとか、そういうことで保護者への経済的な負担、また社会的な強まりが弱くなり、子どもの集団が何か構築できないとか、そういうことで子どもたちが孤立してしまう危険性など、こういうことが休校による弊害として考えられます。

そして、今教育長から答弁いただいた中で、私一つ矛盾を感じるのですね。学校の休校の判断は学校設置者が行う、こういうお答えでした。それであれば、一番最初の休校のときには、学校の判断はもちろんだのように考えたかということもあるのですけれども、道の教育委員会から要請があった。そして、十勝管内教育委員会連絡協議会で統一して決定した。1 回目はこのように判断して休校を行ったということですね。それで、2 つ目としては、学校設置者が行うのだと。これから保健所の調査

などを踏まえて協議して、学校の休業などを決めていきたい。このようにお答えになっているのですね。そうすると、1番目の判断としては、幕別町の学校設置者としての判断は、ここからは見えてこないのですが、その点は教育長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 十勝管内教育委員会連絡協議会では統一して、考え方を統一したということでありまして、最終的に判断するのは各市町村の教育委員会になりますので、幕別町については幕別町教育委員会で判断したということでございます。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10番（野原恵子） それでは、前段で休校による弊害を今、前段お話ししましたがけれども、こういうことを踏まえても、やはり最初の一斉休業は幕別町ではまだ子どもたちの中に発症していなかったですよね。そういう中でも、一斉休校はすべきだったという幕別町の教育委員会、設置者としての判断、そのように押さえてよろしいのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 答弁の中でも申し上げましたが、当時の状況といたしましては、新型コロナウイルス感染症がどういったものであるか、その内容というか、詳細がまだ科学的なことも不明な部分が多々あって、やはり不安に感じていたというところもございます。そういったことも含めて、当時の状況としては、一斉休校にしたことについては、子どもたちの安心安全、それから集団感染を防ぐというような観点から、やむを得なかったというか、当時は妥当であったというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10番（野原恵子） それでは自治体、幕別町の学校運営の責任を負っている教育委員会としては、1回目の休業はやむを得なかった、そういう状況を踏まえて、そういうふうにお考えになったということですね。私は、自治体の学校の設置者の責任者としては、どういう状況があったときに、どういう判断をすべきかということは、やっぱり独自で基準を設け、考えていかなければならないと思うのですね。どういう状況というのは、今回はコロナウイルスでしたけれども、そのほかに様々な緊急な状況があると思うのです。そういうときには、速やかに調査し、そして学校関係者、学校長ですとか教員ですとか、子どもたちの意見も聞く。ここも非常に大事だと思うのです。子どもの権利条例、幕別町もできていますので、子どものそういう意見ということもしっかり聞きながら、どう対処していくべきか。そういうものを常に持っていて判断していく。これが設置者の役割ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 当時の状況を考えると、北海道のほうから北海道教育委員会に休業要請がありまして、北海道教育委員会から市町村の教育委員会に対して休業要請があったという、それが確か土曜日だったか、かなり期間短い中でそういう要請がありました。そのような中で、例えば子どもたちの意見を聞くにしても、そういうせっぱ詰まった期間の中で、子どもたちの意見を聞くというのは、なかなかこれ難しかったかなというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10番（野原恵子） そういうせっぱ詰まった状況もあるというお答えでした。私は、ですから基準を設けるべきではないか、このように提案しているわけです。せっぱ詰まったときに、どういう基準で一斉休業にするのか、そうでない学級だけの休業にするのか、そういう判断が迫られる場面があると思うのです。それで基準を設けるべきではないかというふうに、私は質問しているわけです。

それで、帯広市ではコロナ禍における帯広市学校教育の推進方針というものを、今年の3月に作っております。そういう中で、こういう状況のときには、例えば児童生徒本人が感染したときには、どのような状況を取るのか、それから五つに分かれていて、基準を設けて判断するというふうにマニュアルを作っております。ですから、幕別町でも、やはり十勝管内でも、今回のコロナウイルスでも、

学校の状況、家庭の状況いろいろありますよね。そういう場合には、幕別町で子どもが発症したときどうするのか。その子どもに関わる保護者が発症したときどうするのか。そういう基準をしっかりと設ければ、土日に挟まれても町で独自で、町の基準に従って判断していくということができるのではないかな。そういう意味で、町独自の基準を設けるべきでないかという質問をしたわけなのですが、こういうものを帯広市で作っているのですね。ちょっと見づらいでしょうけれども、こういうものを参考にいたしまして、町の学校管理の責任者として基準を設けることを考えていくべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 答弁の中でも申し上げたのですが、基本的な考え方というのは、文部科学省のほうで作成いたしました衛生管理マニュアルに示されておりますので、それを基本としながら、その時々状況に応じて、保健所ですとか、町の対策本部、あるいは当然、学校現場とも協議をしながら決定していくということになるというふうに思っています。その状況というのが、もし学校で児童生徒なり教職員が感染した場合、状況がこれ様々であります。いつ頃感染したのか、感染経路が分かっているのか不明なのか、あるいはいつまで出勤していたのかですとか、それから地域の感染状況もあります。そういったこと全体を総合的に勘案しながら判断していかなければならないというようなことがございますので、まずはやはりその時々状況に応じて判断していくということしかないのだろうなというふうに思っています。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10 番（野原恵子） そうです。ですから、保健所と連携して協議の上と、教育長答えられているのですけれども、そういう場合でも幕別町はどういうときにどういう判断していくかという基準をしっかりと設けた上で、保健所とも協議しながら進めていく。そういう点では、誰が見てもこれは臨時休業が当然ではないかという、そういう判断をしていく場合でも、町独自の基準って持っている。それが必要ではないかと私は思うのですが、その点はいかがですか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 基準といいましょうか、一定の規則的なものはある程度もう定まっておりますので、まずは基本、児童生徒、あるいは教職員にコロナウイルス感染症が発生した場合については、まず保健所の疫学調査が行われますので、濃厚接触者の特定をしなければならないので、疫学調査が行われますけれども、その期間と、それからどこまでウイルスが校内で広がっているかどうか分からない状況でありますので、まずは消毒をしなければならない。どこまで広がっているか分からないので、学校全体を消毒しなければならないということがございますので、その作業に要する日にちというのは、どうしても1日ないし3日間とかというのは必要になりますので、まずそこで幅広に考えて、一斉休校すると、学校を閉じるということですね。それが例えば土日を挟んでいれば、休業の期間は短くなりますし、短くなるという実質的な休業の期間は日数は少なくなりますけれども、そういう状況もあります。判明したときが、夜だったりいろんな場合も想定されますので、ケース・バイ・ケースではあるのですけれども、基本は先ほど申し上げましたように、保健所の疫学調査と学校内の消毒に要する日数については、まずは学校を閉じると。そうした上で、疫学調査の結果が出て、濃厚接触者が特定される。加えて検査もするということになると思いますけれども、そういった状況を踏まえて、その後の学校を再開といいましょうか、どうするかということなのですから、それについては、例えば学級内だけで濃厚接触者がいるということであれば学級閉鎖をしますし、それが学年に広がっているのであれば学年閉鎖をするということになります。そういった流れになっております。これはもうルールというか、そういう基本は出来上がっておりますので、あえて基準というかそういうのを設けなくても大丈夫だというふうに思っています。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10 番（野原恵子） 私の質問の仕方がちょっとまずかったのかなと思うのですけれども、帯広市の場合、児童生徒本人が在籍する学級、児童生徒本人が在籍する学年、児童生徒本人が在籍する学校、

周辺の学校、こういうことで基準を設けて学級閉鎖をするか、学校閉鎖にするかという、そういう基準の仕方だということなのですね。ですから、今教育長が答弁されたことは、もちろんそのとおりなのです。ですから、そういうときにそういう判断して、子どもに感染が生じたときに、どういう対応するかということ、きちっと幕別町独自で持っていれば、速やかにそういう対応ができるのではないかという、そういう休業のマニュアルを持つべきではないかという質問です。この点について、こういう質問ですので検討していただければと思いますが、いかがですか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 申し訳ございません。

基本的に先ほど申し上げたとおりのルールというか、一定の流れというのがもう出来上がっておりますので、それに対応して当然消毒作業ですとか、そういったことも含めて、学校では学校でのいろいろな事務作業がございます。臨時休業にするということであれば、保護者に連絡をしなければならないですし、そういったことも含めて、例えばこれ大規模校の場合と小規模校の場合でも、やっぱりそういったものに時間を要する、かかる時間が異なるだとかということもございますので、一律に何日間だとか、定めるのがなかなか難しいというようなことで、先ほど来よりお答えをしておいでございます。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10 番（野原恵子） 次に移ります。

心身のケアなど子どもの権利保障への検証ということですが、今答弁を頂きました。この中では、個々に子どもたちに電話での連絡ですとか、学校の教員、それからスクールカウンセラー、そういう方たちが対応しているということでしたけれども、2020 年度の学校健診が行われていると思うのです。学校検診の中で、要受診児童数、児童生徒、小学校と中学校でそれぞれ検診の結果が出ていると思うのですよね。そういう中で、コロナ禍による影響も少なからず出ていると思います。全国的には、そういう調査の結果が出ているという報告もされております。幕別町でも、学校検診 2020 年度行われていると思うのですが、その中からコロナ禍による影響が出ているのかどうか。その辺、教育委員会で見つかっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 教育部長。

○教育部長（山端広和） 今、検査結果の部分につきましては、ちょっとこちらのほうで今、現状では今把握しておりません。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10 番（野原恵子） それでは、検査はされているということですね。2020 年度は、学校の健診は行われている。

○議長（寺林俊幸） 教育部長。

○教育部長（山端広和） 検査については実施しております。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10 番（野原恵子） 全国保険医団体連合会、そういうところですか、それから岩手県ですか兵庫県ですか、そういうところで学校健診を行い、その中でコロナによる影響が出ている。こういうことも報告されております。そういう中で、歯科、眼科、視力、耳鼻科、聴力、内科、このように受診した生徒のうち、影響が大きく出ているということが報告されております。調査した中で、45%の学校で影響があった。こういうふうに、これは兵庫県のですね、そういう結果も報告されております。それで、肥満とか視力低下、それから心の問題も出ている。こういう報告もされております。幕別町でも、やはり学校健診の結果をしっかりと把握いたしまして、その中で問題が出てきている子どもたち、そういう子どもたちがしっかりと受診できるような、そういう手だても大事ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 教育部長。

○教育部長（山端広和） 先ほどお話がありました結果、例を挙げられておりますけれども、中身がど

ういう形で歯科検診、内科検診等の中で調査しているものなのかというのは、ちょっとこちらのほうでは、ちょっと具体的な部分というのが見えないものですから、これをもって、通常の歯科検診、内科検診でコロナとの影響の因果関係をといる部分は、なかなかこれ難しいのかなと思っている。別項目で調査するなら別ですけども、通常の健診ではちょっとそれで判断できるもののかなというのにはちょっと現状ではちょっとそれ以上の部分でお答えすることはちょっとできないのですけれども。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10 番（野原恵子） 2020 年度の健診ですよ。どこで判断するかといったら、2019 年度の結果と比較して、どういう影響が出ているかというのは、系列的に見ていけば出てくるのではないかなと思うのです。学校が休業になった影響というのは、3 か月ありましたので、そういう影響が出てくる可能性は大きいと思うのですよ。ですから、学校の検診の結果がこういうふうにして報道されていると思うのですけれども、幕別町でも系列的に見ていけば、視力ですとか聴力ですとか、肥満の傾向ですとか、出てくると思うのです。そうすると 2020 年度の結果がどうだったのか、そういうことも出てくると思うのですが、そういう調査は行いう考えはありますか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 経年でじっくり比較していけば分かるのではないかなというふうなお話ですけども、通常はそういったことは実際には行ってはおりません。3 か月の長期休業期間の影響が、どれだけあるかという因果関係が、検査でどれだけ長期休業を起因として、例えば虫歯が増えたとか、そういったことが分かるかどうかというのは、これは私は分からないというふうに思います。あるのではないかなとか、そういったことは例えば家にいる時間が長いので、おやつをたくさん食べたのではないかな。そういったことが起因となって、虫歯が増えたのではないかなとかという推察だとかはできるかもしれないのですけれども、それをもって、それが原因だということは言えないかなというふうには思っております。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10 番（野原恵子） 3 か月という期限だけではなくて、この 1 年間、コロナ禍の中で、子どもたちが外に、例えば公園でも遊べないですとか、なかなかマスクをして友達と集団で遊ぶことができないですとか、そういう 3 か月以外にもコロナ禍による影響というのは、子どもたちに大きく出ていると思うのです。大きくか小さくかは、その判断は調査してみないと分かりませんが、出ていると思うのです。ですから、答弁の中でもありましたように、子どもたちと面談したり、電話で連絡したり、心身の健康状態や生活状況などの把握に努めていると答弁されているのではないですか。ですから、それをしっかりと幕別の子供たちに、どういうふうな状況で出ているのかというのは、一つとして健診があるのではないかなということですので、健診の結果もやはりしっかりと把握していくことが必要ではないでしょうか。

そして、心の問題ということも、やはり様々な不安やストレスを抱える子どもたちも、少なからずいるものと考えていると答弁いただいております。ですから、それをしっかりとこういう子どもたちが状況としてありますという、そういうことを把握するためにも、やはり健診というのは必要だと。しっかりと把握して、対策を求めていくことが必要ではないかなと思いますので、そういう点で健診の状況をどのように押さえているかということでお聞きしたわけです。その点について、これから実態はきちっと把握していくということをお考えでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 私は、そういった健康検診、体に関すること、それから歯科もがそうです。歯のこともそうですけれども、そういったものはやはり影響は多少、1 年長期の臨時休業あって、このコロナの影響があって、いろいろな意味で制約されている場面があるので、そういったことはあるのだろうということは、もうこれは皆さん推測されることだというふうに思っております。ですけど、それをあえて細かい、先ほど議員が言われますように、比較して精査してというところまでは考えておりませんが、一番大きいのはやっぱりストレスというか、精神的なものが大きいかなとは考えて

おりますので、そういったもののケアをすることが一番大切だというふうに思っておりますので、各学校に対しては、きめ細かい健康観察ですとかを進めるように常々指導しているところであります。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10 番（野原恵子） 影響はあるのだろうというふうにお考えでいるということですね。それであれば、例えば眼科ですとか目の視力の低下ですとか、それから聴力、耳、それから内科ですとか、それから肥満対策ですとか、そういうところも子どもたちがそういう状況にあるということが分かったときに、早く手だてを取れば早く改善されますよね。治療もできます。ですから、1人でもそういう子どもたちがいた場合には、手だてを取っていくことが必要ではないかというふうに思います。それで全国的な調査の中では、経済的に大変、そういう答えもあるのですが、幕別町には小中学校の医療費は無料ですので、早く手だてを取るということが大事なのですよ。それで共働きでなかなか病院にも行かない、連れて行けないという状況も出ております。ですから、早く手だてを取って、早く治療をする。そういう手だても行っていくということが必要ではないかということで、質問したわけですので、学校の健診の結果を見まして、そういう子どもたちがいた場合には、早く保健室ですとか、保護者とか連絡取りまして対策を取っていく。そういう手だてが必要ではないでしょうか、という意味での質問ですが、いかがですか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 通常、毎年の検査というか健診の中でも、急激に変化があったりした場合については、例えば養護教諭から指導なり助言なりをするといったこともしておりますし、それは引き続きやってまいりたいというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10 番（野原恵子） ぜひ結果の対策ということも見られた場合には、対策を急いで行っていくということが必要かなというふうに思いますね。特に、視力ですとか目の検査などは、手だてを取っていく、そういうことも必要ですし、内科なども早く手だてを取っていくことが必要だと思いますので、調査をしっかりと行い、手だてを取っていただきたいと思います。

次に、学力テストなのですが、答弁を頂きました、学力テスト、幕別町でも行っていく。それから小中一貫教育として、学習状況の自校採点を行っているというお答えでしたけれども、まず学力というのを教育長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 学力は非常に大切なものだというふうに思っております。子どもたちを育むに当たって、何が大切かということですが、生きる力を育む要素として、3つのことがあるというふうに思っています。一つには確かな学力、そして豊かな心、そして健やかな心という3つの要素があって、この3つの要素がバランスよく育むことが大切だというふうに考えています。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10 番（野原恵子） 私は、確かに学力も必要です。心も大事なのです。一番は、子どもたちが人として生きていく上で、人格形成をしていく。そういう意味で学力というのは、テストというか試験だけでは、テストの点数だけではなくて、確かに知識を身につけることも大事です。人と人とが集団の中で育み合って、人としてどう成長していくか。そこが教育の学力、本当の意味の学力だと思うのです。テストを否定しているわけではありませんけれども、そういう子どもたちをしっかりと幕別の学校教育の中で育てていく。そこが一番の教育の原点だと思います。子どもには学校教育、大人には社会教育がありますから、一生勉強というのは必要だと思っているのですが、その視点に立って、テストを教育長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） テストというのは、先生たちが日頃からの指導を行った上で、どれだけ指導したことが定着しているのかということ測る意味で、必要なものだというふうに考えています。テストすることによって、ここの部分が定着していないな、とかというのが分かりますので、先生方はそ

れを気づきとして、この辺にもうちちょっと力を入れていこうとか、こういった授業をやっていこうという授業改善ですとか、そういったことをしていくということですので、テストというのは大事なものだというふうに思っています。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10 番（野原恵子） 私もそう思います。

それでは、今回の全国一斉の学力テストというのは、教育長のお答えになった視点から見て、学力テストはそういう視点に立ったテストだというふうにお考えでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） そういう視点に立ったテストであるというふうに認識しております。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10 番（野原恵子） この一斉学力テストというのは、業者が、企業が問題用紙を全国的に作りまして、採点も企業が行うのですよね。先生が行うわけではありません。そうした場合には、そして全国的に一斉にするテストですよね。そうすると、幕別町の学校で先生たちが学校で勉強を教えますよね。進み具合がいろいろあると思いますし、そういう状況の中で、実際に先生たちが、教育長が今お答えになったような視点でテストの結果を見ることができるのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 全国学力学習状況調査については、小学校は第 6 学年、中学校は第 3 学年ですが、内容的には基礎、基本のものであります。小学校 6 年生については 5 年生までのもの、中学校 3 年生については中学校 2 年生までの内容を、既に習っているものがテストで出るということでございますので、あくまでも基礎、基本の学力が定着しているかということを知るテストでございますので、先生方はその辺も理解をしていらっしゃると思いますし、楽しみにしている先生もいらっしゃるというふうに聞いております。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10 番（野原恵子） 私は、今教育長がお答えになったのですが、楽しみにしている教員の声ってあまり聞いていないのですよね。テストの点数、最近公表されるようになりましたよね。そうしますと、テストの点数を上げるために、そのためだけのテストをする、そういうところもある。そして、順位を上げていきたい。こういうこともありまして、非常に先生たちに負担が重くなっている。そういう声も聞いております。そして、大阪のある学校の校長先生の、大阪教育委員会に対する提言というのを私、目にすることがありました。そして、そのことを教育の現場、それから学力テスト、GIGA スクールなど、いろいろ課題が教育の現場に出てきているのですけれども、これに対して意見を言っているのですよね。それちょっと読み上げてみたいと思いますね。今、世の中では「生き抜く」というのが世の中ではなくて、「生き合う」というのが、そういう世の中でなくてはならない。ですから、一人ひとり基礎をそれだけではなくて、みんなで力を合わせて生きていく、そういう世の中で生きたいというふうに、そういうあるべきではないかという提言ですね。そして、これ校長先生ですので、現場から、子どもたちと一緒に学んだり、遊んだりする時間を楽しみたいと。子どもたちに直接関わる仕事がしたい。子どもたちに働きかけた結果、数値による効果検証だけでなく、子どもの反応として直接肌で感じたいのだと。1 点、2 点追い詰めるのではなく、子どもたちの 5 年先、10 年先を見据えて、今という時間をともに過ごしたいのだと。テストの点数というエビデンス、根拠だけでは、それほど正しいものなのか。テストの結果だけで、そういう子どもたちをしっかりと教育することができるのかと。教育の現場からもこういう声が上がってきているのですよね。だから、テストの点数ということであれば、全国一斉の学力テストというのは、点数で評価していくという、そういうことにつながるのではないかと。そういう結果として、今の教育の中での大きな課題の一つになっているのではないかと。そういうふうに私は思うのですよね。それで、子どもたちがテスト、テストで実際に先生たちと触れ合う機会が少なくなっている。学校の先生たちも少なくなってきていて、過重負担になっている。こういうことが学校の現場から起きております。5 年、10 年先を見据えた人を育てていきたいのだとい

うふうにおっしゃっていますよね。そういう結果として、社会に出たときに、どういう子どもたちが社会に出て行って、実際に仕事に向き合っていくのか。こういうことを見据えた教育でなければならぬと思います。そういう点から教育長の学校の現場から見た先生たちの声もしっかりと聞いて、どういう子どもたちを育てていけば、社会に行ってしっかりと生き抜いていく力を身につけた子どもたちに、大人になっていくのか、そういう視点から教育を見ていかなければならないというふうに私思うのですけれども、その一つとして、悉皆の学力テストというのは、弊害があるのではないかというふうに思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） おっしゃられますように、今後といいますか、今現在、先行き不透明な時代だというふうに言われております。

小学校では、昨年度から新学習指導要領がスタートしております。その新学習指導要領の主な中身というのが、主体的、対話的で深い学びというのがございます。いわゆるアクティブラーニングですけれども、そのアクティブラーニングの視点に立った授業改善をすることで、子どもたちの実際に社会で出たときに、様々な場面でただ知識を詰め込むだけではなくて、様々な場面で活用できるような学び、知識、技能を習得し、生きる力を育んでいこうというのがその趣旨でございます。全国学力学習状況調査につきましては、そういったものに準拠した形でなされているテストでありまして、そういった国の教育施策を、見直しをどんどんどんどんしているのですけれども、それに伴って新学習指導要領も変わってきておりますけれども、そういった見直しをする上でも必要なテストというふうに考えておりますので、私としましては、引き続き参加してまいりたいというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 野原議員。

○10 番（野原恵子） その点は、私の考えとは平行線かなというふうに思っております。

今後も、子どもたちにどのような影響を与えるのか、しっかり見据えていきたいと思っております。

最後ですが、今回の子どもを育てていく教育の影響というのは、町長は職場の職員の若い人たちの仕事の状況ですとか、人との関係ですとか、そういうところから見て、今の教育についてのお考えがありましたらお聞きたいと思っております。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 盛んに学力とは何ぞやという、そのようなやり取りだったかというふうに思いますが、私は真に考える力を身につけることが、学力であるというふうに思っています。それは常々これは学校の先生にも会うたびに言っています。思考力、判断力、表現力を身につけるのだと。そのための基礎的な知識の測定が、学テも一つでありますし、学力テストですね、日頃の単元テストなどもそう。そこでどこまで身につけたかということ測定するのが、そういういろいろ行われているテストであります。一番世の中にとって必要なのは、自ら考え、自ら責任持って行動できる人間だというふうに思っています。そういう視点で職員採用試験にも当たっております。指示待ち人間でなくて、自ら考えて、どう自分が社会の中で役割を果たしていけばいいのか。そういう人間になることを、私は教育の中で期待しているということであります。

○議長（寺林俊幸） 以上で、野原恵子議員の質問を終わります。

この際、13 時まで休憩いたします。

12 : 06 休憩

13 : 00 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、岡本眞利子議員の発言を許します。

岡本眞利子議員。

○7 番（岡本眞利子） 通告に従いまして質問をさせていただきます。

1 点目、ヤングケアラー支援について。

近年、中高生らが家族の世話や介護、家事などに追われる「ヤングケアラー」が問題になっています。ヤングケアラーとは、本来、大人が担う介護や家事、幼いきょうだいの世話を日常的に担っている 18 歳未満の子どもを指し、核家族化や高齢化、共稼ぎ、ひとり親家庭の増加といった家族構成の変化により、子どもがケアの担い手にならざるを得ない状況が背景にあるようです。

今年 4 月、厚生労働省と文部科学省が連携をして実施した「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」の結果が公表されました。それによると、中学生では 5,558 人の 5.7%が世話をする家族が「いる」と回答、頻度は 45.1%が「ほぼ毎日」と答え、「週に 3 から 5 日」17.9%、「週に 1 から 2 日」14.4%、平日 1 日に世話に費やす時間は平均 4 時間、「3 時間未満」42.0%と最も多かったのが 11.6%が「7 時間以上」と報告されています。

年齢や成長の度合いに見合わない負担がかかることで、本人の通学や勉学に障害が出るのが課題となり、支援の必要性が指摘されていることから、以下について伺います。

①本町におけるヤングケアラーの存在と認識は。

②ヤングケアラーについての教員の認識は。

③本町として実態調査の必要性は。

④今後の支援策について。

2 点目、「ご遺族支援（おくやみ）コーナー」の設置を。

日本は少子高齢化に伴い、年間死亡率は年々増加傾向にあります。

本町においても、昨年 1 年間でおよそ 320 人の方が亡くなっています。身内が亡くなった際の手続は、遺族にとって悲しみの中で行われなくてはならず、その負担は大きなものであります。高齢の配偶者が手続を行うケースや、親族が遠方または疎遠になっているケースも予想できます。

大分県別府市では、2016 年に職員の提案から「おくやみコーナー」を開設し、遺族の悲しみに寄り添い手続を一括して進めるサービスを実施しております。

住民サービスの向上とともに、手続の一元化による住民負担の減少となる「おくやみコーナー」を本町においても開設すべきと考え、以下について伺います。

①死亡に伴う手続の種類は。

②手続効率化について町独自の取組は。

③今後、よりわかりやすい「おくやみのしおり」「ハンドブック」等を作成する考えは。

以上であります。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 岡本議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「ヤングケアラー支援について」であります。

一般財団法人日本ケアラー連盟によりますと、ヤングケアラーとは、家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている 18 歳未満の子どもをいうとしております。

少子高齢化の進行や核家族化、単身世帯の増加等に伴う家庭内の支え合いの低下や地域でのつながりの希薄化などを背景とした、病気や介護、失業、ひきこもりをはじめ、様々な課題を複合的に抱える人や世帯が顕在化し、近年、子どもが家事や家族の世話などにより、過度な負担を抱えるヤングケアラーの存在が全国的な問題となっております。

国では、平成 30 年度から市町村の要保護児童対策地域協議会を対象に、ヤングケアラーの実態調査を実施しておりますが、より正確な実態を把握するため、昨年 12 月に、中学生及び高校生を対象とした実態調査を行い、様々な悩みや負担を家庭内で抱え込み、SOS を発信できない子どもの早期発見や、相談しやすい仕組みづくりなど、今後取り組むべき施策の方向性を示しているところであります。

ご質問の 1 点目、「本町におけるヤングケアラーの存在と認識は」、2 点目、「ヤングケアラーについての教員の認識は」と 3 点目、「本町として実態調査の必要性は」については、関連があります

ので、併せて答弁させていただきます。

本町におけるヤングケアラーの実態調査につきましては、幕別町要保護児童対策地域協議会が協議会を構成する主任児童委員、人権擁護委員、児童相談所などの関係機関及び教育委員会、福祉課、保健課などの町担当部局に対して、実態を確認しておりますが、平成 30 年度から令和 2 年度まで、いずれの年度も該当する事例はありませんでした。

このほか、高齢者や障がい者等の介護に係る相談や民生委員、近隣の住民からの情報提供のほか、地域包括支援センター職員による日々の訪問活動、さらには介護認定または障害認定に係る調査業務等の機会を通じて直接、把握に努めているところであります。

さらには、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」や「障がい者福祉計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」の策定時には、「在宅介護実態調査」「障がい者に対するアンケート調査」を実施しており、主な介護者や困り事などの把握に努めているところでありますが、こうした調査においても、本町では過度な負担を抱えるヤングケアラーの存在は確認されておられません。

次に、ヤングケアラーについての教員の認識については、令和元年 7 月 9 日付、北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長から「ヤングケアラーへの対応について」の通知を受け、教員においてもヤングケアラーの概念や対応についての認識を持ち、児童生徒の生活状況等の把握に努めているところでありますが、学校においては、ヤングケアラーに限らず、日常の学校生活の関わりの中で、児童生徒の発する様々なサインに留意しながら、健康課題や内在する学習面、友人関係、家庭内の問題なども含め、対応しております。

また、保護者面談や家庭訪問、各種行事等、保護者が学校に関わる様々な機会を通して、家庭における児童生徒の状況把握に努めているところであります。

次に、本町としての実態調査の必要性についてであります。子どもたちの中には、自身がヤングケアラーであることを認識していない場合、ケアすることが自分の役割と思っている場合をはじめ、家族の状況を知られることを望まないケースもあることから、子どもにとって身近な学校において、引き続き子どもたちの様子を注意深く観察し、子どもたちが発する SOS や変化を見逃さないこと、さらには、気軽に相談できる体制を整えることが、実態を把握し、原因となっている課題を迅速に解決する上で一番の近道であると考えております。

ご質問の 4 点目、「今後の支援策について」であります。

本町におきましては、先ほどのご質問でお答えいたしましたように、国の実態調査をはじめ、町の介護や障がいに関する各種調査、さらには学校における日々の観察などを通した中で、過度な負担を抱えるヤングケアラーの存在は確認されておられませんので、支援策も講じようがないというのが現状であります。

しかしながら、本町におきましても、いつ対応すべき事案が発生しても不思議なことではありません。したがって、町といたしましては、民生委員や近隣住民に情報提供の協力を頂くとともに、町職員や学校の教職員が日常的に住民や子どもたちと接する中で、ヤングケアラーが過度な負担を抱える前に、些細な兆候も見逃さずに解決に向けた対応をしなければならないものと考えております。具体的には、過度な負担となり得る原因を取り除くため、関係する部署が連携して当該保護者等との相談に当たってまいります。

次に、「ご遺族支援（おくやみ）コーナーの設置を」についてであります。

おくやみコーナーは、自治体において名称や仕組みは様々であります。死亡に伴う年金や保険、税など多岐にわたる手続を一元的に対応することで、ご遺族に必要な手続の負担軽減を図るものであり、平成 28 年 5 月に大分県別府市で全国で初めて設置されたのを皮切りに、自治体間で徐々にその動きが広がり、国が本年 1 月に実施した調査結果では、令和 2 年 12 月末現在、169 自治体において「おくやみコーナー」が設置されております。

ご質問の 1 点目、「死亡に伴う手続の種類は」についてであります。

死亡に伴う手続は、役場や年金事務所などの行政機関のほか、金融機関をはじめとした民間会社な

どにおいて、様々な手続が必要となります。

手続の種類は、生前の個人の生活状況等によってそれぞれ異なるため、一律にお答えすることはできませんが、役場で行う主な手続といたしましては、亡くなられた方が国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入されている場合には、被保険者証の返還や葬祭費の支給申請があります。

また、固定資産や軽自動車等を所有されている場合には、納税義務者の変更や名義変更の手続が必要となるなど、多い場合では、十数件の手続が必要になることが想定されます。

ご質問の2点目、「手続効率化について町独自の取り組みは」についてであります。

本町では、死亡届を窓口に出していただいた際に、ご遺族への案内として、各種被保険者証や受給者証の返還手続など、一般的に必要なと思われる23項目の手続に関するチェックリストをお配りしております。死亡届は、葬儀業者が届け出るケースがほとんどでありますことから、各種手続のチェックリストをご遺族に渡していただき、後日、窓口において必要な手続を行っていただいているところであります。

本町におきましては、役場住民生活課の窓口のほか、忠類総合支所や札内支所において、死亡に関する各種手続は既にワンストップで対応しており、おくやみコーナーとしての専用窓口は設置していませんが、役場で行う必要がある手続に関しましては、円滑に手続が完了するようにご遺族の負担の軽減に取り組んでいるところであります。

ご質問の3点目、「今後、より分かりやすい「おくやみのしおり」「ハンドブック」等を作成する考えは」についてであります。

他市町村の事例では、死亡に伴う各種手続を網羅したチェックリストや手続内容が詳細に記載されたハンドブックなどが作成されておりますが、本町では、先ほど申し上げましたとおり、一般的に必要なと思われる23項目の手続に関するチェックリストを作成し、町ホームページにも掲載しているところであります。

今後におきましては、世帯構成や家族形態の変化により、親族が遠方または疎遠になるケースが増え、さらに遺族が行う死亡に係る手続の負担が増えることも想定されますことから、他市町村の事例なども参考に、掲載すべき内容や手続の項目等を精査するとともに、金融機関や生命保険など役場以外で必要となる手続内容についても掲載したいと考えております。

以上で、岡本議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） では、再質問をさせていただきます。

まず、ヤングケアラー支援についてであります。18歳未満の子どもたちが家族の介護、世話をしているわけであり、ヤングケアラーの半数は周囲の大人に相談したことがなく、過度のケアが不登校や虐待、いじめなどにつながっている事例もあつたりしております。学校の教員や介護福祉の専門家、医療機関関係者など、身近にいる大人も深刻なヤングケアラーの状態に気づいていないのが現状であります。

総務省が行った、2017年就業構造基本調査では、家族を介護している15歳から29歳は全国に21万人と推定されており、ヤングケアラーの対象となる18歳未満となると、全国でどれだけの規模に上るかは不明だそうです。子ども自身がヤングケアラーだと認識していないことが大きいのではないかと考えられます。

そこで、本町におけるヤングケアラーの存在をお聞きしたところでありますが、ご答弁では町担当部局、また関係機関に確認をして、そういう事例がなかったとお答えを頂きましたが、直接、児童、生徒などに聞かれたわけではないわけですね。そうなりますと、児童生徒本人がヤングケアラーと認識していないところから、関係部局だけでは、実態の把握がされていないという状況ではないかなというふうに思うのですが、その点についてはいかがでしょう。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 直接、児童生徒本人に確認したということではございませんので、潜在的にな

いのかどうかというところについては不明であります。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） 教育長、そこがやはり私問題なのではないかなと思います。表面的なところを見て、うちの町にはいないのだ、ではないと思うのです。ですから、子どもたちが困っている状況を、最も発見しやすいのは学校の現場だと思います。日本ケアラー連盟の調査でも、クラスの担任を持つ教員の約5人に1人が、自分のクラスの中に、ヤングケアラーと思われる児童や生徒がいると回答しております。ですから、家族の状況を周りの人たちや友人に知られたくないと思うのが子ども心だと思うのですが、この子どもたちに一番近いのが学校の担任の先生だと思い、一番信頼を持っているのではないかなというふうに私は認識しております。そこで教員がいかに子どもたちの信頼を得て、心の中に入り込むということが重要ではないかなと思います。個々の実態を分かるのは、一番教員ではないかなと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） おっしゃられますように、学校の教職員については、子どもと接する時間が長いということがございますので、子どもたちの日々の変化に気がつきやすいということもあると思います。そうしたことから、児童生徒が先生と話しやすい雰囲気、環境作りに努めてまいりたいというふうに思っていますし、学校現場でもそのことを意識しながら、常々、学校運営をやっておりますので、さらに努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） 今の教育長のお話を伺いまして、安心したところもあるのですが、1点お聞きしたいのは、以前も問題になりましたが、教員の働き方改革で、生徒とのコミュニケーションの時間が持ていないということで、学習準備をしたりクラブ活動をしたり、また会議があつたりということで、なかなか子どもたちとのコミュニケーションの時間が取れないということがありましたが、以前より今は多く取れるようになっているのか、お聞きいたします。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 働き方改革の関係でございますけれども、本町といたしましてもアクションプランを作成して、本当に少しずつではございますが、働き方改革が教職員の意識も含めて、若干進んで来ているかなというふうには認識しております。昨年から教員の時間の把握に、コンピューターシステムを使って、職員の勤務時間の客観的な把握に努めているところでありますけれども、昨年の結果を見る限りでは、これコロナの関係もあるので一概には言えないのですけれども、以前に言われていた、北海道の調査等と言われていた部分よりも少なくはなっているのかな、これはもう一時的なことかもしれないのですけれども、そういったことはあろうかと思います。そういった意味で、今後さらに教職員の働き方改革を進めて、子どもたちとより接する時間を多くしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） ぜひとも、教員が子どもたちと接する時間を優先にというわけではないのですが、一人ひとりの子どもたちの心の中に入っていけるような、先生の研修をぜひともしていただきたいと思います。欠席がちになっているとか、忘れ物が多いといった子どものSOSの兆候を見逃さないように、ぜひとも努めていただきたいと思います。

それでは2番目なのですが、ヤングケアラーについての教員の認識ということで、北海道教育委員会では、2019年にヤングケアラー支援の必要性を各市町村、教育委員会に通知をされております。本町では、新たにヤングケアラーに対する研修等の実施をする予定があるのかをお聞きいたします。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） 今、お話があったように、令和元年7月9日付の通知で学校のほうにはお知らせをしてということで、今後、研修の機会ということでしたけれども、改めてヤングケアラー

に特化したような研修ということは考えてはおりませんが、また校長会等も通じながら、こういったヤングケアラーの取扱対応について、さらなる周知を図っていきたいと考えております。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） もちろんご答弁にもありましたが、ヤングケアラーだけに限らずということで、日常の学校生活の関わり方などもしっかりと受け止めているということで、対応していくということでお答えいただきましたが、やはり道教委からこのような通知がされている以上、本町としても、今はないのかもしれませんが、本当に少ないのかもしれませんが、今後のことを考えましたら、高齢化が進み、また子どもたちがだんだん減っていくというような、少なくなっていくというような状況からも、やはりこのような研修はしていくべきではないかなというふうに思います。

また帯広市では、ほかの町をいうのはあれなのですが、本年度教員研修として、ヤングケアラーを加えたということもあります。したがって、うちの町もそこに特化ではないのですが、今後の先を見据えて、今はないからいいのではなくて、先を見据えてそのような研修も必要ではないかなと思いますが、再度お答えいただきます。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 教職員の研修ということでございますけれども、学校の中では当然こういう道教委等からの通知があれば、町教委を通じて学校のほうに発出しておりますので、それに基づいて教職員の共通認識を図るというようなことで、職員会議等で話をしておりますし、そのことが教職員の認識を深めるということにつながっているというふうに思いますし、さらには教職員研修センター等で、ヤングケアラーの研修もそういうメニューもございますので、そういったのに参加するようにも努めてまいりたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） ぜひともそういう研修をしていただき、教職員全員がそのような研修に参加ができるような体制をつくっていただきたいと思います。

また子どもたちが一番教師に教員に、家庭環境を相談しやすい、気軽に話せる相談体制が整っているのかをお伺いいたします。

○議長（寺林俊幸） 菅野教育長。

○教育長（菅野勇次） 繰り返しになるかもしれないのですが、学校では常日頃から、気軽に先生方と児童生徒が話しをできるような雰囲気づくり、環境づくりに努めておりますので、今後ともそういったことに意を用いていきたいというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） 教員の働き方改革で、時間がなくなっている中で教師として子どもたちに向き合う時間ということも十分必要かと思えます。したがって、できるだけ子どもたちの心の中に入っていけるような、そういう気軽に相談体制がつくられるような、そういう体制をつくっていただきたいと思います。そのことについて結果的には、生徒の変化に一番気がつくのではないかなというふうに思いますので、ぜひその点はよろしくお伺いいたします。

では、3番目の本町としての実態調査の必要性ということでお聞きしたところでありますが、詳しい状況を把握するには、実態調査なくしては今後の支援につなげる方向性ができないのではないかと思います。道でも、高齢者や病気の家庭の世話をするヤングケアラーの実態調査を始めるということで出ておりますが、本町としては、この実態調査を必要と考えていらっしゃるのかお伺いいたします。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） 実態調査の件で、今お話しいただきましたように、北海道議会一般質問の中で、ヤングケアラーの早期発見と支援に向けた有識者会議が6月中に設置されということと、あと北海道と北海道教育委員会が連携して、道内のヤングケアラーの実態調査のほうに着手するということで、道民がヤングケアラーへの理解を深める環境づくりを進めることが示されたということで、

本町につきましても、独自に調査をするということではなくて、こちらの北海道の調査、そちらの動向を注視して、実施される場合については協力してまいりたいというふうに考えております。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） その地域地域でいろいろと違うと思うのですが、やはりこの道の調査を経て、我が町もそれに準じて調査をしていくことによって、実態が把握できるのではないかなというふうに私は感じるところであります。栗山町では、もう10年も前からこのヤングケアラーの支援に力を入れているわけなのですが、今年、栗山町では、3月に市区町村で初の条例が制定されております。全国に先駆けてということで、2010年からケアラー支援に力を入れており、ケアラーの実態調査を、もう10年も前から1回目を行い、5年置きに調査をして、その間にケアラーをサポートするケアラーサポート養成研修なども行ったそうです。2020年に3回目の実態調査をし、本年3月にケアラー支援条例が制定されたというところもあります。道は、この7月上旬に実態調査を始めるということですが、本町としてもやっぱりそういうことを踏まえて、早期に取り組むべきではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） 先ほどの北海道の調査であります、こちらについては抽出で行われるか、さらには全ての学校に対して調査があるかと、内容や詳細がまだ示されておられません。もちろん全校となれば、教育委員会のほうとしても協力させていただくと。ただ独自の調査というのは、先ほどの答弁にもありましたように、日々の気づきの中で、休みがちであったり、不登校、こちらのほうはもちろんなのですが、例えば過度な負担がかかっている。寝不足の場合については、授業態度だったり、体調変化、さらに宿題の未提出だったり、そういう些細なことがキャッチできるものなのかなというふうに考えておりますので、そういった実態については把握できているということから、独自の調査については行わないというような考えでございます。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） ちょっと納得できないところもあるのですが、道の調査などもしっかりと協力をしていきたいというお答えを頂きましたので、そういうところはぜひお願いをしたいと思います。まずこのヤングケアラーの存在を多くの人に知ってもらう取組を推進し、早期発見、把握から適切な支援につなげる環境をつくることが重要であると思います。

ケアラーが孤立することのないよう社会全体で支えていくとの思いで、関係機関との連携を密にして、子どもたちの声なき声をキャッチしていただきたいということを私は申し上げたいと思います。

では次に、「ご遺族支援（おくやみ）コーナー」の設置について質問をさせていただきます。

現在、日本は少子高齢化が進み、我が国の年間死亡数は増加傾向にあり、厚生労働省の2019年の人口動態統計数によると、日本の年間死亡数は約138万人。そのうち90%が65歳以上、76%は75歳以上と発表しています。

また、一人暮らしの高齢者の世帯数についても増加傾向にあります。現在、死亡や相続に関する手続は、遺族の負担が大きく、今後さらなる高齢化によって、一層大きなものと予想できます。

そこで、1問目に死亡に伴う手続をお聞きしたところでありますが、ご答弁では十数か所、十数個あるということで、手続が必要だということでお聞きしたのですが、これだけあると高齢の配偶者などは、大変な思いをするのではないかなというふうに感じるところでありますが、そのようなことは今までなかったのかお聞きいたします。

○議長（寺林俊幸） 住民生活課長。

○住民生活課長（谷口英将） 確かに、ご遺族の方が高齢な場合、各種手続が様々ありますので、ご負担をおかけしているところでもありますけれども、申請書を書いていただく際、どうしてもご本人が書けないということであれば、職員も代筆なりして対応して、印鑑もきちんと押していただければ、そういった対応で、なるべく窓口に来られた方がご負担にならないような対応をさせていただいているところであります。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） 死亡届を出すときは、葬儀会社が死亡届をということでお持ちいただくということなのですが、その後も残された手続が大変だと思うのです。死亡したときは、葬儀さんが葬儀などを仕切ってくれて、全部終わるので、さほど大きな負担ではないのかもしれませんが、その後の手続ということで今回お聞きしたのですが、高齢化、また核家族化になると、この手続が多過ぎて多岐にわたるということで、大変危惧するところでもあります。本町の場合は、火葬許可書の中にこの23個の一覧表が入っております。これは葬儀屋さんが受け取りに来るということで、もらいに来るということで、その中にその後の手続ということが入っているのですが、葬儀が終わった後、こればたばたして、私、中はあまり見ないのではないかなというふうに感じるのですよね。火葬許可書ですから、この中に入っていると、特にばたばたした葬儀が終わるまでの間ということで、なかなかこの一覧表を確認してということが難しいのではないかなと思いますが、今までにそのような、忘れていたなどというような、手続が遅れたというようなことがなかったのかお聞きいたします。

○議長（寺林俊幸） 住民生活課長。

○住民生活課長（谷口英将） 法令で定められている手続、死亡届は亡くなっていることを知ってから7日以内というふうになります。また、各種手続で2週間以内に手続してくださいというものもあるのですが、それを越えてやはり手続される方も中にはいらっしゃいます。

役所の窓口で、その手続が完了していないことが一番分かる手続が、戸籍を取られるときなのですね。どうしても皆さん金融機関に口座を持っていますので、そのときに相続される方、どうしてもその方の戸籍が必要になります。そのときにこういった手続完了していますかということで、ご照会を差し上げて、手続が完了されていない場合には、その場で全て手続をさせていただいているのが実態でございます。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） 2週間以内ということで、亡くなられてから2週間というのは、もう初七日があったり何あったりということで、本当に大変ではないかなというふうには私を感じるところでありますが、やはりこのチェックシートというところにちょっと引っかかったのですが、ネットでホームページで取りますと本当に同じなのですが、その中でやはり高齢者の方、また高齢者ばかりではなくて、亡くなられた方と離れて暮らしていたというような場合、自分の役所とうちの窓口の役場との違いなどもありまして、届けるのも分からない点が多いのではないかなというふうに感じるのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 住民生活課長。

○住民生活課長（谷口英将） 実際の窓口の中では、事前にご連絡を頂いたり、あまりちょっと突き詰めていってしまうと、本人確認で詳細にはお話しできなくなってしまいますけれども、客観的な手続というのは、事前に電話でのお話で、こういうものが必要ですというような対応をさせていただいているところでもあります。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） 手続が大変だということに加えて、うちの町はワンストップで対応しているということではありますが、これを見ましたら、やはり税務課、都市計画課、水道課、そして保健課とかとなると、課がみんな2階に行ったり1階に行ったりということがありますが、そういう点はその部署から降りてきて、そして説明や手続をすることができるのかをお伺いします。

○議長（寺林俊幸） 住民生活課長。

○住民生活課長（谷口英将） 答弁でもお答えしています、忠類総合支庁、札内支庁については、その受付の職員が一人で全て完結をしております。住民生活課の本庁の窓口においても、基本的には私も職員が一人で対応しているのですが、どうしてもその複雑なケースになってくる場合には、お客様はその窓口にいていただいて、担当の職員を窓口と呼んで、対応をさせていただいているところでもあります。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） ちょっと質問が前後してしまいますが、今のような場合、やはり職員が来て、替わってというようなことがあって、高齢の方ですとちょっと大変な面もあるのではないかなというふうにも感じますが、この3番の質問に入りますが、このおくやみハンドブック、これは違うところの町のですけれども、その町役場だけで解決する問題とそうではない問題を、やはり一目で見ることができのですね。ですから、亡くなった後のその手続を、電話をかけて上手に説明ができない場合や、また持ってくる書類などもきちっと記載がされているということで、うちの町の一覧表に比べると、年金に関して、また障がいの方、また税金に関してというようなことも、小まめにこのように書かれているようなこのハンドブックなども作られている町もあります。

したがって、このようなハンドブックが一つあることによって、しおりがあることによって、後から葬儀が終わった後、落ち着いて手続をするというようなときにも、とても便利ではないかなというふうに感じます。

また、私も実は体験をしたのですが、義理の親が地方に住んでいますから、ここから行って、そして届出をしたりとかする段階で、本当に違う町なものですから、役場の中が分からず、そして何をお返ししなければいけないということなども分からないことも、今回これを確認しましてよくあったのですが、そういうようなこともやはり分かりやすく説明ができるような、また誰が見ても分かるような、最後は相続までに関することなども書かれていたりということで、そして家を処分するとき、また遺品整理などのそういうことも親切に書かれてあるのです。ですから、うちのこの一覧表では、本当に一般的なもののだけが載っていますが、最終的に分からなくなるのは、こういう最後のことではないかなというふうに思うのですが、そのようなことを考えると、このおくやみハンドブック、うちの幕別町のハンドブックとして作っていくことが必要ではないかなというふうに感じるのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 町で出している23項目の一覧表、一覧表といいながらも項目があって、必要なのは何か、どこに行ってくださいということは書いてあるのですよ、これを見たらすぐ分かるのです。たくさん書いてあるから分かるってものではなくて、やはり一度窓口へ行かないと用事は済まないのです。電話で済む話ではないので。例えば各医療カードの返還とあります。そうしたら、どんなものが要かという、入院食事負担減額カードとか、重度心身障害者医療費受給者証とか、子供医療費受給者証とか、こんなものが要です。住民生活課国保医療係が担当ですと書いてあるわけですから、これらを持って事務窓口へ行けば済む話であります。

それともう一つ、役場以外のこともおっしゃいました。それについては、先ほど答弁でも申し上げているように、より親切なものにするためには、例えばこれ裏面が空いていますから、裏面に、実はこれ葬儀社で出している物をちょっとコピーしたのですが、これ全く役場以外に関わっているものなので、これを裏面に案内して書けば、私はこれ1枚裏表を見たら、それで済むのだろうな。かえって1冊持つといっても、それで全て分かる人はなかなかいないです。読んで全て理解できるという人、ましてやお年寄りだと、文字を読むのがやっぱり苦手になってくるのです。ですから、私は項目で必要なものをどこに行けば用が足りますよというものを簡潔に書くことによって、むしろそのほうが私は分かりやすいのだろうなというふうに思っているところです。これはいろんな方がいらっしゃいますから、なかなか私の言っていることに賛同してくれない方もいらっしゃるかもしれません。ただ、分からないことがあれば、電話を頂くということが一番の近道であるのかなというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） 今、町長のおっしゃったことを否定するわけではないのですけれども、今、町長言われたように、この裏空いているので、裏にコピーをしたらということでおっしゃいました。それはもう賛成なのですけれども、この火葬許可書の中に、これを入れるのはどうかなというふうに思い

ます。というのは、やはりそのときにばたばたして、多分その中は私そんなに見られないのではないかなと。現実、私も火葬許可書をもって、中を後で見たなんていう記憶がないのですけれども、やはり1冊にすれとは言いませんが、渡すときに別のもう少しちょっと色つくぐらい、これはうちの町のものが入っていたのですけれども、相続の証明制度とかという、こういうくらいにやはりしたほうが見やすいのではないかなというふうに思います。この同じような紙と入っているのだったら、もう少し丁寧に分かりやすいように書くほうが、住民には分かりやすいのではないかなと思います。

また、先ほど町長おっしゃいましたように、電話で聞いてというふうにおっしゃいましたが、やはり電話で何課、何課と回されるわけです。ちょっとお待ちください、では何課に回しますと言って、次、水道課に回します、土木課に回しますと、だんだんだんだんたらい回しになるのではないかなというふうに私は思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） たらい回しは、厳に慎むようにということで言っていますので、そんなに難しいことではないですね。ここに書いてあることは、私は例えば窓口で十分対応できる内容であるというふうに思っております。それより深い話になってくると、ご本人もなかなか分からないです。それは代行屋さんとかに任せないと、なかなか手続が取れないとか、例えば家の登記をしなければならぬだとかとなると、かなり専門的になりますから、それは餅は餅屋で行政書士等をお願いをするということになってきましようから、少なくとも役所で済ませられるような手続については、私はそんな難しいことはないので、たらい回しになることも避けなければならないし、それもやりません、やりません、やらないようにします。そういう中で、なるべくご不便をおかけしないような形でやっていきたいなと思います。

それと、封筒の話ですね。確かに今聞きましたら同封しているようです。ちょっと親切でないというふうに思います。ですから、封筒に併記することもありましようし、色を完全に、もう少し色を変えて分かるようにするとか、間違えのないような形で対応しなければならないというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） 町長のそのお言葉を頂きまして、はい、確かに本当にそうだと思いますので、ぜひともそのようにしていただきたいと思います。

また、おくやみのハンドブックに関しましては、ちょっと意見が合わないところなのですが、ぜひともうちの町だけの行政だけの関わるこの手続だけではなくて、その後のことも考えて、空き家対策や何かにも最終的には結びついてくるかな、また固定資産税などもまた結びついてくるかなということもありますので、町の行政だけの手続ではなくて、そのほかのこともちょっと載せていただければというふうに思います。

また、このハンドブックですね、作りましたらもう何年もこれ中身そんなに変わるわけではないのです。防災のマップのように、どうしても変わってしまつて何回も作り直すということは私ないと思うのです。だから、一度こんな大きなものとは言いませんが、ちょっとそういうようなことも考えていただければなというふうに思いますが、最後に町長どうでしょう。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これ、やはり何に対しても費用対効果というのを考えなければならないわけでありまして、頻繁に使うのであれば、そういったハンドブック的なものも必要なのかもしれませんけれども、本当にどこにしまったか分からないとか、捨ててしまったとかということも起こり得るものなのかなというふうにも思いますので、そこは十分に費用対効果と町民に対するサービスの向上と両方考えながら対応しなければならないというふうに思いますので、現時点では、さきにご答弁申し上げた裏表をうまく活用して、しかも分かりやすい色だとか、分かりやすい表記の仕方に心がけてまいりたいなというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 岡本議員。

○7番（岡本眞利子） 今の町長の前向きな答弁を頂きましたので、分かりやすくなるのではないかな

というふうに期待をするところであります。必要に応じた的確なサポートを住民目線に立ち、ご遺族の心に寄り添う手続業務を進めていただきたいということを申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（寺林俊幸） 以上で、岡本眞利子議員の質問を終わります。

この際、14 時 00 分まで休憩いたします。

13 : 51 休憩

14 : 00 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、中橋友子議員の発言を許します。

中橋友子議員。

○18 番（中橋友子） 通告に従いまして、質問を行わせていただきます。

新型コロナウイルス感染防止の町内における現状と対策についてであります。

新型コロナウイルス感染の勢いは止まらず、5 月 16 日には、北海道に 2 度目の緊急事態宣言が発令されました。十勝は連休明けから感染者が急増し、4 月の 29 人から、5 月には 426 人の感染者が確認され、幕別町ではクラスターが発生いたしました。町民は「新しい生活様式」を遵守し、感染防止に努めてきているところではありますが、緊張と不安の下で過ごしてきています。長期化するほど経済的な影響は大きく、事業者は営業継続の努力に大きな力を注いでいます。期待のワクチン接種が開始されておりますが、変異株の広がりには新たな懸念材料となり、今後も長期にわたる対策が求められています。

以下次の点についてお伺いいたします。

①エッセンシャルワーカー（医療、介護、保育、教職員）の検査を。

感染防止には徹底した検査、隔離、治療が有効であることは先進自治体の取組で実証されています。これまでもエッセンシャルワーカーの検査を町で行うよう求めてきましたが、なおその必要性は高く社会的検査を実施するよう求めます。

②北海道に情報の公開を求める。

この間、「感染者の実態が分からない」「全国では医療の逼迫で痛ましい事態が起きています。十勝の現状は大丈夫なのか」と少ない情報に不安を持つ町民は少なくありません。現状を伺います。

また、北海道はようやく 6 月 20 日より町村別の感染者を公表する方針を示しましたが、医療機関の現状についても市町村と情報を共有し公表するよう求めるべきと考えます。

③帯広保健所の体制拡充を北海道に求める。

町内のクラスター発生の対応で町は保健所から協力支援を求められ対応したとお聞きしますが、協力の内容はどうであったのか。

北海道には 26 の道立保健所と 4 つの市立保健所がありますが、十勝には帯広保健所が一か所しかなく、人口規模では最も少ないのが現状であります。増設は喫緊の課題であり道に求めるべきと考えます。

④ワクチンの優先接種と計画についてです。

期待のワクチン接種が 65 歳以上と医療、介護施設職員など優先して開始されています。希望者全員が予約でき接種につながるよう、特に難聴者や視力障がい者等の特別な手だてはとられているのでしょうか。今後、接種対象年齢が 12 歳まで引き下げられ、64 歳以下の接種が開始されます。感染防止の観点から保育所、幼稚園、学童保育所、小・中・高校、在宅介護、役場等に従事する関係者を優先して接種を行い、終了予定も含め計画を持つべきであると考えますが、いかがでしょうか。

⑤昨年の 2 月、コロナが十勝で確認されてから 1 年と 5 か月を経過しています。経済的影響は計り知れない、そして、町内の現状はどうなっているのか。これまでの経済支援策の執行状況と課題。新たな支援策の考えについてお伺いをいたします。

以上であります。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 中橋議員のご質問にお答えいたします。

「新型コロナウイルス感染症防止の町内における現状と対策について」であります。

2020年1月に新型コロナウイルスの感染者が国内で初めて確認されてから、1年以上経過しましたが、いまだに終息の兆しが見えず、変異株の拡大等により国内では感染が再拡大し、医療の提供体制が極めて厳しい状況に陥り、4月25日から東京、大阪、兵庫、京都の4都府県に対し、3回目の緊急事態宣言に伴う緊急事態措置が適用され、5月12日に愛知県と福岡県が、5月16日に北海道、岡山県、広島県が、5月23日に沖縄県が対象地域に追加されました。

新型コロナウイルスの感染拡大は、社会のシステム、人々の生活や社会経済に大きな影響を及ぼしておりますが、この長引く新型コロナウイルスの感染対策の決め手として期待されるワクチン接種が現在、全国の自治体で進められております。

ご質問の1点目、「エッセンシャルワーカー（医療、介護、保育、教職員）の検査を」についてであります。

医療、介護、保育、教職員に対するPCR検査の社会的検査は、他者への感染性の有無を判定することを主な目的としている検査でありますことから自費検査となり、実施に当たっては、検査医療機関の確保や費用負担の在り方など検査体制の構築が必要であります。

厚生労働省の公表では、町内には、自費による検査を実施している医療機関はなく、十勝総合振興局管内においては3医療機関のみとなっており、また、各医療機関の検査実施人数は合計で1日当たり15人、検査費用は1回当たり2万5,500円から2万9,700円であります。

ご質問の町内のエッセンシャルワーカーで、特に施設内で感染拡大が心配される施設等で働く職員は、障害サービスの従事者104人、保育士等283人、教職員等451人、ワクチン接種を終えていない介護サービス従事者152人で、合わせて990人となり、PCR検査は、検査時点での感染状況であることから、施設内においてクラスター発生等を防止するためには、継続して検査を実施することが必要であり、そのための費用の負担や検査機関の確保は大変困難であると考えます。

このため、町としては、主に感染の確認としてのPCR検査によるものではなく、ワクチン接種による発症予防が効果的であることから、65歳未満の基礎疾患を有する方のワクチン接種と並行して、保育所、幼稚園、学童保育所、小・中学校、在宅介護サービス事業所などの職員に対する接種を優先的に進めるべく、準備をしております。

ご質問の2点目、「新型コロナウイルスによる感染者の実態及び十勝の医療機関の現状は、また、北海道に対して、医療機関の現状について市町村と情報を共有し、公表するよう求めるべきと考えるがどうか」についてであります。

新型コロナウイルスによる感染者と医療機関の現状についてであります。これまでの道内の発生状況については、北海道が毎日振興局ごとに一人ひとりの情報を公表しておりました。

感染者の情報を公表するに当たっては、公衆衛生上の必要性と個人情報の保護とを比較衡量しながら、本人の同意が得られた内容について公表しておりましたが、市町村や道議会等から「非公表」の取扱をなくし、市町村単位で公表すべきなどの意見がありましたことから、道では、公表に関する市町村へのアンケート調査結果や有識者からの意見を参考として、感染者情報の公表を、6月20日公表分から見直したところであります。

見直し前は、感染者本人の同意が得られた場合に限り、年代、性別、国籍、職業、症状等の情報のほか、居住地は振興局単位を基本とし、同意があった場合のみ市町村名まで公表していたところですが、見直し後は同意の有無にかかわらず、1週間の市町村別の累計患者数のみを公表することとされました。

また、医療機関の現状に係る情報については、新型コロナウイルス感染症患者の入院調整は、北海道が全道規模で行っていることから、「現時点における北海道の状況」として、日々の病床の逼迫状

況について病床の全体数と重症用病床数を公表しているところであり、振興局別や医療圏別の公表については、意義をなさないものと考えられます。

ご質問の3点目、「町内のクラスター発生時に町が保健所に協力支援を求められた内容は、また、北海道に対して、十勝に保健所の増設を求めるべきと考えるがどうか」についてであります。

はじめに、札内さかえ保育所におけるクラスター発生時の保健所への協力内容については、濃厚接触者の範囲の特定について園児の行動特性から、特定ができないことから、保育所園児と子育て支援センター利用者合わせて149人に対し札内スポーツセンターを会場にPCR検査を実施することとなり、その際、町内の小児科医師に対して検査の実施依頼がなされ、また、町に対しては検査会場の設営や検査を受ける方々の誘導業務、受付での本人確認等について保健所から依頼があったところであります。

さらに、検査の結果、陰性と判定された園児113人について、5月18日から25日までの間、健康観察として1日1回保健所から示された確認項目を保護者から電話で聞き取りを行い、その内容を保健所に報告する業務について町職員で実施してほしい旨、協力依頼があったところであります。

保健所では、感染範囲の確定や、濃厚接触者の調査、入院調整、施設の消毒方法等大変多くの業務を行っており、まさに新型コロナウイルス感染症対策において、保健所はその中心的役割を担っており、その業務範囲が多岐にわたることから、限られた人員や資源の中で、最大限の業務を実施しておりますが、令和2年6月に厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部は、今後の保健所等における業務量の目安や業務内容、保健所の即応体制の整備の考え方などについて指針を取りまとめ、都道府県に対して即応体制整備に向けた、計画の策定を促したところであります。

北海道では7月に即応体制の整備について、必要な人員の確保、育成や相談対応業務、検体搬送業務、健康観察業務などの外部委託、ICT ツールの活用等により体制強化を図るとしておりますが、本町としても、さらなる保健所の機能強化、体制整備について、十勝圏活性化推進期成会を通じて、昨年から継続して要望しているところであります。

ご質問の4点目、「ワクチンの優先接種と計画は」についてであります。

新型コロナワクチン接種は、予防接種法に基づく臨時接種として、国が示す接種順位に基づき実施しており、現在、町では65歳以上の高齢者の接種を7月末までに完了するという方針に基づき、実施計画を見直し7月中旬に完了できるよう進めているところであります。

ご質問にありますように、対象者の中には、接種を希望しているものの予約や相談の仕方が分からない方や、ワクチン接種に関する不安や疑問を抱いている方もいることから、地域の民生委員にご協力を頂き相談内容等を担当と共有し連携して対応していただけるよう、3月10日に開催された民生委員・児童委員協議会の場で説明をしたほか、6月22日には地域住民へのサポートを依頼する文書を送付させていただいております。

さらに、7月1日には、防災行政無線を活用して、障がい等により電話やインターネットによるワクチン接種の予約が困難な方は、役場窓口等に設置しているコロナワクチン相談コーナーにご相談いただくよう周知する予定であります。

また、接種会場においては、フリーの保健師や職員を配置し、身体や難聴等、障がいをお持ちの方を先導して案内するなど、安心して接種できる体制を整えております。

また、今後、65歳未満の方の接種につきましては、本日、64歳から16歳の方にクーポン券等を発送し、7月5日から基礎疾患を有する方のうち、60歳から64歳の方の予約受付を開始することとしております。

この後、順次年齢を区切りながら予約を受け付け、7月の第3週から基礎疾患を有する65歳未満の方の接種を開始する予定であり、それに併せ、町内でクラスター発生のリスクが比較的高い保育所、幼稚園、学童保育所、小・中学校、在宅介護サービス事業所などの職員についても、優先的に接種を行うこととしております。

また、十勝管内の市町村では、既に65歳以上の高齢者への接種を終え、職場単位でなど、65歳未

満の方への接種を開始したところもありますが、本町におきましても職場所在地の市町村で優先的に接種できる方等に対しましては、随時接種券の発行を行っております。

国は当初、接種期間を令和4年2月28日までと示していたのを11月末までに全ての希望する方への接種を完了するよう新たな方針を示したところであり、町といたしましては、11月末まではもちろんのこと、1日でも早く接種が完了するよう取り組んでまいります。

ご質問の5点目、「町内の新型コロナウイルスによる経済的影響の現状は、また、これまでの経済支援策の執行状況と課題、新たな支援策の考えは」についてであります。

はじめに、町内の現状についてであります。新型コロナウイルス感染症が長期化する中、事業者の実態を直に把握するため、今月9日から11日にかけて、町内の12業種、27事業所及び3金融機関を訪問し、事業者の生の声をお聞きしたところであります。

町内の経済状況については、新型コロナウイルス感染症発生前と比べ、全体的に売上の減少は見られるものの、回復の兆しが見えてきている業種もある一方で、飲食店や宿泊施設においては、長期間に及ぶ外出自粛要請により、いまだ回復の兆しが見られない状況にあり、多くの事業者は、新型コロナワクチン接種が進むことにより人の流れが戻り、経済が回復することを期待している状況にあります。

新型コロナウイルス感染症発生前の令和元年6月と比較した現在の売上げについて、業種別では、「石油販売店」と「電器店」「文具店」「建築業」「自動車修理業」の5業種が「変わらない」としており、「製造業」では、「5%以上の増加」や「変わらない」とする事業所がある一方「50%未満の減少」となっている事業所もありました。

また、「食料品販売店」では、多くの店が「変わらない」としておりますが、飲食店に酒類を納品している店では、「20%未満の減少」となっているほか、「運送業」は「20%未満の減少」「菓子店」と「衣類販売店」「調剤薬局」は「50%未満の減少」「飲食店」と「宿泊施設」の多くは「50%以上の減少」となっております。

次に、これまでの経済支援策の執行状況と課題についてであります。

はじめに、経済支援策の執行状況についてであります。先の行政報告でも申し上げましたとおり、町では、昨年5月以降、事業者の実態を直に把握しながら、一件の事業者も潰さないとの思いで様々な経済支援策に取り組んできたところであります。

具体的な支援策としましては、「飲食店・ホテル等緊急支援事業」「頑張る事業者応援事業」「新型コロナウイルス感染症関連無利子融資円滑化基金造成事業」など事業者に対する直接支援のほか、「スーパープレミアム商品券発行事業」「町内宿泊施設宿泊費助成事業」「農商福箱ドライブスルー事業」といった消費者への還元を通じた支援など、合わせて9事業、4億2,520万7,000円の経済支援策に取り組んでいるところであります。

次に、課題についてであります。これまで新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して様々な経済支援策を実施してまいりましたが、変異株の発生等により新型コロナウイルス感染症が長期化する中、さらなる感染症対策や経済支援策に取り組まなければならない場合にあっては、財源の確保が一番の課題と認識しているところであります。

コロナ対策に係る財源の確保については、国においても未曾有の国難との認識の下、地域経済や住民生活を支援する目的で地方公共団体に対して臨時交付金を措置してきたところでありますが、今後におきましても必要な財源については原則国で措置すべきものと考えており、引き続き国の動向を注視するとともに、必要な財政措置について、十勝圏活性化推進期成会を通じて要請を行うこととしております。

次に、新たな支援策の考えについてであります。これまで、町内の事業所を守ることで、雇用を守り、生活を守るという一貫した考えで経済支援に取り組んできたところであります。

緊急事態宣言が解除されましたことから、「町内宿泊施設宿泊費助成事業」を今月21日から再開したところであり、今後は、新型コロナウイルス感染症の収束時期を見極めた上で、昨年同様、プレミ

アム率 50%、うち 30%分を飲食店及び宿泊施設に限定する「スーパープレミアム商品券発行事業」を実施する予定であります。

新たな支援策につきましては、今月 9 日から 11 日にかけて町内の 27 事業者と 3 金融機関から現時点の状況と今後の見込みについてお聞きしたところでは、昨年実施した、借り入れたセーフティーネット資金の利子を全額補給する「新型コロナウイルス感染症関連無利子融資円滑化基金造成事業」が有効に機能しており、当面はさほど心配せずに事業を継続することができるというお話しをしていただきましたので、現時点では新たな支援等を講じる予定はありません。

以上で、中橋議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18 番（中橋友子） それでは、再質問をさせていただきます。

はじめに申し上げましたように、町内で初めて保育所でクラスターが発生したということで、5 月 11 日でありましたけれども、町民の不安はもとより、この庁舎におきましても、対策本部の中で一丸となって対策に当たられたことは、承知をさせていただいております。そういう中で、改めてこの、初めて起きたクラスターでありましたけれども、その感染経路あるいは感染拡大の勢い、そういったことに関する不安の広がりや大きさなどに驚いたという側面も持ちました。二度とクラスターの発生は招きたくないとは思いますが、しかし、相手はウイルスのことですから、やはり不測の事態に備えて、このクラスターが発生したという、ある意味これを体験を生かすと言いますか、次の手を打っていくことが大事ではないかと思います。

一番目のエッセンシャルワーカーを中心に社会的な PCR 検査の実施であります。町長のお答えでは多額の費用がかかるのだということもあって、ワクチンに効果を委ねると言いますか、期待したいということなのだろうと思います。もちろん私もワクチンに期待するところは大きいし、現在のところの効果などについても、さきに実施された世界の国々の状況を見ても、効果が確認されていることが大きいことから、期待はもちろんしております。しかし、次から次と変異株、ウイルスの姿が変わっていくということになれば、やはりワクチン頼みだけではいけないだろうというのが実態だと思います。このコロナが発症したときから、その感染を抑える、人から人への渡っていくのを止めるということについては、コロナに感染した人を、保菌者を見つけ出すということなしに止められないということでもあります。その見つけ出すのが、社会的検査。行政検査ももちろんあります。PCR 検査の中で、やっていくことが大事なのだというふうに思うわけです。PCR 検査については、これまでも提案をさせていただいてきておりましたが、単価が、町長が言われるように、一件当たり 2 万円を超えるという実態が続いていること、町内では協力していただける医療機関がないことなどをお話されていましたが、そこで諦めないで、医療機関は実際に今やってくださっているところはありませんけれども、働きかけによって、あるいは、町の予算の在り方によってお願いできる場合も生まれてくるのではないかとこのように思いますし、それから、検査も当初と比べましたら、研究が専門家の間でかなり進みまして、安価なもので、しかも自動検査機などというのもどんどん普及が広がっていて、一度に 2,000 件、3,000 件の検査もできて、携わる人も 1 人、2 人で済むのだということもお聞きしています。それが、この幕別にすぐ活用できるというものではないとは思いますが、日進月歩そういうふうになっておりますので、ワクチン頼みも持ちながらも、検査の道はやっぱり模索していかなければならないと思います。あまり大きい例ではありませんけれども、昨年から十勝管内の上士幌町が自前で検査をするということに踏み切りました。十勝管内では、新得町であるとか、あるいは、士幌町であるとか、これはエッセンシャルワーカーではなくて、町民を相手にということですが、助成を出してやると。上士幌町は、ご存知だと思うのですが、単なる助成を行う、全額助成をしていますから、これもすばらしいのですけれども、民間の医療機関に自動検査機を購入、民間が購入するのであるけれども、町が全額その費用を負担したのですよね。規模は 2,000 件なんていうものではありません。人口規模も少ないですから。しかし、そういうのを備えることによって、常時、危険度、特にクラスターの危険性があるなどというときには活用できるわけですから、そういったあ

あらゆる方策をやっぱり追及していくということが大事だと思います。その点はどう思われますか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） あらゆる追及する手だてをやめたわけではありませんで、PCR 検査の必要性というのを私は否定しているわけではありません。ただ、実際にこれを運用していくとすると、PCR 検査は検体を採取した時点での結果を表すものでありますので、その1時間後、2時間後に感染する可能性も秘めているものであります。その時点の状況を表すものであります。そうすると、これをやり切るとなれば、私は毎日やらなければ駄目なのかなと思います。現に、これちょっとオリンピックの話になってしまいますけれども、今は変異株がだんだん増えてきていますから、入国する場合は、入国前に、一週間ですか、7日間連続して検査をやってきなさいと、そして、日本に入国したら、14日間連続PCR検査をしますよというぐらいやらないと発見ができないものであると、そういう認識になってくるのだと思います。そうなると、やはり毎日やるのが原則だとなれば、990人、クラスターの発生するおそれのある従事者、小中学校、幼稚園だとか、施設ですね。990人おりますので、既に2万5,000円だと、2万5,000円から2万9,000円と言っていますから、一回で2,500万円ぐらいかかるのですね、一回に。それを、仮に月に4回だって1億かかるということです。でも、それでは精度としてどうなの。ましてや、PCR検査は70%の精度というふうに言われていますので、3割は偽陰性で出てくるわけで、そこからまた感染する方もいらっしゃるとなれば、少なくとも毎日やるとなれば、これちょっと計算し切れないぐらいすごいお金になってきて、しかも時点時点での状況しか分からないとなると、駄目とは言いませんが、本当にこれで防げるかと言ったら、防げるわけではないということは、これ明らかでありますので、じゃあ、そこまでお金をかけるのかどうなのかということは、なかなか一つの町においては踏み切れないものだというふうに、私は思っております。ですから、今やれる最善の方法というのは、ワクチン頼みと言いますが、ワクチン頼みなのですよね、やっぱり。ワクチンしかないと思っていますので、ワクチンのほうにシフトして行って、なるべく早く、国は11月とか言っていますが、本当に町民の安心安全ということを考えたら、一日でも早く終わらせるようなことで、今まさに職員が知恵を絞って計画を練っているところであります。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） オリンピックの例を出していただきましたから、本当に根こそぎ瞬時に感染者を見つけて止めるということになれば、そういうことだと思います。もちろんそれが一番効果があるのだと思うのですけれども、私はそこまで求めるのではなくて、緩い、先進事例では世田谷であるとか、あるいは栃木だとか広島だとか、いろんな事例ありますけれども、そういったエッセンシャルワーカー勤めている学校なり、職場なり、介護施設なりということで、頻回検査なのですよね。毎日ではありません。しかし、頻回の中でも、確実に無症状者の人たちから検出されて、その人を治療に回ってもらうことによって防ぐという、この効果はあって、それをやらなかった全国で出ているクラスターの発生した施設と比較すると、雲泥の差があると。こういうことがやっぱり効果につながっているというふうに思いますので、完璧を求めれば、その1億のお金をいうふうになってしまいますから、そんなことをここで求めてもやれるわけがないと思います。しかし、そういう事例があるわけですから、どの頻度で、どの程度までやればさかえ保育所のような事態に遠ざけることができるのかというようなことで、ずっと研究を続けていただきたいという思いを込めてお伝えしておきたいと思います。

次になのですが、新型コロナウイルス感染者の実態及び十勝医療機関の現状についてお尋ねをいたします。道の発表の仕方が20日から変わりました。これはやはり、市町村からの要望、声も大きかったと思います。前回質問させていただいたときには、町長は北海道の権限がないというふうにおっしゃっていたので、非常に寂しい思いをしておりました。それで、やはり地域住民の危機感を持ち、感染に対しての様々な努力をしていただくためにも、情報というのは大事だというふうに思うのですよね。その上で、この医療機関に対する情報というのは、北海道でやっているのだから、振興局別に出すことは意義をなさないよというふうに答えられています。本当にそうなのでしょうか。北海道の情報については、確かに出ております。しかし、これだって、どの医療機関が、総枠では出ましても、

例えば、一番近場の北海道十勝の中でどうなのだという事は、全く見えません。それで、住民にとってはこれだけ広大な北海道でありますから、もしこの十勝管内の中で感染者が予定されている病床数、今 125 とお聞きしておりますけれども、それを超えてしまったらどうなるのかという、そういったことも実際に心配されています。何が一番それを助長させたかと言うと、今年の 1 月から都会で病院にかかれなくて、自宅で亡くなっているという方たちが出て、初めてその医療崩壊という、あまり使われていなかった言葉ですけれども、これが流されるようになりました。その後、遠い都会のことかと思えば、北海道札幌の中でも同じ報道がなされて、6 月の 4 日の時点で、札幌圏亡くなられた方が病院に入らないで、コロナにかかって、7 名だという報道もありました。そうなってくると、しかもそのときに、道央圏がいっぱいなので、十勝圏、あるいは道南というようなところに振り分けるというような報道もあったわけですね。じゃあ、受け入れる十勝はどうなのだという事は、当然疑問に持ちます。それで、もう一つは、町民の安全、生命を守るのが町の仕事でありますから、そういった状況が生じたとき、感染者が生じたら、当然、救急救命ということで、医療機関に受け入れてもらおうと。しかし、情報が全部、どこまで情報が来ているのか、どれだけ空いているのか、受け入れられないというようなことはないのかどうかということだって、見えなかったら言い切れないではないですか。そういうことも含めて命を守るための必要な情報提供というのは、やっぱり私は意味がなさないではなくて、求めるべきだというふうに思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 結局、調整を全道一連、一つの枠の中でやっているわけですから、十勝に枠があっても、それは例えば、釧根で逼迫すれば、十勝に来るわけですよ。オホーツクで逼迫すれば来るわけですよ。逆もあるわけです。現にそういうことが過去にあったわけなのですね。やっているわけですよ。ですから、我々が安心感を持つということだと思います。病床が空いているというような安心感を持つということ。それと、逼迫すれば、かかったらいけないなという危機感を持つこと、そういう作用が働くのだというふうに思いますけれども、それは全道一連の中でどれだけ今重傷者がいて、病床が幾ら使われているかということは分かっているわけで、しかも本当に重傷で ECMO を使わなければならない場合は、これはもう札幌に搬送されるとかという、そういう形をとられていますので、私は十分全道の中の状況が分かれば、安心感として、あるいは危機感を持つにおいても、十分ではないのかなというふうに思います。十勝の人は十勝ばかりに行くわけではないのですね。十勝は必ず十勝しか行けないというのなら話は別ですよ。ですから、私は十分今は情報公開が安心感、あるいは危機感を持つ上での情報公開はなされているのだろうなというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18 番（中橋友子） 北海道というのはひとくくりですから、そういうお考えが分からないわけではありません。この件については、随分専門家も含めて、なぜ地域、地域で公開されないのだという、マスコミも含めて調べられているのですね。私もずっと調べても、なかなか見つからないのですけれども、やっと先日見つけたのが、NHK の帯広放送局、これ、今年の 2 月か 3 月に、初めて帯広の保健所の所長さんが登場されて、そういう疑問を寄せられているのだということも含めて語っておられました。そのときに、初めて 125 の病床があること、十勝、厚生病院だと思いますが、ECMO が 2 台あること、こういうこと公表してられました。だけれども、そこに今十勝圏の人たちがどうするということについては、分かったほうがいいのだけれども、どうしようもないというような、そういった回答で、結局のところは、北海道知事というか、道の一体の中で、やらざるを得ないのだということでありました。その時点では、医療崩壊は起きていませんが、この連休明けですとか、ちょうど Go To キャンペーンやった後でしたから、心配されているということも言っておられました。その心配されるような近い状況は起きたのだと思います。ですから、私は安心のために情報は必要だ、一つ、それと、北海道全体で考えればいいということになればそれまでなのですが、なぜ医療崩壊が起きているかという、その理由ですね、それは次、保健所の問題もありますけれども、大体今から 30 年前、1985 年ぐらいからなのですが、医療の再編計画の中で、病院がどんどんどんどん削られていく、なか

でも感染症というのが、もう極端に減らされていくのですよね。お医者さん自体も全国で2,000人を切るというような、他の専門医は2万人、3万人という中で、そういう状況まで追い込まれてきている、そこに今回のコロナウイルスが全国的に広がっているということで、病院でも受け入れられない。北海道だって同じではないか。幾ら道がそういうふうな体制をとっていると言っても、じゃあ道民の安全しっかり守られるのかと言ったら、そうではないわけです。実情をきちんとつぶさに示して、それが要望に、状況に答えられない中身であれば、どんどん増やすことを求めていくというのが、町長の仕事でもあるのだと思うのですよね。そういう視点から、やっぱり私は状況をきちんと抑えていくべきだと思います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） ですから、全道の状況は分かるわけです。その中の、十勝の人も札幌に行ってお世話になることもあるかもしれないし、隣の圏域かもしれません。ですから全道の中で病床がなくなったら、これはもう論外の話ですから、それはもう本当に、今おっしゃった医療改革、病院の減少ですか、それに伴うものでありますので、それは急に増やせと言っても、なかなか難しい話なのですが、ただそういうことも、今回の新型コロナウイルスの経験を糧にして考え方を変えていかなければならない部分は当然あります。病床もそうだし、保健所もおっしゃるとおり。ですから、十勝圏活性化推進期成会も保健所の拡充というものを、去年から拡充の要望しているわけですので、今できることの中で、全道一連で調整をして、亡くなる方をなくしていこうということはやっていますので、そこはご理解をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） やっていないというふうには思いますが、どう言うのでしょうか。なぜ、振興局別に出せないのですか。私は、いいのです。それで、事足りているのだから。町民の命を守られるから、それでいいのだと言ったって、何のために北海道というのは、十幾つの振興局に別れて、それぞれの検疫の中で特に医療なんかは、二次医療圏、三次医療圏というふうにして、命を守る仕組みを作っているではないですか。そこが見えないで、全道が分かると、みんな移動させればいいのだと、だから、これ以上必要ないのだというのは、私は少し乱暴だと言いますか、もっときめ細かにやる必要があるということを申し上げて、きっと合わないと思いますから、次に入りたいと思います。

次、3番目、保健所の体制の充実につきましては、これまでも上げてきていただいているということでありまして、ようやく国も動き出したということで、先ほど申し上げた、40年間にわたっての削減のツケが今現れていることを何とか改善してもらいたいということでもあります。前にもお話したことがあります、とりわけ十勝に保健所が少ないということは、町長認識されていらっしゃるんですよね。総合振興局が全部で12ある中で、この三十四、五万のまち、ここで一つというのは、うちだけなのですよね。本当にそれはどうなのでしょうかね。日高振興局であれば、人口6万2,000人の中に浦河と静内と2か所あるとか、あるいは十勝に近いと言いますか、渡島あたりは38万いるのですけれども、しかしここも渡島や八雲と2か所あるとかというふうにして見れば、この三十四、五万の中で1か所というのは、その次に釧路が近いのですけれども、十勝だけなのです。もともと5か所あったと言うではありませんか。そうなってくると、今回さかえ保育所でクラスター発生したときに、保健所の人たちだけでは手が回らなかったということなのだと思うのです。だから、町もしっかりと協力をして体制をとっていったということなのだと思うのですけれども、そういうところは、やっぱり保健所の機能を充実していただいて、私は町も決してゆとりのある仕事をされていたのではないと思うのですよ。びちびちの中で、ワクチン接種も始まる中で、保健師さんをはじめ、担当職員の方たち、そこに張りつくわけですから、大変だったと思うのです。その充実は本当に喫緊の課題として、大きな声を上げていただきたいというふうに思います。これ、専門家へのメモの中から、発言の中から見つけたのですけれども、保健所の方の仕事の一つ、保健所ってプロの方たちが、お医者さんをはじめ、感染も専門の看護師さんですとか、たくさんいらっしゃる中で、トレーサーという、つまり、濃厚接触の感染者、これを追及していく仕事、これ感染者1人出たら、専門家は12人の人がそこを関わ

って、調査に入っていくぐらいの広がりがあるのだということです。つまり、一人の感染者に 12 人の職員が必要だと。極端な例かもしれませんが、そうなれば、やっぱり今、帯広の保健所の体制が何人なのか分かったら教えていただきたいですけれども、そういう状況にありますから、急いで拡充を求めていると思います。どうですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 人数は後ほど答えさせていただきますけれども、今回のやはり新型コロナウイルスの対応について、我々もクラスターが発生したことで、本当に保健所の体制も追いついていないと分かりましたし、保健所自らも当然思っていると思います。本庁だっと思っているはずなので、やっぱりこれを機にしっかりと拡充をしていただくということを要望していますけれども、さらに強く要望したいと思います。ただ、今回は本当に緊急事態でしたので、私は去年の 5 月に十勝の町村長、振興局が集まったときに申し上げたのは、そういうときこそ、やっぱり助け合いをやっていくべきだということで、あえてもし保健所が本当に逼迫しているのであれば、大きいところについては、1 人ぐらい、1 人、2 人、帯広だと 3 人、4 人出せるかもしれませんが、うちでも 1 人ぐらいは出せるので、それは遠慮なく言ってくれと。そういうことで、乗り切ってきたという経過がありますので、ただ、今後はしっかりと拡充していただくことが大切だろうというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（細澤正典） 帯広保健所の職員数でありますけれども、現在こちらのほうで把握はしてございません。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18 番（中橋友子） ここのなかなか分からないところなのですね。調べたのですけれども、本当に出てこないのです。秘密が多いですね。

次ですね。ワクチンの優先接種と計画についてお話したいと思います。一番目のこのエッセンシャルワーカーの PCR 検査ともつながってくるのですけれども、今の時点で、優先接種についてのお考えを示していただきましたので、ぜひ、早急に計画も。これは、高齢者のときに計画書を出して、ホームページにアップされていましたが、64 歳以下についても同じようにされていくのでしょうか。それは一つ確認させていただきたいと思います。それと加えて、65 歳以下のワクチンであります、11 月までに終わる予定であるということです。そして、スタートは 7 月からスタートですから、高齢者と被ってくると言いますか、そういう状況も生じてくるのだらうと。つまり、整理されながらやられるから、大丈夫なのだと思いますけれども、そういう状況になるということですね。その上で、エッセンシャルワーカー方たち優先していただきたい理由の中に、町も既にお知らせ広報の中で、事業者が訪問介護ですとか、在宅も含めて優先しますということが載せられておりました。そこで、お尋ねなのですが、事業者が幕別町に所在してしまして、幕別でご活躍いただいている介護事業の方などについては、例えば、住民票がここにはないという方もいらっしゃるよね。そういう方たちも対象にされて、つまり、事業所ごとにワクチン接種を終了させていくお考えなのかどうか伺っておきます。

○議長（寺林俊幸） 保健課主幹。

○保健課主幹（宇野和哉） まず、1 点目の現在の接種計画でございますけれども、現在 65 歳以上の方の接種を 7 月末までに終わらせるように前倒しの作業を行っておりまして、この数が調整できましたら、すぐに接種計画のほうを 65 歳未満の方についてもアップさせていただきたいと思っています。それから、前倒しして空いた枠というのが、7 月にももう既にございますので、その部分につきましては、7 月 5 日以降の 65 歳未満の受付の際に、65 歳未満の方へも解放していきますので、65 歳以上の方を優先しながら、65 歳未満の方も併せて接種を進めていくというような形にしております。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18 番（中橋友子） 分かりました。もう一つ。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（金田一宏美） 3点目の、事業所が、町内の事業所の方でも、住民票のない方で町内の事業所にお勤めの方も対象にするのかというご質問についてなのですがけれども、その町外の方につきましても対象にするという予定でいます。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） 加えまして、このたび12歳以上の方という方針が国から出されました。しかも、こういった小学生でありますから、夏休み期間中が望ましいという方針も報道されております。これは、どのように図られていらっしゃるのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 保健課長。

○保健課長（金田一宏美） 12歳以上の方、12歳以上15歳までの方というのが、今どうしてこうかというところは、検討はしております。国のほうでは、中橋議員がおっしゃるように、夏休み期間にという、そういうご意見もあったのですがけれども、なかなか今、7月いっぱいまでは、高齢者の方、あと、基礎疾患のある方というところで進めているところですので、しかも、北海道の夏休みというふうに考えますと、なかなかその夏休みの期間の中で実施するというのは難しいかなというふうに思っています。ただ、12歳、小学生とかの15歳から12歳の方については、基本的には保護者の方が同伴でということになっていますので、週末ですとか、夜間の接種なども町内の先生と今相談をしております、できるだけ受けやすい体制をとるというふうに検討しているところでございます。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） 分かりました。大変な事業になっていくのだろうとは思いますが、目的どおり、滞りなく進んでいくことを期待したいと思います。

最後であります、経済影響について、かなり詳しくお答えを頂きました。この間、事業所訪問もなされて、それぞれ影響額についても掌握されたということでもあります。私は、この事業者支援というのは、やっぱり一つには、幕別町が助成を出す、これまでそうだったのですが、助成を出す事業、それから、もう一つは融資、お金を借りてもらう事業、それから、もう一つは生活支援にもなっていますけれども、こういった事業者支援は生活の支援にもなるわけですから、リンクする中で、こぼれのないように応援をしていただきたいというふうに思います。それで、商品券のお話はあったのですが、新たな事業については、まだ予算のこともあって難しいのだろうというふうには思うのですが、やっぱり1年5か月の不況の影響というのは、本当に計り知れない。東京リサーチが、事業所の33%は廃業にいくだろうというような、特に飲食店関係なのですが、というようなのを、昨年の暮れに出しています。見えないのですね。いつの間にか閉めているから。倒産ではない。町長は最初から、倒産には絶対にさせないということをおっしゃっていられますので、そういう点で、生活支援、融資、生活支援、そして、助成というのをリンクさせた応援をこれからも考えていただきたいと思いますと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これはやはり、実態はどうなるかということ把握した上で、その対策を打っていくということが基本でありますので、必ずしもリンクしない場合もあるかもしれませんが、やはり基本的なところは、事業者を潰さないことが、やはり生活も守るのだということにつながっていきますので、そこがやっぱり一番考えなければならない。今後の見込みについては、分からないというところではありますが、ただ、やっぱり我々3つの金融機関を回ったというのは、金融機関は必ず事業者と付き合いがありますから、どういう状況にあるのかということ十分に心配されるような事業者がいなくなるといふことなども含めて聞いております。それで、6月上旬の段階ではおりませんでしたけれども、ただ、今後分かりません。まだ長期化する中で、収まっていくとは思いますが。けれども分かりませんので、そこは絶対必要だということについては、お金関係なく、やらなければいけない、その覚悟だけは持っているわけがあります。

○議長（寺林俊幸） 中橋議員。

○18番（中橋友子） 分かりました。当初のお話いただきましたように、コロナで一人の犠牲者も出さ

ない、事業も継続を続けていただく、その方向で取り組んでいただくことを期待し、質問は終わらせていただきます。終わります。

○議長（寺林俊幸） 以上で、中橋友子議員の質問を終わります。

この際、15 時 10 分まで休憩いたします。

14 : 59 休憩

15 : 10 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、荒貴賀議員の発言を許します。

荒貴賀議員。

○8 番（荒 貴賀） 通告に従いまして、質問いたします。

1、コロナ禍における保育所の役割についてであります。

コロナ禍の下で、保育士の業務は、消毒作業や登所・降所の際、保護者の代わりに行う子どもの荷物の整理など、通常の保育業務以上の対応を迫られ多忙化しています。また、保育中の子どもの密を避けるための配慮や手洗いなど神経を使う場面も多くなっています。

全国福祉保育労働組合が毎年行っている保育士や栄養士を対象とした、2021 年 1 月のアンケート調査結果では、仕事での心身の疲れについて「とても疲れる」と答えた人が 47.8%とほぼ半数に上り、「仕事を辞めたいと思ったことがある」と答えた人は 69.7%と、過去 10 年間で最も高くなっています。

子どもの成長・発達の保障と、感染防止対策を両立しなくてはならず、施設を最大限に利用したぎりぎりの職員配置の下では大変な苦労があります。加えて全産業平均の 7 割程度しかないと言われる低い処遇では、幾らやりがいのある仕事であっても続けることができません。保育が抱える構造的な問題が、コロナ禍によりさらに保育士の働き方を行き詰まらせ、離職増の危機を招いています。

町内でも感染者が出てくる中で、保育環境の改善を求め以下の点を伺います。

①町立保育所の保育士配置において、非正規の割合が 6 割と高くなっています。保育の諸課題の解決に向けて、独自の保育士配置基準の引き上げと待遇改善に踏み切るべきと考えるが町の認識は。

②新子育て安心プランでは、保育士確保として、短時間勤務保育士の活躍推進を打ち出しました。このような規制緩和策について町の認識は。

③コロナなどで休所した際、代替施設の考えは。

④国は医療関係者・介護職には慰労金を出しましたが、保育士への慰労金はありません。町として支給する考えは。

⑤保育所でコロナの感染が確認された際、自宅待機になった家庭への支援は、そして課題は。

2 番です。コロナによって我慢が続く子どもたち、伸び伸びと過ごせる学童保育をであります。

コロナの感染が広がる中で、浮き彫りになったことは、これまで学童保育所が抱えていた課題です。厚生労働省の放課後児童クラブガイドラインでは、学童保育の適正規模を「集団については、おおむね 40 人程度までとすることが望ましい」「1 放課後児童クラブ最大 70 人までとする」としていますが、本町では集団の規模を 40 人以下にできない学童保育所もあります。

入所児童が増えたことによる大規模化で施設が手狭になることに加え、コロナ禍で社会的距離を確保するなど感染防止対策の必要性もあることから、改善を図る必要があると考えます。

子どもの安全を守り、保護者が安心して働ける環境を求め、町がこの状況をどのように改善するのか伺います。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 荒議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「コロナ禍における保育所の役割」についてであります。

コロナ禍における保育所の役割については、国から「保育所等における新型コロナウイルスへの対応に係るQ&A」により基本的な考え方が示されており、「保育所等については、保護者が就労しており、家に一人であることができない年齢の子どもが利用するものであることから、原則として引き続き開所すること」とされており、これに基づき、本町においても対応しています。

このことから、昨年4月に1度目の緊急事態宣言が発令された際には、4月20日から5月31日までの期間中、家庭内で保育をすることが困難な場合に限って限定開所を行い、2度目の緊急事態宣言期間中の本年5月18日から6月20日までの間につきましても、札内さかえ保育所を除く各保育所において、1度目と同様に家庭内保育への協力要請を行ったところであります。

また、札内さかえ保育所においては、職員及び園児に新型コロナウイルスの感染が確認されたことから、5月12日から5月29日までの間休所し、5月31日の再開から6月20日までの間を限定開所といたしましたが、札内さかえ保育所を含む町内認可保育所及びへき地保育所全てで、6月21日からは通常どおり運営しているところであります。

ご質問の1点目、「保育の諸課題の解決に向けて、独自の保育士配置基準の引き上げと待遇改善に踏み切るべきと考えるが町の認識は」についてであります。

認可保育所における保育士の配置基準については、厚生省令である「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」において、ゼロ歳児は園児数3人に対し保育士1人以上、1歳児及び2歳児は、それぞれ園児数6人に対し保育士1人以上、3歳児は園児数20人に対し保育士1人以上、4歳児及び5歳児は、それぞれ園児数30人に対し保育士1人以上と定められております。

町内各認可保育所においては、いずれの保育所も既にこの基準を上回る保育士を配置するとともに、支援の必要な園児の人数に応じて加算配置も行っておりますことから、現時点では、現状をさらに上回る配置は考えておりません。

また、待遇については、令和2年4月以前の、臨時、代替保育士の給料については、原則固定給でしたが、令和2年4月から会計年度任用職員のフルタイム、パートタイム保育士として任用しております。

その際、給料の貼り付けは、これまでの給料の直近上位にするとともに、経験年数による昇給や期末手当の支給、病気休暇や夏季休暇等の特別休暇の付与などの改善を行っておりますことから、現在のところ見直しは考えておりません。

ご質問の2点目、「新子育て安心プランでは保育士確保として、短時間勤務保育士の活躍推進を打ち出したが、このような規制緩和策について町の認識は」についてであります。

新子育て安心プランにおいては、魅力向上を通じた保育士の確保策として各クラスに1名以上常勤の保育士の配置を求める規制を撤廃し、1名の常勤の保育士に代えて2名の短時間勤務保育士を充てても差し支えないとされましたが、本町としましては、保育の質の確保と継続した保育の実施、さらには、子どもの心の安定等を保つ観点から、常勤の保育士の配置を基本と考えており、今後においても短時間勤務保育士のみでのクラス配置は考えておりません。

ご質問の3点目、「コロナなどで休所した際、代替施設の考えは」についてであります。

保育を行う上での代替施設は、認可保育所における、施設基準を確保することが困難であることや、安全な保育を行うことの設備、保育士の確保等多くの課題があることから、代替施設を継続的または臨時的であっても現実的に確保することは大変難しいものと考えます。

今回休所に至った札内さかえ保育所においては、園児の行動の特性上、他者との接触の状況を特定することが難しいことなどから、職員及び園児の全員が濃厚接触者に特定され、2週間の健康観察期間が設けられたことから、代替施設での保育という状況ではありませんでした。

また、濃厚接触者が一部の園児や職員に限定された場合においても、現状、施設基準も含め安全な保育を行う上での代替施設の確保は困難であることから、当該保育所を消毒した上で、施設の一部を活用し、登所を希望する園児の人数を把握した上で、勤務可能な保育士による限定的な保育を行うこ

とが現実的な対応であると考えております。

しかしながら、このような場合においても、今回の札内さかえ保育所のように PCR 検査において陰性が確認された後にも、再検査により陽性となる例も複数あったことから、感染の予防に最大限配慮しながら、開所の時期を慎重に判断することが必要と考えております。

ご質問の 4 点目、「国は医療関係者・介護職には慰労金を出しており、保育士への慰労金はないが、町として支給する考えは」についてであります。

国は、新型コロナウイルス対策を盛り込んだ昨年度の第 2 次補正予算において、新型コロナウイルスが発生または濃厚接触者に対応した介護施設、障害福祉サービス施設等に勤務し利用者と接する職員に対して慰労金を支給することを決定しましたが、その際、保育士に関しては「子どもが感染しても重症化するリスクが低く、クラスターの発生率も他の施設に比べると低い」として対象外とされたところであります。

保育士については、現時点においても、慰労金を支給する国の制度はなく、また、コロナ禍においては、学校、幼稚園の教職員をはじめ、どの業種の方も少なからず感染リスクを抱えて業務に当たっておりますことから、保育士に限定して、町として慰労金を支給することは難しいものと考えております。

ご質問の 5 点目、「保育所でコロナの感染が確認された際、自宅待機になった家庭への支援は、そして課題は」についてであります。

コロナの感染拡大等により、保育所が休所となり自宅待機になった家庭に対する対応といたしましては、保育の代替施設の紹介や、担任保育士から園児の健康状況の確認や家庭での生活の様子を聞き取りするほか、困り事がないかの相談対応も合わせて行い、必要に応じて適切な窓口の紹介等を行うなどの支援が必要になるものと考えております。

しかしながら、今回の札内さかえ保育所の休所期間においては、園児及び職員の全員が濃厚接触者となったことから、担任保育士から家庭に対して話を聞くことはできませんでしたが、保健所から毎日の健康観察を行うよう要請がありましたことから、こども課の職員が、毎日、電話で健康状態を確認するとともに、その際、困っていることがないかについても、お聞きしたところでありますが、期間中、相談、要望はありませんでした。

今回の休所を通して新たに課題として認識させられた点につきましては、各家庭への連絡手段が電話のみであったため、1 対 1 の対応しかできなく、多くの時間を要したことから、今後は一度に多数の保護者に連絡することのできる連絡手段の整備について検討してまいりたいと考えております。

次に、「コロナによって我慢が続く子どもたち、伸び伸びと過ごせる学童保育を」についてであります。

コロナ禍における各学童保育所の運営は、主任放課後児童支援員を中心に手洗いの励行、小まめな消毒の実施、3 密の回避など感染防止対策を徹底した上で、適切に行っているほか、園庭や周辺施設、夏期間にはプールなども含めた施設外での活動を通じ、伸び伸びと活動的な学童保育を行っております。

学童保育所の入所状況につきましては、6 月 1 日現在、はぐるま学童保育所 42 人、あすなろ学童保育所 79 人、つくし学童保育所は第 2 学童保育所も含めて 160 人、やまびこ学童保育所 84 人、ちゅうるい学童保育所 19 人となっておりますが、入所児童数ではやまびこ学童保育所を除き、「幕別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に定める「児童 1 人につきおおむね 1.65 m²以上」という面積基準を満たしております。

やまびこ学童保育所につきましては、条例基準を満たしていませんが、併設している札内北コミュニティセンター集会室を地域の皆さんの協力により、学童保育所に開放して利用していること、さらには、全学童保育所の実際の通所率は令和 2 年度、67.9%でありますことから、実態として条例における基準を満たしているものであります。

今後の学童保育所の利用量見込みについては、令和 2 年度からの「第 2 期幕別町子ども・子育て支

援事業計画」において、近年の人口動態、小学校の児童数の推移や保育所の登所状況などから推計しており、これによると令和２年度をピークとして、令和３年度以降は少しずつ児童数が減少していくものと推計しております。

現実には、令和３年４月１日現在の入所児童数は４０８人で、令和２年度の４２８人から２０人減少している状況にあります。今後も入所児童が伸び伸びと過ごせる学童保育を行うため、地域住民やコミュニティセンター利用団体等の方々のご理解、ご協力を頂き、併設するコミュニティセンターを活用しながら、運営してまいりたいと考えております。

以上で、荒議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○８番（荒 貴賀） それでは、再質問させていただきます。

新型コロナウイルスの感染症が広がる中で、やはり保育現場で苦闘がずっと続いています。保育施設では、子どもと職員の密着・密接が避けられません。子どもの成長や発達を保障することとともに、感染防止対策の徹底を両立することは、並大抵の努力ではできないというふうに感じています。もともと職員配置や施設面積の余裕のない施設では、職員の業務が激増するなどしています。保育が抱える構造的な問題がコロナ禍で浮き彫りになりました。よりよい保育を実現する取組が、本当に今求められると感じまして、今回町の対応、今後についてお聞きしたく質問をいたします。

全国保育団体連絡会という組織があります。国に対して、面積や職員配置など、低い保育基準を見直しもせずに３密を防ぐことだけ努力を求めないでという言葉が訴えています。私は本当にそのとおりだと思います。特に、コロナは保育が社会基盤として必要であることは、本当に明確になった一方で、貧し過ぎる保育環境、こうしたものがこのままでよいのか、この保育現場が今の条件でよいのかという現場からの声が大きくなったために、こうした取組が出てきたのだというふうに認識しています。

町も職員については、職員を加配し設置をしているというような答弁がありました。そこで、一つ確認したかったのですが、町の保育施設では、支援が必要な子どもたち、いわゆる乳幼児を担当から外し、いわゆるクラス担任ということで、さらに加配をされているという認識で間違いありませんか。

○議長（寺林俊幸） こども課長。

○こども課長（平井幸彦） 加算配置ということなのですが、ちょっとクラス担任ということ抜きにさせていただきますけれども、各保育所において必要な保育士数、そこから支援の必要な状況、そういうものを勘案いたしまして、加算配置、人員の増を図っております。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○８番（荒 貴賀） 今、支援員が、要は支援が必要な子どもたちにはきっと国からの加配をしていいですよというものがあるのだと思うのです。ではなくて、町として独自に、いわゆるこれだけの要は基準が、いわゆる４歳、５歳たちの子どもを３０人に１人という基準の中で、これでもなかなか現場は厳しいということで、町として加配をしているのかについてお聞きしました。どうですか。

○議長（寺林俊幸） こども課長。

○こども課長（平井幸彦） クラス配置の年度当初の入所申込みの検討の中で、児童の状況というところも確認しております。その中で、支援の必要な園児数というのを、年齢児ごとに把握しております。そこに必要ないというところで、運営に支障がないというところも加味いたしましての加算配置をしております。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○８番（荒 貴賀） ちょっとかみ合わないのですが、例えばです。１クラス３０人、そして５人が支援を必要な子どもたちとします。その場合きっと先生が２人つくのです。担任が１人で、クラスのほかの２５人を見るというような状況が、国の基準なのです。それで、ほかの保育所、民間とか青葉も南もそうなのですが、この状態ではなかなか厳しいということで、さらに１人とかつけているのですよね。要は、幕別町としてそういった、要は加配措置いわゆる担任１人では厳しいという状

況の中で、さらに基準以上に加配をしているのかということで質問したのです。どうですか。

○議長（寺林俊幸） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（細澤正典） 各年齢の中の児童数の中に、どのように何人程度支援の必要な児童、園児がいるのかという部分を十分に考えながら、加配の保育士を配置していると。具体的に何人いて、何人加配しますよという明確な基準はないですけども、その状況に応じて、保育所の運営できる加配の人数をつけているということでもあります。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 例えばでお話したいのですけれども、令和元年度のさかえ保育所、4歳児クラス30人います。そして、支援が必要な子どもが8人います。そして、職員配置でどうなっていますかという、正職員が1人、加配の職員が1人、要は2人という状態ですよね。逆に、札内南保育所を見てみましょう。同じく4歳児30人で、支援が必要な子7人で、正職員が2人で、加配が2人で、要は4人。要は、同じ30人で支援が必要な子は、片方は8人、片方は7人で、札内南保育所の場合は4人ついているのですけれども、幕別は2人しかついていないのです。要は、そういうことで幕別町としてそういった対策を取る必要があるのではないかとということで、お話をしたのであります。要は、今課長や部長のお話ですと、保育の現場は問題ないというようなことではありますが、本当に問題なくやれているのかどうか、やはりもう一度確認したいと思います。どうですか。

○議長（寺林俊幸） こども課長。

○こども課長（平井幸彦） 繰り返しになりますけれども、あくまで児童数、今の例で伺いますと、さかえ保育所で支援の必要な子が8人、例えば南保育所で支援の必要な子が7人、それに対して、もとのそれ以外の全児童数というところと勘案してという人数で、片や2人、片や4人のクラスということなのですけれども、支援の必要な8人とか7人というところ、そこあくまで十分に保育所とも相談いたしまして、またその一人ひとりの園児の支援の状況というか、必要な状況とか、そういうところを聞き取りいたしましての配置になっておりますので、その時点のちょっと人数で2人という差は見えますけれども、あくまで適正な配置というところで判断しております。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 民間がいいとか悪いとかではなくて、やはり大変なのです。実際に8人を先生1人で見るとか、現実的にすごく大変な状況なのです。きっとほかの先生が来てくれたりとか、どういう状況かは分かりませんが、本当に苦労されている状況が本当に見て取れるのです。

確かに、今課長言いましたとおり、配置基準ではそうなっているのかもしれませんが。でも、現実的には厳しいからといって、要は加配をして対応している保育所がやはりどこもかしこもあるのですよね。やはりそういったところも、やはり加味した職員配置というのもぜひ、今この機会に考えてほしい。要は、この平成30年はコロナの前の基準なのです。今コロナになってさらに業務量が増えています。やらなければならないこと、本当に増えているのです。それでなくても大変な状況で、さらにこういった状況になっているので、ぜひそういった問題も勘案しながら、職員の状況について適正配置をもう一度考え直してほしいということで、今質問しているのですが、どうですか。

○議長（寺林俊幸） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（細澤正典） 繰り返しの答えになりますけれども、あくまでもその支援児が一概に同じような支援が必要だということではないと思っております。やはり支援する内容によって、何人の加配が必要だという部分を、その状況に応じて加配しております。ですので、今の状況がそういう支援の必要な子に対して保育が足りてないというような思いは持っておりません。適正に配置しているものというふうに理解しております。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） なかなか並行線なのですけれども、要は町の認識としてはそうなのかもしれない。でも、やはり現場の状況は、子どもたち、何らかのそのいろいろな状況を持つ中で、本当にこの人数でできるのかというのが率直な意見なのですよね。単純にほかと比べるということにはなりませんけ

れども、やはりもう少し現場の状況を大丈夫なのか、一人ひとりの子どもたちに寄り添った状況ができるのかどうかをもうちょっと、要は保育を行う、さらにいわゆる学年において必要な養育、育ち、学び、そういったものが一定程度できているのか、そういったものが進めることができるのかという配置をやはり考えてほしいのだと思うのです。

今お話を聞いたら、単純に人数がとか、支援が必要だとかではないので、もっとその辺を考えて、そういうのををもって、考えていないというわけではないです。そういうふうに町は思っているのかもしれないですけども、単純に7人か8人いる子を1人で見るとということの大変さはすごく大変な状況がありますので、そこはぜひ考えてほしいなということで、もう一度考えてほしいなということで、お話ししているところであります。

なかなかあれなので、次に移ります。

コロナの状況によって、今お話がありましたさかえの状況がありました。コロナによって保育の現場が大変変わってきた、いわゆるコロナ対応をしてきました。さらに今回クラスターが発生して、さらなる対応が行われたのではないかなというような認識があります。要は、そういった状況がどのように変わってきたのか、やはりそこに要は乳幼児の育ちの観点が入っているのかについてお聞きしたいと思いますが、どうですか。

○議長（寺林俊幸） こども課長。

○こども課長（平井幸彦） コロナ禍による保育といたしましても、基本的な子どもとの接し方、関わりというところでは変わらないところで、またより感染予防に留意してというところで、本当に保育以外の業務というのもしっかり増えてきているかと思います。ただ、保育に向かい合う、そこの中では感染予防対策、繰り返しになりますけれども、その徹底というところをより増やしておりますけれども、子どもとの関わりというところでは、安全な保育というところに十分留意して対応しております。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 今回のクラスターによって大きく変わったことはなかったのですか。要は、今までの対応ではもしかしたら足りなかったかもしれないという観点から、さらなる対応や取組ということがあったのかどうか、お聞きしています。

○議長（寺林俊幸） こども課長。

○こども課長（平井幸彦） 今回のさかえ保育所のクラスター発生を受けまして、より再発防止というところからの観点から、保育所での拡大を防止する、それから園児への感染もちろん防止するというところでの新たな取組というところを何点か検討いたしまして、そういうことを予防対策として追加をして、保育に取り組んでいるというところでありまして、具体的に、まずフェイスシールドもしくはマウスシールドというのを、マスクと併用しての使用というところで、より接触機会からの感染を予防するというところと、定期的な換気というところをより換気の回数もしくは天気とかにもよりますけれども、解放できるときには解放したままで、より換気を増やしてというところと、あと給食というところで、職員と、保育士と園児との、その食べるときの、マスクを外しての関わりとかというところも感染の要因として考えられたところですから、クラスの中で保育士のほうは同じ時間に給食を取らないというところで、給食の補助というところをクラスの中で行ってというところで、そのような対策を新しく行っております。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 分かりました。

かなり対策が取られたというお話であります。要は、この対策が取られたのですが、町全域の保育所に共有されたのかについてはどうですか。

○議長（寺林俊幸） こども課長。

○こども課長（平井幸彦） 今の現状の中、取組というものを町内の保育所のほうに、ただいま拡大というか、同じく取組をお願いしているところです。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） その中では、やはり大切な取組で、感染を広げないという意味ではすごく大切なことではあるのですが、やはりどこまで感染の対応、いわゆる先日、新聞報道にありましたけれども、マスク着用、WHO でそこまでやらなくてもいいですよというような中で、どこまで行うのか、どこまでそれを実施していくのかというところ、やはりさかえはきつとすごく大変な状況があったので、やらなければいけないという使命感はあるのだと思うのです。それが全町の認識が統一できるような取組になったのか、やはりそこをしっかりとやっていただかないと、せっかくこういうふうにしたいと思ったものがあったとしても、どこかでその油断とかが生まれて、もしかしたら、状況ができなかったとか、対翼を担わなかったということが考えられますので、そこについてはぜひしっかり対応を図って、共通認識を図ってほしいというところではあります。そこについては問題なくやられているということよろしいですか。

○議長（寺林俊幸） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（細澤正典） さかえ保育所のクラスター発生を受けまして、保育所長会議も開催いたしまして、今回のさかえのクラスター発生の要因は何だったのか、そしてまた今後どういう対策をしていかなければならないのかということも、保育所長会議の中で話しておりまして、先ほど課長が言った取組に関しても、全保育所で共通して行うということで、共通した認識を持っております。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 分かりました。コロナ対応については、理解しました。

そこで、やはり正職員の方に負担がすごく大きいなというふうな思いがあります。私は、職員を正規化してもらって増員を図ってほしい、そこでやはり一人ひとりの仕事量をやはり減らしていく、これがやはり保育士を確保していくためにも必要な取組ではないかと思うのですが、そうした一人ひとりの保育士の仕事量を減らすという観点から町の認識をお伺いしたいと思います。どうですか。

○議長（寺林俊幸） こども課長。

○こども課長（平井幸彦） 繰り返しになりますけれども、コロナ禍においての感染予防の取組、消毒ですとかその他保育所の中での取組、いろいろありますけれども、各保育所の中で、もちろん保育所長を中心に保育以外での確かに業務は増えるというところはございますが、そこはコミュニケーションも含めて、その業務で人員増ではなくて、あくまで支障のないようにコミュニケーションを取りながら、保育に支障が出ないようにしっかり取り組んでおります。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 町としては、これ以上の保育士の配置換えは考えていない、いわゆる今が適正に配置を行っているという認識だというふうに受け止めました。私としては、やはり現場の状況はそうした状況にはない、今の基準でも厳しい、だからこそもっと増やしていくことが必要ではないかと、本来であれば職員配置基準なので、国がそういったものを行うというのが一番なのでしょうけれども、なかなかそういう状況にないものですから、ぜひ幕別町としてもそういったものに力を入れてほしいということで、今回質問として取り上げてきました。

2つ目に移りたいと思います。

時短保育士のクラスの担任についてであります。今年度から新子育て安心プランの中で実施することができるといふふうになりました。町としては、そういったことは考えずに常勤保育士で今までどおり配置を行うということで、大変安心したところであります。引き続き正規職員が担任を持って取り組みできる保育士体制を今後も継続していただきたいと思います。

一つ確認したいのですが、仮に担任が短期で長期休暇に入ったときに、担任を引き継ぐ職員というものできているのか、お聞きしたいと思います。どうですか。

○議長（寺林俊幸） こども課長。

○こども課長（平井幸彦） 現状のクラス配置におきましても、常勤保育士の配置というのが基本にありますので、今のクラス配置において、常勤保育士が、クラス担任がいわゆる常勤の職員が1人しか

いないというクラスはまずありませんので、複数名で担当している、各保育のクラスの中でももちろん支障がないように、常勤保育士は必ず残りますので、担任であっても補助であっても、そこは毎日同じ時間勤務する、ちょっと時間差はありますけれども、そういう中で業務、引継ぎがあれば引継ぎを行っておりますので、支障はないと考えております。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 先ほどの一番最初に戻るのですが、クラス担任と支援が必要な子どもたちという意味での、きっと正職員の取扱いというふうに認識してはいます。当然同じクラスなので、お互いに協力し合いながら取り組むということは重々承知してはいますが、仮にやはりそこで、いわゆる状況によっては長期で離脱された場合に1人で全てを抱えなければいけないということが発生するのです。そこについてやはり何らかの手だてが取れる状態になっているのかについて、今お聞きしたのですが、どうですか。

○議長（寺林俊幸） こども課長。

○こども課長（平井幸彦） 各保育所においては、保育所長がクラスは担当せず保育所全体のまず状況を見ております。そういう中で、常勤保育士が欠けるようなクラスがあるときには、それに応じたもちろん対応が必要であれば、そこは保育所とも相談をして対応するという考えになります。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 分かりました。緊急なときには、保育所長、いわゆる所長先生が入って対応していくということでありませうね。

では、3番目の代替施設についてお聞きしたいと思います。

町としては、代替施設については大変厳しいと、難しいというふうなお話でありました。厚生労働省が2021年1月、コロナ感染した保育所が1,388か所ありましたと、感染した職員が1,382人いました。感染した児童が1,088人いましたということが発表されています。要は、保育施設での感染がいつどこで発生してもおかしくないという状況が全国でもこういったものが出ていますので、対策が、対応についてしっかりとやっていただきたいということで来ているのです。

特に、代替の施設についてはちょっと先ほどご答弁にも頂きましたが、町の役割の一つに代替施設のご案内というお話があったとおり、厚生労働省が令和2年12月に、事務連絡で医療従事者等の子どもの保育を提供する市町村の責務として、感染者が増えた状況であっても、社会機能を維持するために就労を継続する必要な子ども、保育所を整備してほしいと、医療機関に勤めている人のために社会機能を維持できるために、何とか保育所を、必要な保育を提供できるように行ってほしいということで、事務連絡が来ているのです。この中では、適切な保育の提供の体制を継続してほしいということが、先ほど町長が一番最初に答弁していましたが、町長がお答えしていただいた、保育所等における新型コロナウイルス対応に係るQ&Aにも実は書かれています。

やはり代替施設、状況によってはなかなか町長が言われたように難しいというふうなお話がありましたが、実はいろいろな取組ややり方があったものですから、少し紹介したいのですが、佐賀県の鳥栖市というところでは、鳥栖いずみ園、園児180人、職員43人がコロナになりました。最終的には、職員16名、園児4名、家族、関係者含めて全体で31名にまで広がりましたということで、クラスターになりました。2週間休園して、43人職員全てが濃厚接触者、感染者となったため、保育業務ができなかったということになっています。

この中で、鳥栖市は健康観察にない子どもたち、今回そのさかえは全ての子どもたちが濃厚接触者もしくは健康観察者になってしまったので、今回状況的にはできるものではないので、そこは理解しています。ただ、今後もし健康観察、検査はしたのだけれども、保健所が陰性であれば通常生活に戻ってもいいですよという区分があるのですよね。そうしたものに対して、健康観察の指示を受けていない場合については、代替を行いますということで、この鳥栖市はクラスターがあった代日に幼稚園、その施設を消毒して、ほかの保育士さんの協力のもとに、医療従事者、介護従事者、もしくはひとり

親に絞って実施しました。最長でも、1日3人しか利用していない、いや、そんなに多くはないのです。本当に1人、2人、本当に大変困った、親もすごく離れているとか、状況的に何ともできないというときに、代替施設としてあっちが準備しておく、何かあったときに、それを提供できる体制を作っていくというのはすごく大切なことではあるのかなというふうに思って、この鳥栖市のところをちょっと紹介したのですが、ほかにもやっているところたくさんあり、先進事例を参考に実施に取り組んでいただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 代替施設が確保できるくらいであれば、保育所の数を増やしたいですね。そのことのほうが急務だと私は思った。というのは全部が全部入られていないわけですから、そういう施設がきちっと確保、設備が整って確保できるのであれば、優先順位は私は違うのかな、保育所としてある程度設けるべきだと思っています。それで、代替、今言ったお話は、うちでもできるのですね。たまたま全員が濃厚接触者だったからできなかっただけであって、クラスが明確に分かれて、危機がないのであれば、これはさかえ保育所を消毒して、濃厚接触者になってない保育士を当てて、それは私はできると思いますし、またもう一つの方法としては、他の保育所に余裕があれば、そっちのほうに通わすという方法もありますので、今回は全部全滅状態ですので、できなかったということでありますので、なるべくそういう道があれば、そういう道を探りながら、どうしても預けなければならない保護者についての対応をしなければならないというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 町長、対応を考えたいというお話でありましたので、ぜひそういったことも考えてほしいというふうには思います。

次ですね。慰労金についてお聞きしたいと思います。

コロナによってエッセンシャルワーカーとして位置付けられました保育士は、社会を維持するためには大変必要な職種です。しかし、今回、先ほど町長が言われたとおり、クラスターの問題ですとか、命に関わるというところから外されてしまったのです。やはりこの分野で慰労金は必要だ、出してほしいということですね。全国社会福祉協議会が緊急要望を出しています。これが去年の6月ですね、このときに国会に対して、子どもに関わる働く人たちに対して慰労金を出してほしいということを出しています。こうしたところから、やはり社会を維持するためには必要な仕事ということで、全国で慰労金を出す取組が進んでいます。例で挙げますと、山形県、山口県や愛知県や福井県や静岡、佐賀、県単位では、子ども分野の職員に対して慰労金を支給しています。北海道でも、2020年10月、ちょっと古いのですが、179自治体のうち40自治体が慰労金を出して、支給を実施しているのです。現在はきっともっと広がっている可能性もありますし、札幌や旭川でもいわゆる都市部でも慰労金を出すということを決めて実施されているのです。幕別町でもぜひそういったことができないのか、お聞きしたかったのですが、どうですか、町長。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 民間であれば、そういった柔軟な対応もできるのかもしれませんが、公務員の場合は給与が定められているものですから、まずその給料制度上の問題があるということと、もう一つ、コロナに限ってではなくて、いろんな場面があるわけです。本当に寝る暇もなく、大災害が起きれば働かなければならんという場合もある、ではそのときも出すのかということにもなりますし、やはり不公平感をなくさなければならない、公平に扱わなければならないということを考えたら、やっぱりそういう場面はもう頑張ってもらわなければならないのかなというふうに思いますし、そこは夜間に及べば時間外勤務手当が125であったり150とか出るわけで、そこで何とかやってほしいと思いますし、あと危険な状況、危険な業務については、特殊勤務手当、今回もコロナの患者に対応する場合の特殊勤務手当というのは創設させてもらいましたけれども、そういう特別な事情がある場合については、特勤で手当できましようけれども、今回のこの慰労金については、特勤になじむものでもありませんし、そうかといってこの職だけ出せるような公平性を保てるわけでもないということから、町として

は慰労金出すことは極めて難しいなというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） やはりエッセンシャルワーカーと、やはりコロナになっても休むことができない、休まずに対応してほしいというところでは、やはりかなりのストレスと言いますか、負担というものがすごくあるのだと思います。そうしたところで、町として応援と言ったらあれですけども、そうした人たちに対して慰労するという形は、私はあってもいいのではないかなと思っています。もちろん、要は不公平感という話はされましたけれども、要はちょっと感じ方や価値観もあれなのですけども、全国的にはこうしたところからでもですね、もう一つはやはり今まで大変なところに対して、さらに大変になっているというような状況もありますから、そこに対していわゆる負けずに頑張ってもらいたいということも多分あるのだと思うのです。要は心情的なものも多少あるのだと思うのです。やっぱりそういったものも少し酌んでいただいて、ちょっと調整してほしいというのが正直なところですね。いわゆる保育士さん本当に今大変なので、そうしたところが、一つの期待感と言いますか、そういったものもありますので、期待感というか、頑張ってもらったなというような一つのものもありますので、そういったものも引き続き保育士として働けるような環境整備をいろんな形で取っていく必要があるのだと思います。今、職員配置の問題は、保育士の仕事の問題とかいろいろな問題がありますけれども、そうしたものの一つとして、こういったものを取り組んではどうかということに訴えたところであります。町としては、なかなか難しいという話でありました。

十勝管内でもまだ実施しているところは実はないのです。結構道南とか道央とかはすごく多く増えているのですけれども、まだこちらには来ては、そういった状況にはないのですけれども、ぜひ幕別町として一番に取り組むということで実施してほしいということをもって、次に移りたいと思います。

コロナで自宅待機になっている家庭の支援につきましては、町としてこども課から毎日連絡をしてお話していたというお話でありました。相談や要望についてはなかったということでしたので、保健所からなかなか言いにくいとか、伝えにくいとかもありましたので、やはりこども課、そういった地域のすぐ、早速接点のある人たちが対応していただいたということはすごくよかったかなというふうに思っています。家庭支援については了解いたしました。

大規模保育所について、考えについてお聞きしたいと思います。去年の学童の入所児童数が130万人を超えました。5年前が101万人ということで、100万人を超えてどんどん上がっています。10年前は80万人でした。いわゆる5年ごとにかなり80万、100万、130万というふうに、要は学童に預けたいという保護者の方がすごく増えています。逆に子どもたちが減っているのです。10年前は生まれた子どもたちが107万人出生して、その5年後が100万人、ここきつと横ばいだと思うのです。去年が84万人とすごく一気に下がったところではありますけれども、コロナの影響とかいろんな状況があるので、何とも言えないのですが、子どもたちが減っても保育所に預けたいという、そういった保護者、学童に預けたいという保護者の方はきっとまだ増えていくのだと思うのです。

こうした状況を見たときに、町長は去年がピークでした、これから今年400人、去年420人、今年400人で少しずつ減っていくのではないかなというようなお話でありましたが、5年前町長に私は学童の危機的状況をお話して、質問していました。町長は、今がピークです、今後減っていくのではないかなということでお話がありました。一昨年酒井議員が質問したときに、町長学童大変ですよ指摘したら、今がピークです。これから減少していきます、町長もう6年なのですよ。町長6年ピークはこれちょっと増えているのではないかなと私は思うので、町長そのすごくいいことだと思います。町長がそれこそ子育て支援を行って定住してくれて。それこそ結婚して子育てができるような幕別町になってきた。だからこそ学童に預けたい、保育所に預けたいという人たちが増えたのではないかなと思うのです。そうしたところでやはり町の計画より少しずつれている。要は子どもたちが微妙に増えているのかもしれないです。

そうしたところを考えて、やはり学童保育所の今の大規模化は本当に何とかしなければいけない課題なのだと思うのです。町長は、何とも答弁はしてはいないのですけれども、人数が増えるからとい

う話ありました。今本当にコロナでさらに保育所と同様に学童保育所もやらなければいけないことが増えているのです。こうしたところから、町長、増築、改築を考えるべきだと思うのですが、どうですか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 5年前には確かにそういったお話もさせてもらっています。というのは、その時々言い逃れをしているわけではなくて、その時点での見込みを立てたらそうなるだろうという、そういうバックデータがありながらお話をさせてもらっています。今回については、2年度に計画を立てていまして、その際にも十分に子どもが減っていくけれども、預ける率が上がっていくだろうと、そのことも勘案しながら人数の推計をしておりますので、それで私も心配でした。令和3年度がどういう数字になるのか心配でしたが、20人ほど下がって保育所ですから下がっていったということがあるので、保育所が上がれば学童も上がる。これはもう比例する関係にあると思いますので、そういうことからすると今度こそ私は計画どおり推移していくのではないかなと、そういうふうに思っています。

ただ、確かに言われるように、総人口は減っていますけれども、子育て世帯の人数や子どもも、その親も含めて、これは増えて社会増になっておりますので、それがどれだけの影響があるかちょっと分かりませんが、令和2年度の計画からそんなに大きくずれないで減少傾向になっていくのだろうなというふうに思っていますので、これまた見誤って大きく増えることになれば、また大変なことになるのですけれども、今の段階では計画どおり推移していくのかなというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 実はですね、保護者の方から学童に預けていて、最近やめましたというお話がありました。コロナの関係で、実は減っているという話がありました。いわゆるその学童保育所も、実際は結構密集になるのではないかと、状況的に大丈夫なのか、何よりもそうした状況から、そもそも入園を取りやめたという子どもたちが多少いるのです。やはりコロナの影響で多少上下したということは加味してほしいなというふうに思います。

今回20人減ったというお話がありましたが、実はそういった意外なところでも本当は預けたいのだけれども、今の情勢で、仕事の関係もちょっと今が考えなければいけないかなというようなところで、本当に働き方はまた変わってきちゃったなというふうに感じているので、そうしたところもやはり今後見ていかなければいけないので、その辺の推移はぜひ、今後の学童保育所の状況について取り組む必要があると思いますし、私は増築、改築はやるべきであろうというふうに、認識しています。

もう一つ、先ほど町長から答弁の中で、やまびこさんがいわゆる町の設置基準から外れるぐらい増えていますと、84人の中で基準から外れている状況にありますと。しかし、流動的、いわゆる基準には満たしてはいないです。さらに、流動的、いわゆる実質84人登録していますけれども、実際は六十何人とか、五十何人なのです。67%なので、基準には当てはまります。もしくは隣の近隣センターを解放してもらえているので、基準内の状況にはあるというようなお話でありましたけれども、通常であれば専門的なもの、専門的な施設、そして基準についても登録者数から計算されるべきだと思うのですが、それについてはどうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） おっしゃるとおりやまびこだけ、ちょっと基準を、入所ということと言うと基準をオーバーしております。だからと言ってすぐ施設を増築だとか、新たに作るということはなかなかならないわけでありまして、ここは本当地域の協力を頂きながら、コミュニティセンターの大集会室を使わせてもらいながら、子どもたちが伸び伸びと遊べるというか運動ができるような、そういった環境を整えているわけでありまして、これはちょっとこの先どうなっていくのか、何で増えたのかちょっと私も分析しきっていないわけで、こんなに増えるような予想はここはしていなかったわけで、ひょっとするとあそこ、日本製紙跡のあそこは47戸張りついていますので、その影響がひょっとしたらあったのかな、ここはちょっと予想外でありましたけれども、むしろ私心配しているのが、つくし、南小学校下のつくしが第一、第二とありますけれども、やっぱりかなり過密な状況にあるわけで、こ

うちのほうはちょっと心配かなと思っていますね。いい方法があれば建てるということではなくて、どこかを利用してやれるのであれば、そういった方法もやっぱり考えなければならないのかなと、これは検討課題とさせてもらいたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 荒議員。

○8番（荒 貴賀） 特に、やまびこさんがすごく増えてしまって、いわゆる子どもたちが一気に増えたことによって、置き場所がかなり限定されています。現場はすごく苦勞されていますので、いわゆる物置小屋みたいな増築して、とりあえず廊下側、一定程度のもの、要は廊下で遊んでいるのです。もう場所がなくて。物は置いているし、子どもたちも遊んでいるし、もう保護者からも子どもから連絡があるくらいな状況なものですから、ぜひここは早急に改善に向けて取り組んでいただきたいというふうに思います。

以上で、質問を終わります。

○議長（寺林俊幸） 以上で、荒貴賀議員の質問を終わります。

この際、16時20分まで休憩いたします。

16:10 休憩

16:20 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の会議は、谷口議員の質問が終了するまで時間を延長いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

したがって、本日の会議は、谷口議員の質問が終了するまで時間を延長することに決定いたしました。

会議を続けます。

次に、谷口和弥議員の発言を許します。

○12番（谷口和弥） 通告に従いまして、一般質問をします。

1、自主防災組織の強化に向け、防災士などの有資格者の育成・組織化を。

政府の地震調査委員会は今年3月末、「全国地震動予測地図2020年版」を発表しました。

それによると、今後30年以内に震度6以上の揺れに見舞われる確率は、十勝地方（帯広市）においては23%とされています。南北に活断層が走り、千島海溝沿いに巨大地震が切迫する十勝地方は、全国的にも地震に警戒が必要な地域とされています。特に浦幌から広尾までの海岸沿いや、十勝川の河口から幕別町札内付近まで、帯広空港近くから更別村付近までの内陸部、各河川沿いなどは確率が高く、3%以上は「高い」とされる中で、その他の地域でも平野部はほぼ全域が6%以上の高い確率となっています。

幕別町は昨年7月、①風水害の避難情報に警戒レベルを追加するなどした「防災のしおり」、②「洪水ハザードマップ」、③「津波ハザードマップ」、④「土砂災害危険箇所マップ」の4つを更新し、全戸に配布しました。「防災のしおり」では「阪神淡路大震災では、救出された人の約8割が家族や近所の人々に助けられた」という例を紹介し、自主防災組織の重要性を訴えています。町民の防災に対する意識を高め、自主防災組織の強化を進めていくことは町の重要な課題であると考えます。

ついては以下の点について伺います。

（1）現時点での自主防災組織の設立状況と近年の自主防災組織の活動状況は。

（2）昨年度採用した防災マネージャーの活動状況と今後の活動予定は。

（3）防災士、北海道地域防災マスターといった有資格者の育成、組織化は。

(4) 戸別無線機の普及状況は。また、防災行政無線を使用した防災訓練の計画は。2つ目です。

1、「新型コロナウイルス関連情報」の迅速な発信を。

今年5月16日から同月31日を期限とする「緊急事態宣言」が北海道に発令されました。

幕別町は「緊急事態宣言」の「措置地域」に指定され、5月18日から5月31日まで診療所・保育所・幼稚園・葬斎場など一部の施設を除き、町内の公共施設を閉所・閉館としました。

その後5月28日、政府は新型コロナウイルス感染症対策本部の会合で、北海道など9都道府県に発令中の「緊急事態宣言」の期限を6月20日まで延長すると決定した。幕別町においても町内公共施設の閉所・休館期間をその決定と同じく延長しました。

さらに政府は6月17日夕刻の首相の記者会見で、北海道においては「緊急事態宣言」を6月20日で解除し、6月21日からは7月11日を期限に「まん延防止等重点措置」に移行する方針を発表しました。翌18日、北海道新型コロナウイルス感染症対策本部会議が、開催されることとなっています。

私は、昨年6月の幕別町定例会一般質問で、幕別町に対して「新型コロナウイルス関連情報」の迅速な発信を求めました。ホームページやSNSの果たす役割が大きいことを上げ、周辺自治体と比較し、幕別町の取組の改善点を指摘しました。昨年に続く今回の「緊急事態宣言」に関わって、迅速な情報発信に向けどのように取り組んだかを伺います。

以上であります。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 谷口議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「自主防災組織の強化に向け、防災士などの有資格者の育成・組織化を」についてであります。

近年、気候変動の影響による豪雨や台風災害など、気象災害は激甚化・頻発化しており、また、千島海溝型地震などの活断層型の大規模地震の発生確率が上昇するなど、各種の災害リスクが高まっているところであります。

このような中、自然災害による被害を最小限に抑えるためには、自助・共助・公助の役割分担と相互の連携を図ることが重要であり、それぞれが担うべき役割を果たすことが、地域の防災力を高めるものと考えており、災害時に一人ひとりが適切な行動をとることが極めて重要であると認識しております。

また、災害の規模が大きくなるほど被害状況も悪化し、公助による迅速な対応は困難となりますことから、発災直後の人命救助や初期の消火活動などは、自主防災組織など近隣住民の助け合いが大きな役割を果たすことになります。

ご質問の1点目、「現時点での自主防災組織の設立状況と近年の自主防災組織の活動状況は」についてであります。

本町において自主防災組織は、公区を単位として組織化されておりますが、令和3年3月31日現在で113公区中49公区、組織率は43.4%、全世帯数に対する組織化されている公区の世帯数の割合では67.0%となっております。

地区別では、幕別市街地区が20公区中11公区、札内市街地区が41公区中28公区、忠類市街地区が5公区中全ての公区、農村地域では47公区中5公区となっており、農村地域の組織率が低くなっておりますが、農事組合の活動をはじめ日常的に地域の結びつきが強いことから、実質的には組織化が図られているものと考えております。

近年の自主防災組織の活動状況につきましては、防災訓練の実施や出前講座を活用した研修会の開催、食料や水などの防災備蓄品の整備が主なものであり、過去3年間の活動状況を申し上げますと、防災訓練が、平成30年度に8組織、令和元年度に12組織で実施されましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により1組織のみの実施となっております。

また、出前講座を活用した研修会は、平成30年度に15回、令和元年度に22回実施されましたが、

2 年度は 3 回の開催に留まっております。

防災備蓄品の整備としては、協働のまちづくり支援事業を活用した公区が、平成 30 年度、令和元年度ともに 1 公区、令和 2 年度は 4 公区となっております。

本年度につきましても、新型コロナウイルス感染症の終息が見通せず、活動を自粛せざるを得ない状況が続いておりますが、地域から要請があった場合には、積極的に必要な支援や協力を行ってまいりたいと考えております。

ご質問の 2 点目、「昨年度採用した防災マネージャーの活動状況と今後の活動予定は」についてであります。

防災マネージャーは、内閣府の定める「地域防災マネージャー」の資格を有し、防災・危機管理における専門的な知識のみならず、災害派遣などの豊富な経験を持っており、町の防災体制のさらなる充実を図るため、昨年 4 月に 1 名を任用したところであります。

現在、防災マネージャーには、町民の防災意識の向上や、自主防災組織の組織率の向上、円滑な避難行動と自発的な避難所運営ができるよう、主に地域の防災力の底上げを担う業務に取り組んでおります。

令和 2 年度の活動としては、感染症対策を施した避難所設営訓練や災害対策本部設置訓練の企画運営のほか、自主防災組織、幕別消防団、民生委員児童委員協議会などで 7 回の出前講座を行ったほか、新たな自主防災組織の設立に向け、現在 2 つの公区と規約の制定や組織体制などについて協議を進めており、さらに避難行動要支援者の個別計画の作成につきましても、現在 1 公区をモデル組織として作成を進めているところであります。

今後においては、新型コロナウイルス感染症の終息状況を見極め、戸別受信機の受信状況の確認方法や緊急地震速報のチャイム音など出前講座を通し体験してもらうほか、住民一人ひとりの防災行動計画であるマイタイムラインの作成支援など、地域に出向いた活動を中心に、それぞれの地域にあった防災対策や自主防災組織の設立に向けた支援などを行ってまいります。

ご質問の 3 点目、「防災士、北海道地域防災マスターといった有資格者の育成、組織化は」についてであります。

防災士は「自助」「共助」「協働」を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を習得したことを日本防災士機構が認証した方で、北海道内では 3,999 人、幕別町内では 27 人の方が資格を有しております。

災害時に期待される防災士の役割として、消防や自衛隊等の公的機関が機能を発揮するまで、地域に関わる被害が少しでも軽減できるよう、避難誘導や初期消火、救出救助活動にリーダーシップを発揮するほか、被災地の復旧・復興支援などが挙げられ、平時においては、防災意識の啓発や大規模災害に備えた協働活動の訓練など、自らの行動により周囲を動かすことが期待されております。

また、北海道地域防災マスターは、地域の防災活動の中心になって活動してもらうことを期待して北海道が認定した方で、北海道内で 3,828 人、幕別町内では 42 人の方が認定登録されております。

これらの資格を有する方々は、自助・共助に関する自身の実践活動や居住地域の住民への啓発活動などを通して、地域の防災力の底上げに活躍が期待されるところであります。本町におきましては、十分に活かし切れていないというのが現状でありますので、今後は、町内の有資格者の方々との意見交換などを通して組織化に向けた働きかけを行い、協力体制を構築してまいりたいと考えております。

ご質問の 4 点目、「戸別無線機の普及状況は、また、防災行政無線を使用した防災訓練の計画は」についてであります。

防災行政無線につきましては、災害情報はもとより町民の生命と財産に危険を及ぼす事案について、迅速かつ的確に情報を発信するため、昨年度整備し、本年 1 月末から 3 月初旬にかけて 10 会場延べ 125 回の説明会で戸別受信機を配布したほか、3 月 20 日と 21 日に臨時窓口を設け配布したところであります。

また、これらの会場で戸別受信機を受け取ることができなかった方や転入により新たに住民登録さ

れた方などは、その都度住民窓口で配布しており、6月17日時点で、介護施設等に入所している世帯を除く、実質的な配布対象となる1万1,899世帯中、9,489世帯に配布しており、配布率は79.7%となっております。

地域別の配布率は、幕別市街81.9%、幕別郊外80.9%、札内市街79.1%、札内郊外77.9%、忠類地域81.7%となっており、年代別では、30代までが57.4%、40代・50代が77.6%、60代以上が87.0%となっております。

また、防災行政無線を使用した防災訓練につきましては、先般5月19日に国のJアラート全国一斉伝達試験において、各家庭に配布した戸別受信機に訓練放送を連携することができましたことから、今後、年に数回行われる、Jアラート全国一斉伝達試験や全国一斉地震速報訓練などの日程に併せ、それぞれの地域ごとに防災訓練を計画していただくよう、訓練実施に向けた働きかけに努めてまいりたいと考えております。

次に「「新型コロナウイルス関連情報」の迅速な発信を」についてであります。

本町における新型コロナウイルス関連情報の発信については、国や北海道からの重要事項の発表等に合わせて町新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、本町における対応等について速やかに決定するとともに、会議での決定事項について、即時性を損なうことのないよう迅速に情報発信を行っております。

具体的には、北海道における対策本部会議の開催時刻に合わせて、各市町村あてに当該会議資料等がメールで配信され、町ではその内容を基に、町の対策本部会議の議案を調製し、会議に諮り本町における対策等の決定をするといった流れになっております。

その中で、決定した対策を実施する上で、準備等を要する場合がありますことから、それらの時間等も考慮して対策の実施日時等を決定し、その内容について遅滞なく情報発信を行っているところでありますが、このたびの緊急事態宣言解除の際など、いまだ北海道からの会議資料等の情報提供が遅く、町の対策本部会議が当日のうちに開催できないなどにより、即時の情報発信とならない場合もあるところであります。

なお、情報発信については、主にホームページで行っておりますが、スマートフォン等の普及に伴い、情報を受ける側もいつでも情報に接することができるなど、情報伝達における即時性、さらには、届いた情報をリツイート、シェア等することにより、受け手である町民自ら情報を広めることが可能であることなどから、SNSも効果的に活用しております。

また、情報の発信においては、ホームページにおいて、トップページに「新型コロナウイルス関連情報」として大きくバナーを設置しているとともに、SNSにおいても、当該新型コロナウイルス関連情報のホームページアドレスをトップに固定することで、検索等することなく、発信日以降もいつでも即アクセスできるよう配慮しているところであります。

さらには、公共施設の利用に関する情報については、施設に掲示物を掲示することにより直接周知するとともに、特に緊急性及び関心度の高い情報として、町民の皆さんに確実に情報が伝わるよう、防災情報メールのほか、本年4月から運用を開始しております防災行政無線及びLINE（ライン）を活用し、プッシュ型の情報発信を行うなど、それぞれの特性を生かし、効果的かつ正確な情報発信を行っているところであります。

今後におきましても、町民の皆さんに対して、新型コロナウイルス関連情報のみならず、住民の安心、安全に関わる様々な情報を、迅速かつ正確に届けるよう努めてまいります。

以上で、谷口議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12番（谷口和弥） それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

自主防災組織の設立状況などは決算委員会の資料にもなっておりますことから、令和元年度まではどのような状況になっているかということについての数字は持った上で、今どういうことになっているのかということを確認させていただいたところであります。

今までにない状況、それは新型コロナウイルス感染症が蔓延する中で、広報活動、もちろん自主防災組織についての活動も大きく制限がされて、なかなかそれまでの年とは一緒にならない、同じように評価してはならない、そういう状況が続いたのだということは認識しています。

結局、令和2年度については、自治防災組織については新たに作るということには至らなかった。活動についても、ほんの少しの活動にとどまってしまった。これはしょうがないことだなというふうには思います。

それで、今回、地域別にも組織状況については、ご答弁いただきましたけれども、忠類地区では全公区にあると、農村地域は少ないのだけれども、違う関係でもって網羅されていくであろう。あとは、幕別の市街地地域、札内の市街地地域、約半分であったり、3分の2ぐらいであったり、まだまだ若干の未設立のところがあるわけであります。

長い課題になって現在に至っているのだと思うのですけれども、自主防災組織がなかなかできないその理由については、町はどのようにお考えになっていらっしゃるでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 自主防災組織の組織率が上がらない原因ということだと思いますけれども、やはり公区の中の高齢化ですとか、あるいは、役員のなり手がいないですとかという声もお聞きしておりますので、そういったことが要因になっているのかと思っております。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12番（谷口和弥） どの公区でもそういう状況はあるのだと思うのですけれども、そういう中でも、町としては、全ての公区で自主防災組織を持つような、そういう働きかけをしていただきたいと思うのですけれども、そういうことの方針についてはいかがなものなのでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 理想としては、全ての公区で自主防災組織ができるというのが理想なのですが、町長の答弁にもありましたように、組織化されていなくても、実質的に組織化されている農村部ですとか、あるいは、市街地でも、組織化されていないのですけれども非常に立派な避難訓練をやられた公区もあって、確かに組織率としては防災力のバロメーターになっているのですけれども、実質機能しているかどうかが一番大事なのかなというふうに思っております。

ですので、逆に組織化されている公区であっても、機能していないところも現実的にはあるのかなと思っておりますので、組織率を上げることも含め、出前講座とかで活動を停滞させないような取組が一番大事なのかなというふうに思っております。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12番（谷口和弥） 組織率のことは分かりました。努力は引き続きするということでお聞きしたと。

そして、今非常に大事なことが答弁にあったと思うのですけれども、実際どういう活動をしているのかという、そのところが大事だと。まさにそのとおりなのだと思うのです。

歴史のある公区の中では、ご答弁にあったような、立派な防災訓練を独自にやれる、そういう公区もあれば、組織化されたといっても、その公区の防災の規約を何とか作り上げたぞというところで終わっていて、そして、こういうコロナ禍の中では、約1年以上、2年近くずっとそこで終わって何もできていないのだと、そういう公区もあったりする。

ですから、この最初の町長からの答弁にあったように、「地域からの要請があった場合は、積極的に必要な支援や協力を行ってまいりたいと考えております」ということだったけれども、このことを町としては積極的にやっていただきたいなというふうに思います。

決めたけれども、あと一步、次どうしたらいいか分からない、そして、役員の交代も迎えたなんていうことになってしまったならば、本当に動きがとれない。決めたけど、そういうことになってしまいそうな、そんな状況が私の知っているところでもあります。その辺はしっかりやっていただきたいというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） それでは、2つ目に行きます。

1つ目と3つ目は関連しているので、合わせて質問させていただきたいというふうに思います。

防災士を音更町が SNS で町民に発信して、町でその経費を持ちますから受講する人はいませんか、そういう発信がずっとされてきているのです。そのことに私はとても興味があつて。

要するに、防災士という資格が行政が関わって、そしてそこまでお金を出して、地域自主防災組織に貢献してもらえるような資格なのかな、そういう疑問もありました。そういう疑問もありましたし、とにかく、そういう音更町の取組がとても興味があつて。

そして、今年3月ですけれども、この防災士という資格がどういうものなのか、それから、結局、試験もありますから、受からなかったら駄目ですから、70点以上の合格ラインということがありましたけれども、私自身が受講してみて、防災士の資格に挑戦してみました。結論をいえば、行政が関わるに値する資格であるなということを感じたのが一つと、そして、ちゃんと準備して試験に臨めば、かなりの数で受かるなど。

なぜこの合格率のことなんか見たかということ、結局、こうやってお金を町で出す以上は、音更町が出す以上は、資格を取るところまでがまず一つのゴールであつて、そこで受験した結果駄目だったら、全額返済してもらうのです。でも、それも数字なのだと思うのですよ。だから、とても難しい試験だったら、こうやって公募しても、受ける方が少ないだろうというふうに思ったものだから、どのような合格ラインというか、到達線で資格得られるものかということも含めて、自分自身が確かめたくて、そして受けてきたところであります。

それで、受けてきて、行政が関わるような資格でも、そういう質の高い資格だなということを確認したということは今申し上げました。

そして、私が行ったときの防災士の受験資格講座には、200人ぐらいの方がいたわけですが、とても若い方が多かったのです。イメージとしては、地域の自主防災組織に関わった役員の方だったら、一定のいろんな方があつて、リタイアされた方が中心に行くのかなと思つたら、そうじゃなかった。20代も結構多かった、30代も多かった。

結局、この防災士という資格が、そういう地域の防災組織で役に立つとかということでなしに、職場の中で防災の担当の人、それから、人の集まる場所、私も聞き耳立てて、どんな話をしているかなと思って聞いていたら、保育士さんとか、介護士さんとか、自治体職員さんもしました。やっぱり、会社の担当者というのが聞こえてきました。そういう中で取っているのです。

だから、お金のこと言ったら、自分で出しているかは、全額出しているかは分からないけれども、とにかくそういう位置付けの資格であるということが分かって、その資格の中でそういう防災組織の中で役割が与えられたならば一定の力が発揮できるぞというものであるということは、それは私だけではなくて、世間が認めているというような状況にあるのではないかなというふうに思っています。

かなりの多くの自治体で、全国で、音更町さんのようなケース、受験料、講座料、申請料、それから、交通費、札幌まで行くのであったら、札幌の往復の交通費、それから、2泊は要るのです、2泊分の宿泊費も全部出す、だから、10万円ぐらいになっちゃうのですよ。講座料が6万円を超えますから。そういうお金までかどうかは分からないけれども、北海道では18の自治体が補助金を出していて、十勝においても音更のほかに浦幌町も出していてと、そんなことがあります。

幕別町においては、音更町さんのようなケース、金額かどうかはともかく、こういう防災士の養成に対して町を挙げて取り組むというようなことにならないものかどうなのか、そのことについてご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 実際に受験してきたこと、敬意を表したいというふうに思います。しかも、今お話あったように、6万2,000円ぐらいからの費用が。ですから、安いお金で取れる資格ではない。

ただ、中身は、私、前段おっしゃられた、どのぐらいの仕事をやる、有意義というのですか、この防災の業務の中でどんなことを担っていただけるのかということ、なかなか私も分からなかったわ

けであります。

ただ、言えることは、職場での要請があったかもしれませんが、意欲を持ってお金もかけて資格を取っているということは、やはり非常に評価に値するものだと、取った人については、そう思っています。

ですから、そういう意欲は少なくともあるわけですから、これは町内の自主防災組織のリーダーとして活用しない手はないなというふうに思っているわけです。

ところが、実態は、27 人いらっしゃるのですけれども、どういう方が取っているのか、どういう事情で取ったのかも、事情がなかなか分からないわけでありますから、まずは私としては、そういう人たちに集まっていいただいて、意見交換をした中で、そして、どういう役割を担っていただけるのか、そして、それが実際に自主防災組織あるいは町全体の防災・減災に機能していく役割を担っていただけたら、私は助成制度というものも次の段階として考えられるのかなというふうに思っておりますので、まずは意見交換をさせていただきたい。その中から、どういうふうな取組ができるのか考えたいと思っています。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12 番（谷口和弥） 有資格者の中で、幕別町内 27 人、その 27 人という数字も、こうやって資格を取ったけれども、横のつながりが全くないものですから、全然分からないのです。もちろん、誰が取っているかなんていうことも分かりません。自分が貢献したいという意欲の中で取った。じゃあ、地域の中で何かやろうということになれば、持っているものを発揮する機会があっても、全然ないのです。

ですから、今町長がおっしゃったように、その 27 人なら 27 人のうち何人かでも、やっぱり町が主導で集めていいただいて、町の防災力のアップのためにどんな力を出せるかということを意見交換を町のほうでもどれぐらいの力がありそうかということもちゃんと見越した上で計画を立てていただきたいというふうに思うのは本当にそのとおりで、大変すばらしい答弁を頂けたなというふうに思っているところであります。ぜひやってください。

それから、地域防災マスターについてもここでは言っているのですけれども、これはお金がかからない。十勝総合振興局でもって一日講習を受けて、申請をすれば得られる資格。

北海道のページの中で出すか出さないかは任意ですけれども、こういった活動をやりますよ、やれますよということを明らかにしたら、名前やその活動なんかが一式出ていると。直近では、15 人の方がそこまでしてやっていると。その中には、役場職員もいるし、幕別町の議員も複数いるという状況が見て取れました。

これもだけれども、そういうふうに道に、十勝総合振興局に言っても、横のつながりが全くないのですよね。勝手にそういう意欲を表明したというところで終わっていて、これも同様にしていただきたいし、こちらはお金がかからないわけで、お金がかからないということはいろんな人に声かけられるわけで、音更町は交通費だけ助成しています。

地域防災組織の中に、1 人、2 人、3 人という地域防災マネージャーがいてもよろしいのではないかなと、このように思っているところです。

こちらについてもやっていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 北海道地域防災マスター、これもどのぐらいのスキルを持っているのかということとは分かりませんが、同じようにやっぱり前向きに地域の防災を何とかしなければならぬということで認定を受けたのだというふうに思いますので、こういった方々との意見交換をさせていただいて、この議場の中にも持っている方がいらっしゃると思うのですけれども、それも多分意欲があって取られたというふうに思いますので、そこを意見交換の中で、どういった役割を担っていただけるのかというふうに意見交換したいと。

一番初めの質問で、なぜ組織率が低いのかということにもつながってくるわけでありまして、町の防災・減災を考えたときに、やはり自主防災組織、自助・共助の部分がしっかりしないと駄目だとい

うことはもう間違いないわけですから、これをしっかりするためには、防災士であったり、地域防災マスターの力を借りて、そして、それぞれの地域の中でリーダーとして取りまとめをしていただいて、自主防災組織の設立に向けていくということも、そういう点でも、できれば活躍していただければありがたいな、そういう期待もありますので、まずは意見交換をさせていただきたいなというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12 番（谷口和弥） 防災士、地域防災マスター、意見交換の機会、ぜひつくっていただきたいと思います。

防災士の件で一つ、誤解を招いたらあれなので申し上げますと、受験はもちろん点数が足りなければ不合格なのですが、受験機会は一回だけではなくて、次のどこかのいろんな会場でやられるのですが、追いかけて行って受験してということもできるということはありません。

だから、助成制度を持つかどうかということは、これからのことですけれども、資格は持ってもらうなければ駄目なのですから、一回の受験資格でないということは付け加えていただきたいというふうに思います。

それで、これから先のこの資格のことでいえば、恐らく大事な資格として、防災の中のいろんなところに位置付けられると思うので、例えば、町のいろんな事業所の方にも、こういう資格を取った人が配置されることを発信していただきたいし、指定管理者、委託業者、もちろんそういったところにも発信してもらいたいし、更新の際の、あるいは新規申込みの際の一つの推奨すべき条件にも加えられる中身だなというふうにも思ったりもするのです。その件のご検討もしていただきたいなというふうに思います。

これは、私の希望を述べました。答弁はよろしかったです。

それで、こういう仕事を、有資格者を集めたり、それから、有資格者を増やす、そういうことを推奨したりする役割、これは防災マネージャーの仕事として様々な仕事が今紹介されましたけれども、このこともぜひ加えて、町の防災力を強める、減災につなげる、そういうことをしていただくのはいかがでしょうかと思うのですが、そのことについてはご答弁をお聞かせいただきたいと思います。そのことについてはどうでしょう。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 防災マネージャーが全て防災の仕事をするわけではないのですが、やはり重要な組織の設立というところでは、非常に今現にやってもらっていますし、組織化ができる場所もあったり、あるいは、出前講座なんかにも活躍してもらっているわけでありますので、いずれにしても、一番大切なところは、各地域に自主防災組織ができることがやっぱり大切でありますから、それは、防災マネージャーの出前講座であったり、立ち上げに関わる支援というか、お手伝いをさせていただくとか、そういうことを通じてやらせていただくということは、これ間違いありませんで、それで、先ほどから出ています防災士と地域防災マスター、この人たちとタッグを組んで、それぞれの地域の防災力の向上が図れば一番いいなと、そういう思いを描いた中で、いかにそれぞれの方が役割を担っていただけるか、要請しなければならんというふうに思っています。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12 番（谷口和弥） 了解しました。

防災マスターに採用された方についての個人的な評価をすると、とても熱意のある方だなと、声も聞かせていただきました。そして、個人的に、個別防災無線機の配布のときに、他に誰もいなかったものですから、ちょっと話をさせていただきました。

繰り返しますけれども、熱意のある方で、町の防災の取組に対してちゃんと取り組んでいただける方だろうと、そう思ったものだから、いろいろと熱い期待を込めて申し上げさせていただいたという次第であります。

それで、有資格者ということについてなのです。いろんな防災についてのエリアがあると思うので

すけれども、防災士を取るに当たっては、救急救命の何らかの講座を受けていないとならないのです。

それで、私、11月に帯広消防に行って普通救命講座1というのを受講して、そして、その資料を添付して実績にしました。

当時、幕別消防は、人数が集まったならばやりますよというようなスタイルでホームページでうたったと思います。帯広消防は、曜日によってこの日に開催しますということが明らかだったものだから、そっちのほうの方が都合がよくてそうしました。

この救急救命の在り方というのは、5年に1回改定になるのだそうです。去年は改定年度だったのだけれども、でも、改定は私が受講したその年末になってもまだできていませんでした。その理由は何でかということ、新型コロナウイルス感染症のせいで、大きく変えねばならない状況になってしまったと。それでもって、いろいろ追加版というか、そういう形で古いものにその部分を加えて、その一方で大幅な改定について準備をしているという、そういう段階でした。

救急救命については、人工呼吸、心臓マッサージ、AED、それともう一つ、すぐ救急車を呼ぶというその措置の仕方についてが講義の中身であるのですけれども、去年から変わったと。

何が変わったかということ、倒れている人を見たならば、まず新型コロナウイルス感染症で倒れているのかもしれないというふうに思わなければ駄目だと。だから、そういう可能性があるのに、人工呼吸なんてあり得ないのです。マウス・トゥー・マウスなんていうことはあり得なくて、心臓マッサージは、止まっていればしようと。とにかく、救急車を呼ぶことはしようと。帯広消防では、平均8分で来ると。いかに早く帯広消防に心臓マッサージをしながらつなげるということが、講義の中身でありました。

ですから、受けたことある人もない人も、イメージとしては、間違った知識でやってしまっているという可能性があったりするのですよ。これも、防災・減災については重要なことだと思うものだから、消防の協力も得ながら、出前講座のような形もあるでしょう。この救急救命についても、講座修了者を増やしていくことというのは、大事なことかなと思っているところです。これについても、検討していただきたいと思います。

これもまた答弁を頂きましょう。そうやって提案をさせていただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） これは、我々が日常的に暮らしていく中で必要な知識でもありますので、そこは消防の協力を頂きながら、やれる範囲でやっていくべきかなというふうに思います。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12番（谷口和弥） 4つ目、無線機のほうに行きたいと思います。

大体、4月1日の本放送が始まって数か月たって、設置を進めるという状況は大分めどがついて、今回出された数字というのは落ち着いた数字なのかなというふうに思いました。

この数字、約80%ぐらいの数字が出されたと思うのですけれども、79.7%の配布率ですね。この数字は、大体の当初計画のとおりというふうになっているのでしょうか。それとも、さらに町はこの配布率を高めていきたいというふうに考えているのでしょうか。どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 個別新規の配布率でございます。

答弁にもありましたとおり、全体でいうと約8割。これは、8割行けばいいなというふうには思っていたのですが、その8割の中身ですね、若い世代がやっぱり伸び悩んで、50%台ですので、57.4%ですので、若い世代にもう少し興味を持っていただけるような工夫を考えたいなというふうに思っております。以上です。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12番（谷口和弥） 今のご答弁ですと、若い世代にさらに広めていきたいということは、この数字ではまだ満足していないぞと、もっと高めていくぞという、そういう決意も一方で表明したと、そのよ

うにお聞きしてよろしかったですね。ぜひ増やしていただきたいなというふうに思うのです。

どうしてもつけたくない人、それもいてしまうから、100にはならないのだと思うのですけれども、しっかり理解してもらって、重要性を理解してもらって、努力していただきたいというふうに思います。

これまで、結局4月の1日から約3か月稼働したわけですが、中には、電波がうまく拾えなくて音声が悪いだとかいうようなこともあったのだというふうに思います。

それも含めて、この個別無線機の町民からの評判、評価、どんな声が町に届いているかも併せてお聞きしたいと思います。

○議長（寺林俊幸） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 電波の状況ですね。幕別町全域に電波が飛んでいるのですが、電波の入りの悪いお宅、5%を想定しておりました。5%というと、600世帯ぐらい、650世帯ぐらいを想定していたのですが、今現在、電波の入りの悪いところは、外に個別にアンテナ工事を町のほうでつけるのですが、今現在設置しているのが10軒です、10世帯。そのほかは、外にアンテナをつけなくても入っている状態です。というのは、想定していたより入りがいい状態だなというふうに思っております。

あとは、評判。評判のほうですが、あまり、何ていうのでしょうかね、毎日お昼12時にオルゴールのメロディを流しているのですが、これは幕別町オリジナルで作成、町歌をオルゴールで作って流しているというところで、これの評判としては非常に、一日一回の点検として聞いてくださいということで、評判はよろしいです。

あとは、音声聞き取りづらいという、機械音声ですね、機械音声が聞き取りづらいというお声も頂いております。

ただ、幕別本町地区は、ゼロベースからの整備でしたので、非常に防災無線、便利だなという声も聞かれております。以上です。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12番（谷口和弥） 聞き取りづらいお宅がある地域がある、そのことについては、しっかりアンテナを立てて、整備のほうをしていただきたいと思います。本当は音声が悪いのに、こんなものなのかなと思っているのかもしれない。私も最初、そんな感じでした。

当初にこのことでは何度も質問をしていますけれども、必要な情報がちゃんと入ることが、それは最低限されなければなりません。そのことがされるような仕組みになっているのかどうかは、確かめていただきたいと思います。

そして、評判です。3か月と言いましたが、まだこれからなのだと思うのです。しっかりこれもアンテナを立てていただきたい。

この個別防災無線機については、評価はこれからなのだと思うのです。というのは、まだJアラートがつかないという検査はして大丈夫だったよということの答弁ありました。

実際、Jアラートが動き出すのは、震度4以上の地震ですね。5でしたか。5。まだそこまで本当の意味でのJアラートが稼働していないので。ちゃんと稼働するかどうかということは、まだ誰も分からないのですよね。恐らくするだろうと。

それから、震度3程度の地震はありました。結構長く揺れたときもありました。だけど、それに対しては、全く反応がないわけで、これだけ揺れているのだけれども、何もこの防災無線言わないのだけれども、これ大丈夫なのだろうかと、そういうことにもなるわけです。

個別無線機が、安心だ、これがあるから安心だ、信頼できるとなるのは、まだまだ先なのだと思うのですよ。しっかりアンテナを立てていただきたいと思いますというふうに思います。

そしたら、2つ目の「新型コロナウイルス感染情報について、迅速な発信を」ということで。

実はこれ、以前と全く同じ表題でやらせていただきました。

この質問の締め切り日が6月の18日で、この日はどういう日かというと、前日の夜、内閣総理大臣

が記者会見で、20日で切りますと、沖縄だけ残しますと、7月11日まで北海道地域はまん延防止法の地域になりますということが放送されて、そして、18日は、聞くところによると、道は午後2時までに各自治体から、どういう状況かということの確認をすると、その上で18日の夜、会議をやって、北海道のまん延防止についての対策を議論するというこの中では、ちょうどはざまで、本当は北海道の決定を聞いてからやりたかったのだけれども、そうはいかなかったというのがこの日でした。

答弁にあったのは、この北海道の対応も、そして、幕別町は、19日の早い時間に、その他の自治体ですということの報道があつて、21日以前に、要するに19日には町民が明らかになったということの経過も日時も非常によかったのではないかなというふうに思いました。

でも、今回これをなぜ質問したかということ、その前の5月28日のところですよ。5月28日は、5月30日で終わる予定で始まった緊急事態宣言について、6月20日まで延長するということを夜発表した日なのです。

このときに、そういう報道は既にいろいろとされていた。幕別町はどうだったかということ、5月31日の、私の知るところでは、5月31日の午後に、引き続き6月1日以降も施設を閉所しますと、6月20日まで閉所しますということを決めていると。

なぜそういうことを言っているかということ、図書館だとか、指定管理者にどういうふうに来ているのだと聞くと、そういう返事だからです。

ちなみに、帯広市、その5月28日の内閣総理大臣の発表があつたときに、帯広町長は声明を出して、施設は閉館だということをホームページで明らかにします。芽室町は、5月29日に町長が声明を出しています。同様の音更町は、声明はなかったのだけれども5月28日の時点で温水プールだとか、指定管理者が管理しているところの施設が引き続き休館ですと。要は、町のほうの決定はあつたということなわけなのですよ。

そういうことがあつたものですから、幕別町が5月31日まで分かりませんというふうにすれば、私は、この前町長に「迅速に」ということでご質問させていただいたわけだけれども、そのことが生きていないのではないだろうかというふうな思いの中でこの質問をしたのです。

実際、5月31日になってしまったわけですが、この日でなくてはならなかったのですか。

○議長（寺林俊幸） 企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 今、議員からご指摘ありましたように、5月28日に北海道の緊急対策本部があつて、延長するということがはっきりしたと。

本町においては、5月31日の発表になったというのはなぜかということなのですがけれども、私どもとしましては、確かに早くからそういう動きはあつたというのは察知しておりましたけれども、まだ対策期間中であつたといった中においては、連続している中において、いつ次の対策を発表するかという日を探っていたということでありまして、故意的にそれを遅らせたということではなく、対策が続いている中においての次の対策という中のつなぎで見て、5月31日の日の発表の日にしたといったところでございます。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12番（谷口和弥） 説明になっているのか、なっていないのだから。

住民サービスがどうかという立場で聞けば、早く知りたいわけで、ほかの自治体が既に姿勢を明らかにしている中で、幕別町もまだ出ないということはどうしてなのだろうと、何かあつたのだろうか、それとも、行政の対応が不十分なのかと、いろんな想像がされるわけです。そのことについては、前の質問の中でも言ったつもりでしたのですけれども。ですから、今の答弁は不本意です。

なぜ住民に早く知らせようという立場に立たなかったのかが知りたい。その辺、どうでしょうか。

○議長（寺林俊幸） 飯田町長。

○町長（飯田晴義） 町の対策本部会議が、このときには、5月31日の午後1時半からということでありました。確かに、遅かったということは思っています。

ただ、流れの中で、誰も5月31日で対策が終わるとは、多分、この中の方も思っていなかったのだ

ろうというふうに、そういうところも実はありました。

ですから、対策は引き続き次の周期までは続くのだろうということは、もう皆さんが理解されている中で、いるのだろうなど。そういう考え方がありましたので、遅くなったことはなったのですが、そのことによって迷惑がかかってくることはそんなにないな、期待されている方はいたと思います。開くのではないかと。

でも、ほとんどがもうこのときの状況からいうと、延長だと、期間の延長はこれも報道も含めて、もう皆さんそういう認識に立っていたということがあって、これ、言い訳にもなりませんけれども、ちょっとそういうこともあって、対策本部会議の開催時期が5月31日の午後になってしまったということでもあります。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員。

○12番（谷口和弥） 結局、遅くなったということは思っているけれども、周りが、もう延長になるのだという思いの中で、大した影響はないだろうというふうな思いもあったということが今表明されたわけですが。

その辺は、やっぱり気をつけたほうがいいのだと思いますよ。住民の立場に立てば、6月の初めにこんな講座を百年記念ホールに入れているのだけれども、その講座はどうしようなんていうことは、やっぱり責任者の人は考えて、早く決めてくれとなるわけです。

そういったことも入れたらば、やっぱりそれは町民の人も混乱、迷惑になったのだと思うものだから、できることだったらば早くやったほうがいい。今回はできたと思う。

そのことについては、もう一度、今の答弁がどうだったか考えていただきたいのだというふうに思います。

最後に、今回のことが、生き死に関わる、そういうことではないわけですが、この新型コロナ対策本部会議でいろいろお決めにになっているのだと思うのですが、そのメンバーと、防災本部会議、災害のときにつくられる防災本部会議、このメンバーはどうなのでしょう。構成に違いがあるのでしょうか。

町長を頂点にして、各部長さんがというような認識でいたのだけれども、そういうことでしょうか。質問は以上です。

○議長（寺林俊幸） 谷口議員、答弁を含めての60分となっておりますけれども。

○12番（谷口和弥） はい。じゃあ、以上で終わります。

○議長（寺林俊幸） 以上で、谷口和弥議員の質問を終わります。

これで、一般質問を終結いたします。

[散会]

○議長（寺林俊幸） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、明日の会議は午前10時から開会いたします。

16：22 散会

第2回幕別町議会定例会

議事日程

令和3年第2回幕別町議会定例会
(令和3年7月1日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
2 小田新紀 3 内山美穂子 4 藤谷謹至
(諸般の報告)
- 日程第2 発議第1号 幕別町議会会議規則の一部を改正する規則
- 日程第3 発議第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
- 日程第4 陳情第1号 「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第5 陳情第2号 「地方財政の充実・強化に関する意見書」の提出を求める陳情書
(日程第4～日程第5 総務文教常任委員会報告)
- 日程第6 陳情第3号 「2021年度北海道最低賃金改正等に関する意見書」の提出を求める陳情書
(産業建設常任委員会報告)
- 日程第6の2 発議第3号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書
- 日程第6の3 発議第4号 地方財政の充実・強化に関する意見書
- 日程第6の4 発議第5号 2021年度北海道最低賃金改正等に関する意見書
- 日程第7 議案第56号 幕別町辺地総合整備計画の変更について
- 日程第8 議員の派遣について
- 日程第9 常任委員会所管事務調査報告（総務文教常任委員会、産業建設常任委員会）
- 日程第10 閉会中の継続調査の申し出
(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)

会議録

令和3年第2回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 令和3年7月1日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 7月1日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (18名)
議 長 寺林俊幸
副議長 中橋友子
1 石川康弘 2 小田新紀 3 内山美穂子 4 藤谷謹至 5 小島智恵
6 若山和幸 7 岡本眞利子 8 荒 貴賀 9 酒井はやみ 10 野原恵子
11 田口廣之 12 谷口和弥 13 芳滝 仁 14 千葉幹雄 15 小川純文
16 藤原 孟
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 飯田晴義 副 町 長 伊藤博明
教 育 長 菅野勇次 企 画 総 務 部 長 山岸伸雄
住 民 福 祉 部 長 細澤正典 経 済 部 長 岡田直之
建 設 部 長 笹原敏文 会 計 管 理 者 合田利信
忠類総合支所長 川瀬吉治 札 内 支 所 長 新居友敬
教 育 部 長 山端広和 政 策 推 進 課 長 白坂博司
総 務 課 長 佐藤勝博 地 域 振 興 課 長 亀田貴仁
糠 内 出 張 所 長 宮田 哲
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 萬谷 司 課長 半田 健 係長 北原正喜
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
2 小田新紀 3 内山美穂子 4 藤谷謹至

議事の経過

(令和3年7月1日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（寺林俊幸） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（寺林俊幸） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（寺林俊幸） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、2番小田議員、3番内山議員、4番藤谷議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長（寺林俊幸） ここで、諸般の報告をいたします。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査結果報告書が議長宛てに提出されていますので、お手元に配布してあります。

次に、総務文教常任委員会、産業建設常任委員会に付託いたしました陳情について、会議規則第94条第1項の規定による審査結果報告書が議長宛てに提出されておりますので、お手元に配布いたしました。

後ほどご覧いただきたいと思います。

これで、諸般の報告を終わります。

[付託省略]

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

日程第2、発議第1号、日程第3、発議第2号及び日程第7、議案第56号の3議件については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、日程第2、発議第1号、日程第3、発議第2号及び日程第7、議案第56号の3議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（寺林俊幸） 日程第2、発議第1号、幕別町議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

議会運営委員会委員長小川純文議員。

○15番（小川純文） 提案の趣旨を説明いたします。

発議第1号、「幕別町議会会議規則の一部を改正する規則」であります。

議案をご覧ください。

発議第1号

令和3年7月1日

幕別町議会議長寺林俊幸様

提出者 幕別町議会議員小川純文

賛成者 幕別町議会議員小島智恵

幕別町議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出する。

今回の改正は、議員活動と家庭生活のとの両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から、産前・産後の期間を規定するものであります。

また、簡易表決における異議の取扱いについて、議員の意思をより明確にすることができるよう改め、請願者の利便性向上を図るため、議会への請願手続について、請願者に一律に求めている押印の義務付けを見直し、署名または記名押印に改めるほか、所要の改正を行うものであります。

それでは、改正の内容をご説明いたします。

説明資料の新旧対照表をご覧ください。

第 2 条第 1 項中「事故」を「公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第 3 項中「議員は、」を「第 1 項の規定にかかわらず、議員が」に、「日数を定めて」を「出産予定の 6 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に、「届け出」を「提出し」に改めるものであります。

なお、出産予定の 6 週間（多胎妊娠にあっては 14 週間）前から出産後 8 週間の期間については、本町議会におきましては、「幕別町議会運営に関する基準」第 161 項において、平成 28 年 5 月 6 日から既に規定されているものを、このたび、会議規則において規定するものであります。

第 39 条第 3 項は、文言の整理。

第 65 条の 2 は、委員会における欠席事由を第 2 条第 1 項と同様に「公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改めるもの。

第 87 条は、「2 人以上」を削るもの。

第 89 条第 1 項は、「、請願者の住所及び氏名」を「及び請願者の住所」に、「名称及び代表者の氏名」を「所在地」に、「押印」を「請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名又は記名押印」に改めるものであります。

議案にお戻りください。

附則ですが、この規則は、公布の日から施行するものです。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 3、発議第 2 号、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

田口廣之議員。

○11 番（田口廣之） 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書につきまして、朗読をもって提案をさせていただきます。

発議第 2 号

令和 3 年 7 月 1 日

幕別町議会議長寺林俊幸様

提出者 幕別町議会議員田口廣之

賛成者 幕別町議会議員岡本眞利子

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出する。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

本道の森林は全国の森林面積の約 4 分の 1 を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要がある。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものである。さらに、2050 年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする国の目標の達成に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進など、全国一の森林資源を有する北海道が森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担うことが必要である。

本町をはじめ、道内各地域では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や林業成長産業化総合対策事業等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、様々な取組を進めてきたところである。

本道の森林を将来の世代に引き継いでいくため、活力ある森林づくりや防災・減災対策をさらに進め、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化が実現できるよう、施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

1、森林の多面的機能を持続的に発揮し、2050 年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、適切な間伐と伐採後の着実な再生林の推進に必要な森林整備事業予算や防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。

2、森林資源の循環利用を通じて、林業・木材産業の成長産業化を実現するため、ICT 等の活用による林業イノベーションの推進、生産・流通体制の強化、都市の木造化などによる道産木材の販路拡大、森林づくりを担う人材の育成などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 3 年 7 月 1 日

北海道中川郡幕別町議会

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[委員会報告]

○議長（寺林俊幸） 日程第4、陳情第1号、「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書」の提出を求める陳情書及び日程第5、陳情第2号、「地方財政の充実・強化に関する意見書」の提出を求める陳情書の2議件を一括議題といたします。

総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長若山和幸議員。

○6番（若山和幸） 陳情第1号、「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書」の提出を求める陳情書、陳情第2号、「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める陳情書につきまして、朗読をもって報告をさせていただきます。

はじめに、陳情第1号の報告をさせていただきます。

令和3年7月1日

幕別町議会議長寺林俊幸様

総務文教常任委員会委員長若山和幸

総務文教常任委員会報告書

令和3年6月22日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告する。

記

1、委員会開催日

令和3年6月22日（1日間）

2、審査事件

陳情第1号、「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書」の提出を求める陳情書

3、陳情の趣旨

教職員の給与の一部を国が負担する義務教育費国庫負担制度の負担率が2006年に1/2から1/3に変更されました。教育の機会均等を確保するためにも、国の責任において義務教育費国庫負担制度を堅持し、国の負担率を2分の1へと復元すること。

子どもたちへのきめ細やかな教育を実現するため、「30人以下学級」の実現と教職員定数を抜本的に改善するなどの教職員の超勤・多忙化解消。「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、小学校において段階的に35人以下学級となったが、中学・高校への「35人以下学級」を拡大すること。

教育現場では給食費・修学旅行費などの私費負担が減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費についても自治体によってその措置に格差が生じていること。

経済的な理由で進学・就学を断念する子どもが増加しており、その解消に向けて、就学援助制度・奨学金制度・高校授業料無償化制度を拡大する必要があること。

こうしたことから、国においては、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率2分の1への復元、早急に実効性のある教職員の超勤・多忙化解消、「30人以下学級」の実現、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実を図る意見書の提出を求めるもの。

4、審査の経過

審査に当たっては、陳情の趣旨等について論議がなされ、全会一致で結論を見た。

5、審査の結果

「採択」すべきものと決した。

次に、陳情第2号の報告をさせていただきます。

令和3年7月1日

幕別町議会議長寺林俊幸様

総務文教常任委員会委員長若山和幸

総務文教常任委員会報告書

令和3年6月22日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告する。

記

1、委員会開催日

令和3年6月22日（1日間）

2、審査事件

陳情第2号、「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める陳情書

3、陳情の趣旨

今、地方自治体には「新しい生活様式」への変化を余儀なくされた住民の日常生活から発生する問題や、あらゆる課題に即時の対応が求められている。それと同時に、医療・介護など社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保など、少子・高齢化の進展とともに、従来からの行政サービスに対する需要も、これまで以上に高まりつつある。

地方の財源対応について、「骨太方針2018」に基づき、2021年度の地方財政計画までは、2018年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保してきたが、新型コロナウイルスへの対応により巨額の財政出動が行われ、2022年度以降の地方財源が十分に確保できるのか、大きな不安が残されている。

このため、2022年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、コロナ禍による新たな行政需要なども把握しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すよう意見書の提出を求めるもの。

4、審査の経過

審査に当たっては、陳情の趣旨等について論議がなされ、全会一致で結論を見た。

5、審査の結果

「採択」すべきものと決した。

以上であります。

○議長（寺林俊幸） 報告が終わりましたので、2議件について一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

陳情第1号、「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書」の提出を求める陳情書についての委員長の報告は、採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択されました。

次に、お諮りいたします。

陳情第2号、「地方財政の充実・強化に関する意見書」の提出を求める陳情書についての委員長の報告は、採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択されました。

日程第6、陳情第3号、「2021年度北海道最低賃金改正等に関する意見書」の提出を求める陳情書

を議題といたします。

産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

田口廣之議員。

- 11 番（田口廣之） 陳情第 3 号、「2021 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書」の提出を求める陳情書につきまして、朗読をもって報告をさせていただきます。

令和 3 年 7 月 1 日

幕別町議会議長寺林俊幸様

産業建設常任委員会委員長田口廣之

産業建設常任委員会報告書

令和 3 年 6 月 22 日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 94 条第 1 項の規定により報告する。

記

1、委員会開催日

令和 3 年 6 月 22 日、30 日（2 日間）

2、審査事件

陳情第 3 号、「2021 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書」の提出を求める陳情書

3、陳情の趣旨

北海道最低賃金の引上げは、ワーキングプア（働く貧困層）解消のための「セーフティネット」の一つとして最も重要なものである。

道内で働く者の暮らしは依然として厳しく、特に、年収 200 万円以下のいわゆるワーキングプアと呼ばれる労働者は、道内で 48 万 9,000 人と、給与所得者の 29.6%に達している。

労働基準法第 2 条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めているが、多くの非正規労働者は、労働条件決定にほとんど関与できない。

「経済財政運営と改革の基本方針 2020」において「より早期に全国加重平均が 1,000 円になることを目指す」ことが堅持され、北海道地方最低賃金審議会の答申書においても、全国平均 1,000 円に向けた目標設定合意を 7 年連続で表記された。

最低賃金が上がらなければ、新型コロナウイルス感染症が収束した際の個人消費にも影響を与え、北海道経済の停滞を招くことにつながりかねない。

ついては、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会における 2021 年度の北海道最低賃金の改正について意見書の提出を求めるもの。

4、審査の経過

審査に当たっては、陳情の趣旨等について論議がなされ、起立採決の結果、可否同数となり、委員長採決で結論を見た。

5、審査の結果

「採択」すべきものと決した。

以上です。

- 議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

- 議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

次に、本件については、千葉幹雄議員から、会議規則第 76 条第 2 項の規定によって、少数意見報告書が提出されています。

少数意見の報告を求めます。

千葉幹雄議員。

- 14 番（千葉幹雄） 産業建設常任委員会における少数意見報告書につきまして、朗読をもって報告をさせていただきます。

令和3年7月1日

幕別町議会議長寺林俊幸様

産業建設常任委員会委員千葉幹雄

賛成者 副委員長岡本眞利子

少数意見報告書

令和3年6月30日の産業建設常任委員会において、留保した少数意見を次のとおり、会議規則第76条第2項の規定により報告する。

記

1、審査事件

陳情第3号、「2021年度北海道最低賃金改正等に関する意見書」の提出を求める陳情書

2、意見の要旨

コロナ禍の下、労働者を守ることは大事であるが、同時に企業、個人事業者もコロナの影響を受けていることも事実であり、倒産、廃業を避けることはもとより働く場所の確保も重要であることから、現状のコロナ禍において最低賃金引上げ改正は適当ではないと判断せざるを得ない。

以上であります。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

日程第6、陳情第3号、「2021年度北海道最低賃金改正等に関する意見書」の提出を求める陳情書について、討論を行います。

委員長の報告が採択でありますので、最初に、原案に賛成者の発言を許します。

野原議員。

○10番（野原恵子） 陳情第3号、「2021年度北海道最低賃金改正等に関する陳情書」に対する賛成討論を行います。

北海道の最低賃金は、全国加重平均902円に比べて861円と低く、道内で働く人々の暮らしは依然として厳しく、特に年収200万円以下で暮らすワーキングプアと呼ばれる労働者が道内の給与所得者の約3割に上っているのが現状です。ただでさえ厳しい暮らしを余儀なくされている上に、昨年よりコロナ禍が長期化し、生活苦や格差の拡大がさらに広がっているのが現状です。

昨年、財界と安倍前政権がコロナ禍を口実に最低賃金の抑制を図り、全国加重平均で1円増にとどまりました。しかし、コロナ禍を乗り越えるためには、中小企業の支援を抜本的に強化し、事業者も支え、労働者も守ることをセットで実現していくことが重要であり、そのことにより暮らしも地域経済も守ることにつながります。

最低賃金の引上げは、長年の課題であり、幕別町議会でも昨年意見書を提出してきました。国会議員では、与野党を超え、紹介議員は100名を超えています。北海道の最低賃金の引上げを行い、全国一律の制度になることを求め、陳情に賛成とします。

以上です。

○議長（寺林俊幸） 次に、原案に反対の発言を許します。

反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

お諮りいたします。

陳情第3号、「2021年度北海道最低賃金改正等に関する意見書」の提出を求める陳情書についての委員長報告は、採択であります。

したがって、会議規則第81条第1項の規定により、原案について採決を行います。

採決は、電子表決システムにより行います。

陳情第3号、「2021年度北海道最低賃金改正等に関する意見書」の提出を求める陳情書について、原案のとおり採択することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。投票を開始いたします。

なお、会議規則第82条の第2項の規定により、表決確定の宣告がなされた場合において、賛成のボタンまたは反対のボタンのいずれも押していない方は、反対のボタンを押したものとみなします。

押し忘れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） なしと認め、確定いたします。

投票総数 17 人、賛成 11 人、反対 6 人。

したがって、本件は原案のとおり採択することに決定いたしました。

ここで、追加日程配布のため、暫時休憩いたします。

10：40 休憩
(追加議案配布)

10：41 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き会議を開きます。

[追加日程]

○議長（寺林俊幸） ただいま、お手元に配布いたしました追加日程のとおり、意見書案が提出されました。

この際、これを日程に追加し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案を日程に追加し、本会議で審議することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（寺林俊幸） 日程第6の2、発議第3号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書から日程第6の4、発議第5号、2021年度北海道最低賃金改正等に関する意見書までの3議件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案については、さきに採択となりました陳情と同じ内容でありますので、提出者の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、提出者の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

発議第3号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

発議第4号、地方財政の充実・強化に関する意見書は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

発議第5号、2021年度北海道最低賃金改正等に関する意見書は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第56号、幕別町辺地総合整備計画の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長(伊藤博明) 議案第56号、幕別町辺地総合整備計画の変更について、提案理由をご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の1ページをご覧ください。

現行の辺地総合整備計画に登載していない事業を追加する必要がありますことから、辺地に係る公共施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項の規定に基づき、議会の議決を経て、駒島及び古舞辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり変更しようとするものであります。

議案書の2ページをご覧ください。

別紙、「幕別町辺地総合整備計画(変更)」は、新旧対照表の形式にて、表の左側に「変更前」を、右側に「変更後」を記載しております。

右側の「変更後」の欄、駒島辺地の「産業農道」は、令和3年度までの計画期間内での事業内容、事業費、財源内訳、辺地対策事業債の予定額を改めるものであります。

「飲用水施設」は、北海道が実施主体の道営駒島中里地区単独営農用水事業に今年度実施予定の事業費を追加するものであります。

3ページをご覧ください。

右側の「変更後」の欄、古舞辺地に「集会施設(古舞近隣センター改修事業)」を追加するものであります。

古舞近隣センターは、平成2年の建設後、31年が経過したことから、長寿命化とバリアフリー化の改修を行うため、事業の追加を行うものであります。

以上が変更内容であります。

なお、法に定められております「都道府県知事との事前協議」につきましては、5月17日付をもって、北海道知事から「異議がない」旨の回答を頂いております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(寺林俊幸) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[議員の派遣]

○議長（寺林俊幸） 日程第 8、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配布しましたとおり、令和 3 年 8 月 23 日、札幌市で開催される議会広報研修会に広報広聴委員会委員 3 人を派遣いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣につきましては、お手元に配布しましたとおり、派遣することに決定いたしました。

なお、派遣内容に変更が生じたときは、議長に一任願います。

[委員会報告]

○議長（寺林俊幸） 日程第 9、常任委員会所管事務調査報告を議題といたします。

総務文教常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長から、会議規則第 77 条の規定によって、所管事務調査報告書が議長宛てに提出され、お手元に配布済みであります。

なお、本件は説明を省略いたしますので、後ほどご覧いただききたいと思います。

[閉会中の継続調査の申出]

○議長（寺林俊幸） 日程第 10、閉会中の継続調査の申出を議題といたします。

総務文教常任委員会委員長、民生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長から、所管事務調査に係る事件につき、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配布した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

[会期中の閉会の議決]

○議長（寺林俊幸） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

本定例会に付された事件は、全て終了しました。

したがって、会議規則第 7 条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。

[閉議・閉会宣告]

○議長（寺林俊幸） 会議を閉じます。

これをもって、令和 3 年第 2 回幕別町議会定例会を閉会いたします。

10 : 52 散会